

平成30年第3回定例会

市 議 会 会 議 録

平成30年8月31日（開会）

平成30年9月21日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成三十年第三回定例会会議録

(平成三十年九月)

垂水市議会

第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（8月31日）（金曜日）

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定	4
1. 諸般の報告	4
1. 報告第 6 号 上程	8
報告、質疑、表決	
1. 議案第 5 5 号・議案第 5 6 号 一括上程	9
委員長報告、質疑、討論、評決	
1. 議案第 5 7 号 上程	1 1
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 5 8 号 上程	1 3
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 5 9 号～議案第 6 2 号 一括上程	1 5
説明、全協、質疑、表決	
1. 議案第 6 3 号 上程	1 6
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 6 4 号～議案第 6 8 号 一括上程	1 8
説明、質疑	
議案第 6 4 号 総務文教委員会付託	
議案第 6 5 号～議案第 6 8 号 産業厚生委員会付託	
1. 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	2 1
1. 陳情第 1 1 号 上程	2 2
総務文教委員会付託	
1. 散 会	2 3

第 2 号（9月11日）（火曜日）

1. 開 議	2 6
1. 一般質問	2 6
堀内 貴志 議 員	2 6
新庁舎建設の問題点解消について	

- (1) 位置の決定と安全性について
- (2) 構造面で想定内の全ての災害に対応できる基準を満たすものであるのか
- (3) 事業費の市民負担はどうか
- (4) 狭隘（きょうあい）化をなくし、市民の憩いの場所となるべき庁舎になるのか
- (5) 新庁舎移転後の旧庁舎周辺の活性化について

ポイ捨て条例の普及の在り方について

- (1) 条例施行後の動向について
- (2) 市民への周知徹底の在り方について
- (3) 「環境美化重点地区」モデル地区の設置は検討できないか

犯罪のない安心安全なまちづくりのために

- (1) 最近の犯罪情勢について
- (2) 防犯カメラ設置の助成制度について

川越 信男 議員 37

子どもの学力向上について

- (1) 学力の現状と課題について
- (2) 子どもたちの学習に対する姿勢、また、教職員の指導力の向上について
- (3) 子どもたちの携帯電話の所持率や家庭学習の状況について

「青少年海外派遣事業～夢の翼」について

- (1) 事業の進捗状況について

新庁舎整備について

- (1) 設計事業者プロポーザル1次審査について
- (2) 設計事業者プロポーザル2次審査について
- (3) 市民への情報提供について

たるみず元気プロジェクトについて

- (1) これまでの実施状況について
- (2) 成果と課題について
- (3) 今後の取組について

「道の駅たるみずはまびら」について

- (1) 現時点での進捗状況について

森 正勝 議員 46

国民健康保険事業について

	(1) 今年4月運営主体が従来の市町村から都道府県に移された。垂水市の現況と課題について聞く	
	ブロック塀問題について	
	(1) 大阪北部地震でブロック塀が倒れて、小学生1人が亡くなった。この事故を受けて文部科学省が総点検を行った。垂水市の結果はどうだったのか	
	ふるさと納税について	
	(1) 2017年の寄付総額は3,653億1,600万円で過去最高だったが、伸び率は1.3倍で2016年より鈍化した。返礼品を見直したことが影響しているようだ。地域応援という原点に戻るべきだと考えるが垂水市の基本的な考え方は	
梅木 勇 議員	5 1
	ごみ対策について	
	(1) 補助金制度の目的と実績を聞く。また、活用状況の認識は	
	(2) 補助金制度の他市町の状況を聞く	
	(3) ごみ処理委託料の算定はどのように行われるのか	
	(4) 補助金単価の増額見直しをすべきではないか	
	来たる選挙について	
	(1) 各選挙の前回の投票率を聞く	
	(2) 期日前投票所を増やせないか	
	まちづくりについて	
	(1) 地域振興計画による各地区の活動状況を聞く	
	(2) これからの推進は	
	(3) 各地区の活動や市の取組には、さらに拡充や活性化の人材が必要ではないか	
川畑 三郎 議員	6 0
	なぎさ荘の現状と今後の対策	
	(1) 隣接地への影響は。取扱いについて岩崎産業との協議結果は	
	垂水市漁協の経営改善の状況は	
	(1) 現在の状況と今後の見通しは	
持留 良一 議員	6 6
	新庁舎建設について	
	問われている住民自治の保障と民主主義	
	～安心・安全な庁舎、さらに多額の費用を要することや市民に身近な施設	

であることから、市民の理解を得ることが不可欠で、このことは何よりも前提の問題である～

説明会后、三つの問題点が市民の間で議論（不信・不満）になっている。

改めて根本問題を問う

（１）位置の問題

安全面等（自然災害）で課題があると指摘される中、C案に決定した理由。安全性や防災センターとしての機能が将来にわたって確保できる保証は何か。同じような要件での庁舎・建設計画があるのか

（２）財政問題

ア 概算事業費及び単価は類似都市の比較ではどうなるか（単純な比較はできないが、客観性と妥当性の観点から）

イ 総概算事業費はどのくらいになるか。概算事業費に含まれていない費用はどのようなものがあるか（例）地質調査費、液状化対策費、解体費用、移転費用等

ウ 事業費の高騰が様々な要因で予想されるがどのような認識か。結果、事業費及び総事業費の増額が懸念される。財政運営と市民生活への影響は（労務単価・建築資材～オリンピック・建設ラッシュ・消費税等）

（３）候補地決定問題

住民自治と民主主義が問われている

①市民が望む機能をもった庁舎に、②財政負担を最小限にし、将来への負担や市民サービスの削減に繋がらないこと、③庁舎の位置については、①と②を踏まえ、市民の合意が得られるような説明や理解に努め、市民の参加で決定していく（私の基本視点）

このような視点や市民参加が実現していれば、結果は「市民が決定した建設地」と考える。市としても「混乱なく、自信」を持って計画が進められたのではないか。住民自治と民主主義に立った手続き方法が改めて問われている。改めて見解を問う（このままでは将来に「禍根」を残すことになるのでは）

与論町庁舎建設基本構想の「結び」の紹介

「基本構想の策定においては、町民アンケート、庁舎建設検討委員会及び住民説明会を実施するなど、庁舎建設に対し多くの町民の皆様からご意見を賜りました。続いて行う基本計画の算定においては、これまで同様に町民の皆様の意向を反映しながら、新たな庁舎の建設を目指す必要があります

す。」

平和行政について

非核都市宣言（2000年9月26日に宣言）してから18年。宣言にふさわしい平和の取組は

- （1）平和事業の取組は（図書館でパネル展開催）
- （2）平和教育の取組は

防災対策について

西日本豪雨災害など過去の豪雨災害から教訓を生かした災害対策が求められている

- （1）今回の豪雨災害の特徴をどのようにとらえているか、本市で活かす教訓は
- （2）「洪水ハザードマップ」は見直す必要はないか
「ハザードマップ」を参考に地域等で、「マイハザードマップ」の作成の検討も必要では（危険な場所の情報の充実）岐阜県可児市（かにし）では、過去の災害や豪雨時の地域の状況について各自治会が収集した情報をもとに作成
- （3）道路側溝の大きさは雨水流出量を算定して計算されているはずだが、データはどれを参考に行っているか、今日の実態に合っているのか
（参考）日本道路協会「標準降雨強度図」、
鹿児島県「鹿児島県における短時間降雨強度方式」

産後ケアの必要性について（少子化対策の一環としても対応が求められているのではないかと）

産後のお母さんの心も体もサポートする支援が求められていて、必要性は高まっている。子育て支援の一環として、安心して利用できる助成制度が必要ではないかと

- （1）国や県の支援の動向や内容は
- （2）県内で実施している自治体と助成事業の特徴は
- （3）本市での実態（市外の施設）の把握と必要性及び課題をどのように考えているか。取組への考えは

感王寺 耕造 議員…………… 80

ブロック塀対策について

- （1）夏休みに行われたスクールゾーン調査の結果は
- （2）撤去補助導入と今後の対策は

教育機会確保法について

(1) 小・中学校のいじめ、非行、不登校の現状と対応について
(2) 確保法に基づいた学校以外の「学びの場」の紹介についての考えは
市道・農道・市河川の除草作業について

(1) 重機リース活用での除草作業を行っているが、作業効率・費用対効果の検証は。また、重機購入の考えは
(2) 大型車両通行の多い道路について、空間の確保が必要では（灌木（かんぼく）除去）

(3) 水辺サポート等の任意団体への除草機器の貸与・補助の考えは
農業施策について

(1) 「ミシマサイコ」の取組状況と今後の対応は。また、他の新規作物の取組は。

(2) 10年後を見据えた耕作者への意向調査

(3) 小規模農家への支援策は

(4) 集落営農、企業、任意団体への支援等についての考えは

空き家対策について

空き家の有効活用を図る

(1) 対策協議会設立以降の取組状況と今後の対応は

(2) 全体調査、地権者への意向調査の考えは

(3) お試し入居体験の拠点作りの考えは（未使用時は、子育て支援等で活用）

(4) 任意団体への支援等は

1. 散会 9 4

第3号（9月12日）（水曜日）

1. 開 議 9 6

1. 一般質問 9 6

北方 貞明 議 員 9 6

災害用備蓄品について

(1) 災害備蓄品の現状について

(2) 賞味期限切れ間近の食料等について

(3) 今後の備蓄計画について

時限立法について

(1) 時限立法の現状について

新庁舎について

(1) 新庁舎計画予定地の民間企業との契約内容は

篠原 静則 議 員	1 0 5
農政について	
(1) 財産の誤った表示登記について	
(2) 農地中間管理事業について	
きれいなまちづくりについて	
(1) 市の取組、職員の取組について	
(2) 市道、県道、県管理の施設について	
小学校の環境整備について	
(1) 敷地内の樹木の管理について	
(2) 更衣室の状況について	
職員の健康管理について	
(1) 現状について	
村山 芳秀 議 員	1 1 5
自治体広聴制度の在り方、取組について	
(1) 新庁舎建設基本整備計画の広聴活動について	
ア 新庁舎建設計画の庁舎位置、建物規模に関して、特に、市街地を形成している垂水地区の反対意見が強い。旧垂水港付近の新庁舎建設基本整備計画について反対署名も始まろうとしている。なぜ、新庁舎建設基本整備計画では、市民アンケートを実施しないのか	
(2) 振興会要望への回答は、なぜ、1年越しか	
ア 年1回の振興会要望事項の取りまとめや地区要望の取扱いが、年度をまたいで処理されており、振興会への報告が遅れている。広聴活動としての地域要望の取扱いや今後の行政の広聴活動の在り方を問う	
墓地行政について	
(1) 市営墓地、集落墓地の現状について	
ア 市営墓地や集落の共同墓地、個人墓地等に関する現状と課題は	
(2) 共同墓地の納骨堂建設や災害復旧などの補助率引き上げを	
ア 空墓、無縁仏が増え墓守が減少する中で、一人暮らしの人や生まれ育った地で眠りたいと不安を抱えるお年寄りが増えている。不安解消のための集落墓地の共同納骨堂建設等の補助率の改定を	
1. 散会	1 2 3

1. 開 議	1 2 6
1. 諸般の報告	1 2 6
1. 議案第 5 7 号・議案第 5 8 号・議案第 6 3 号～議案第 6 8 号・陳情第 1 1 号 一括上程	1 2 6
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 6 9 号～議案第 7 7 号 一括上程	1 3 0
決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査	
1. 意見書案第 9 号 上程	1 3 0
質疑、表決	
1. 閉会	1 3 1

平成30年第3回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別		内 容
8 ・ 3 1	金	本会議		会期の決定、委員長報告、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
			委員会	桜島火山活動対策特別委員会
9 ・ 1	土	休 会		
9 ・ 2	日	〃		
9 ・ 3	月	〃		
9 ・ 4	火	〃		(質問通告期限：正午)
9 ・ 5	水	〃		
9 ・ 6	木	〃		
9 ・ 7	金	〃		
9 ・ 8	土	〃		
9 ・ 9	日	〃		
9 ・ 1 0	月	〃		
9 ・ 1 1	火	本会議		一般質問
9 ・ 1 2	水	本会議		一般質問
9 ・ 1 3	木	休 会	委員会	産業厚生委員会 (議案審査)
9 ・ 1 4	金	〃	委員会	総務文教委員会 (議案審査)
9 ・ 1 5	土	〃		
9 ・ 1 6	日	〃		
9 ・ 1 7	月	〃		敬老の日
9 ・ 1 8	火	〃		
9 ・ 1 9	水	〃		
9 ・ 2 0	木	〃	委員会	議会運営委員会
9 ・ 2 1	金	本会議		委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度垂水市一般会計補正予算（第2号））

議案第55号 平成29年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

- 議案第 56 号 平成 29 年度垂水市病院事業会計決算の認定について
- 議案第 57 号 垂水市マリンスポーツ施設条例 案
- 議案第 58 号 垂水市税条例等の一部を改正する条例 案
- 議案第 59 号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 60 号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 61 号 垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第 62 号 垂水市教育委員会委員の任命について
- 議案第 63 号 平成 30 年度垂水市一般会計補正予算（第 3 号） 案
- 議案第 64 号 平成 30 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 65 号 平成 30 年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 66 号 平成 30 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 67 号 平成 30 年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 68 号 平成 30 年度垂水市水道事業会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 69 号 平成 29 年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 70 号 平成 29 年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 71 号 平成 29 年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 72 号 平成 29 年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 73 号 平成 29 年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 74 号 平成 29 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 75 号 平成 29 年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 76 号 平成 29 年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 77 号 平成 29 年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 選挙 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 意見書案第 9 号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書（案）

陳 情

- 陳情第 11 号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書採択についての陳情

平成 3 0 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 3 0 年 8 月 3 1 日

本会議第1号（8月31日）（金曜）

出席議員 13名

1番	村山芳秀	9番	池山節夫
2番	梅木勇	10番	北方貞明
3番	堀内貴志	11番	森正勝
4番	川越信男	12番	川尻達志
5番	感王寺耕造	13番	篠原静則
6番	堀添國尚	14番	川畑三郎
8番	持留良一		

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	楠木雅己
総務課長	森山博之	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	二川隆志
財政課長	和泉洋一	観光課長	
税務課長	港 裕幸	土木課長	東 弘幸
市民課長	鹿屋 勉	水道課長	園田昌幸
併任		会計課長	萩原竹和
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	紺屋昭男
保健課長	橋 圭一郎	学校教育課長	明石浩久
福祉課長	榎園雅司	社会教育課長	野嶋 正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	松尾智信
		書記	瀬脇 恵寿

平成30年8月31日午前10時開会

△開 会

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成30年第3回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（池山節夫） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（池山節夫） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において川越信男議員、森正勝議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（池山節夫） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る8月24日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から9月21日までの22日間とすることに意見の一致を見ております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月21日までの22日間と決定いたしました。

△諸般の報告

○議長（池山節夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

去る7月11日、池之上誠議員から、一身上の理由により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、

同日これを許可いたしましたから報告を申し上げます。

次に、監査委員から平成30年5月分、6月分及び7月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、国道220号の道路整備促進の陳情については、7月18日に、市長、国道整備促進特別委員会の森委員長及び堀添副委員長と大隅河川国道事務所へ、翌週の7月25日には、副市長及び国道整備促進特別委員会の森委員長と九州地方整備局へ要望し、8月9日、10日の両日は、市長及び国道整備促進特別委員会の皆さんと国土交通省幹部並びに森山裕先生に要望してまいりましたので、ご報告いたします。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長尾脇雅弥登壇〕

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。少し風邪気味で声の調子が悪うございます。ご容赦いただきたいと思います。

6月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について、報告をいたします。

初めに、6月28日から7月8日にかけて、台風7号及び梅雨前線による集中豪雨によりまして、西日本を中心とする広い範囲において甚大な被害が発生いたしました。

この豪雨災害により被災されました皆様をはじめ、関係者の方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々のご遺族の皆様方に対し、深くお悔やみを申し上げます。

本市の被災地に対する支援につきましては、断水などの被害を受けられた広島県へ、2リットル6本入りの温泉水900箱を救援物資として届けたところでございます。

この温泉水の支援をいただきました株式会社桜島名水事業部様、株式会社垂水温泉鶴田様、池田建設株式会社温泉事業部様、株式会社財宝様、エスオーシー株式会社様の5社と、輸送に

関しましてご協力をいただきました園田陸運株式会社様には、心から感謝を申し上げます。

また、7月11日から8月20日までの期間、市役所本庁、牛根支所、新城支所の3カ所に義援金箱を設置いたしましたところ、総額53万1,373円の義援金が寄せられました。市民の皆様の善意に厚く御礼を申し上げますとともに、寄せられました義援金は、垂水市社会福祉協議会を通じて被災地へお届けしたところでございます。

本市における梅雨期間の大雨対策及び台風対策につきましては、警戒本部設置並びに市内全域への避難準備、高齢者等避難開始発令を3回行い、避難所3カ所を開設して対応いたしました。

台風7号によります公共土木施設では、桜島口牛根麓線や高野線、小浜大浜線において道路災害が3件、農業用施設では、新城地区、新御堂地区において水路災害が2件発生しましたので、災害復旧申請採択に向けて準備を進めているところでございます。

なお、この災害復旧につきましては、激甚災害の指定がなされたところでございます。

その他、市道及び林道の一部崩落があったものの、負傷者等はございませんでした。

今後も早めの避難を呼びかけ、早めの情報収集、早めの情報伝達で防災対策を進め、人災ゼロの対策、体制に努めてまいります。

次に、市制施行60周年記念事業でございますが、民法のテレビで放送されております「開運！なんでも鑑定団」の公開収録が7月27日に行われ、県内での放送は9月16日に予定されております。また、8月19日には「NHKのど自慢」の公開生放送が行われました。

2つの事業において、市民の皆様にお愉しみいただけたことはもちろんのこと、全国に向けて、本市の基幹産業や観光スポット等の情報発信ができたものと考えております。

次に、企画政策課所管事項について報告いたします。

南の拠点整備事業でございますが、本年4月25日付、国土交通省九州地方整備局において、「道の駅たるみずはまびら」の登録をしていただき、あわせて6月1日より、エリア全体の愛称募集を行いましたところ、市内外から1,115件もの応募がございました。この応募いただいた愛称をもとに、庁内で投票を行いながら検討し、7月30日の垂水市経営会議において、垂水中央中学校の生徒から寄せられました「たるたるばあく」に決定したところでございます。

この決定された愛称とともに、市内外の皆様へ愛され親しまれるものとなりますよう、引き続き魅力あるエリアづくりに取り組んでまいります。

新庁舎建設関連事業でございますが、8月22日に一次審査が行われ、二次審査に進む9社が選定されました。

一次審査は、本市が設定した課題に対して参加事業者が提出した技術提案書を審査するものですが、応募事業者31社中22社から技術提案書の提出があり、いずれの提案も創意工夫が凝らされた魅力あるもので、審査もやりがいがあったとの報告を受けたところでございます。

二次審査は、9月16日に一般公開のもとで行われ、最優秀者が選定される予定でございます。

次に、農林課所管事項について報告いたします。

去る6月13日に、本市で発生いたしました豚流行性下痢のその後の経過でございますが、蔓延防止に努めました結果、8週間後であります本日、最終的に症状消滅が確認されれば、手続後、9月初旬にも非発生農場へ復帰する予定でございます。

次に、保健課所管事項について報告いたします。

昨年度から、市民の健康長寿や介護予防、子

育て支援を推進することを目的として実施しております「たるみず元気プロジェクト」による健康チェックが、本年度から本格的に実施されております。

昨年度は、65歳以上の市民の方を対象としておりましたが、本年度は40歳以上の市民を対象枠を拡大し、最大23回の実施を計画しております。

現在、8月19日まで10回の健康チェックを実施しており、10回までの申込者数は590名で、実際の参加者が479名の参加率81.19%となっております。なお、全体の参加申込者数が、昨日8月29日現在において946名となっております。

今後も、本事業への参加申し込みをされていない市民の皆様や申し込まれた日時にご都合が悪く参加できなかった方々への参加勧奨を図ってまいりたいと考えております。

次に、水産商工観光課所管事項について報告いたします。

垂水ふれあいフェスタ2018夏祭りですが、ことしも市内外の多くの事業者様や個人の皆様から多くの協賛金をいただき、実施することができました。

ことは、市制施行60周年の記念事業として位置づけ、実施していただきました主催者の垂水市商工会青年部を中心とした実行委員会の皆様に対し、この場をお借りして深く感謝を申し上げます。

当日は、お盆に帰省された方々をはじめ、市内外から多くの方々にお越しいただき、昨年より5,000人多い、約5万人の来場者があり大盛況でありました。

開会宣言の後、垂水市漁協の協力により、カンパチつかみどり体験に抽選で60名の小学生が参加をいたしました。また、ステージでは仮装大賞、かごしまフィッシュガールのカンパチ解体ショー、お笑いや大道芸人ステージなど、昼間のイベントの充実性が図られ、早い時間から

多くの来場者があったことにより、会場内の出店者はもちろんのこと、周辺商店街も大きなにぎわいとなりました。

メインの花火の際には、会場内をはじめ周辺の堤防沿いが多くの観覧者で埋め尽くされており、今回初の試みとなりました音楽とカラーレーザーショーを融合した約6,000発の花火をご堪能いただきました。

次に、スポーツ合宿の受け入れ状況でございますが、7月から8月にかけて、鹿児島ユナイテッド主催により県内外の12チーム参加のもとサマーフェスティバルが開催され、選手、関係者や保護者など多くの方々が本市に来ていただきました。

そのほかにも、鹿児島実業高校と鹿児島高校のサッカー部、鹿児島商業高校と鹿児島女子高校、中京高校の剣道部、松陽高校、龍桜高校の吹奏楽部が本市で合宿をしてくださいました。

昨年と比較いたしますと、滞在延べ人数は約1,400人多い約3,400人となっております。夏休み期間中では過去最高となりました。

これまでの誘致活動、たるみずスポーツランドのリニューアルオープンの成果が出てきているようでございますので、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

また、6月1日から26日までの間、鹿児島市の山形屋の7階レストランにおいて、垂水食材を使ったメニューによる「垂水の味だより」が開催されました。

本市の農水畜産物の県内での販路拡大につながる契機となったため、今後も山形屋との展開を継続してまいりたいと考えております。

次に、8月26日に、大隅地域の農畜水産物の現状の視察のために、地元選出の森山衆議院議員が、安倍内閣総理大臣と長谷水産庁長官をご案内され、垂水市漁協においてカンパチの水揚げ状況を視察していただきました。

岩切組合長からは、カンパチの生育状況や生

産量、販路などについて説明がなされ、総理大臣に直接現状を聞いていただくというこの上ない機会となりました。

また、桜島と海潟漁港の風景が報道され、全国に向けて本市の魅力を情報発信できたものと考えております。

次に、教育総務課所管関係について報告いたします。

教育施設整備につきましては、柗原小学校と新城小学校の自動火災報知設備設置工事並びに垂水小学校外壁改修他工事が順調に進められております。

いずれの学校におきましても、教育活動に支障のないように、夏季休業中に集中的に行ってきたところでございます。

今後の工事につきましても、子供たちの安全・安心に十分配慮しながら進めてまいります。

次に、学校教育課所管関係について報告いたします。

6月22日、「わくわくどきどき！夢教室」を文化会館で開催し、市内の全小中学生が参加しました。

本年度は、空想科学読本などで有名な柳田理科雄先生を講師に、「科学する心は、空想する心から」の演題で講演会を開催いたしました。

柳田先生による興味深い実験は、子供たちの心を大いに引きつけました。参加した子供たちからは、「世の中の謎を見つけ、科学的に考えることのおもしろさを知りました」「先生のお話を聞いて、好きな理科がより一層好きになりました」といった前向きな感想が寄せられました。

また、8月7日、8日の2日間、市内の小学4年生から6年生を対象に、「あつまれわんぱく！夏の勉強会」を垂水中央中学校で開催いたしました。

本年度は、124人の児童の参加があり、希望する教科を重点的に勉強いたしました。

指導者は、市内の各小中学校から44人の先生方がボランティアとして協力していただきました。

子供たちからは、「夏休みの課題が進んでうれしかった」「先生に教えてもらえて、細かいところまでわかるようになった」「来年も絶対に参加したい」などの感想が寄せられました。

一方、先生方からは「課題に意欲的に取り組む子供たちの姿を見ることができた」「他校の先生の指導法が大いに参考になった」といった声が聞かれました。

本事業の内容が充実してきており、児童や保護者から高い評価を得ているところでございます。

ことしの新規事業であります「青少年海外派遣事業～夢の翼～」についての取り組み状況でございますが、本事業は、垂水中央中学校2年生10人を香港に派遣し、国際感覚を養うとともに、英語力向上の契機とすることなどを目的としております。

今回、派遣を希望する生徒が15人に上ったことから、8月2日までに選考試験を実施し、その結果等を踏まえて、8月10日に選考委員会が開かれ、厳正な審査により、派遣生徒10人を決定していただいたところでございます。

その後、8月24日に派遣生徒の結団式を行いました。

今後、垂水市の紹介プレゼンテーションの作成や香港についての調べ学習など、事前研修を重ねていく計画となっており、来年1月の事業実施に向けまして、準備を進めているところでございます。

次に、社会教育課所管関係について報告いたします。

7月15日曜日に、第12回錦江湾シーカヤック大会イン垂水が、柗原垂水南漁港隣の海岸で開催され、小学4年生の部から親子の部までの8部門に、鹿児島市などの県内5市のほか、遠

くは宮崎県都城市や熊本県人吉市から61チーム103人のご参加をいただきました。

地元柘原の皆様をはじめ関係団体のご協力をいただき、当日は天候にも恵まれ、盛会のうちに終了することができました。

次に、7月20日、市内小中学校の終業式の日にあわせまして、セカンドブック・サードブック事業の本の贈呈式を行いました。

この事業は、3カ月健診時に絵本を贈呈するファーストブック事業に加え、新たに新小学1年生の110名を対象としたセカンドブック事業、新中学1年生85名を対象とした県内初の取り組みとなりますサードブック事業として、対象の児童生徒に希望の本を贈呈したものでございます。

これにより、本に親しみ、豊かな心を育みながら、読書への関心を高め、市立図書館の利用が高まるよう期待しているところでございます。

また、7月31日から、市立図書館では昨年引き続き「垂水大空襲から73年、戦争のあった頃のことを知ろう」の企画展を開催いたしました。

ことしは、本年度から「垂水市文化と歴史コーディネーター」として勤務していただいております川崎あさ子さんが、来場者に対し、垂水大空襲などについて説明を行っていただきました。

来場者からは「大変理解を深めることができました」との声をいただいたところでございます。

次に、出張用務につきまして報告いたします。

7月5日から、宮崎県日南市で開催されました「九州・沖縄道の駅連絡会平成30年度通常総会」に出席し、各種議案の審議と役員改選があり、副会長に就任いたしました。

また、道の駅の取り組みについて事例発表があり、2つの道の駅を有することとなります本市においては、交流人口増加を目指す貴重な取

り組みについて学ぶよい機会となりました。

8月9日からは、議長をはじめ議員の皆様と国土交通省及び鹿児島県選出国會議員の方々へ、国道220号線の整備促進、大隅横断道路の早期実現等の要望活動を行ってまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（池山節夫） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第6号上程

○議長（池山節夫） 日程第4、報告第6号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（和泉洋一） おはようございます。

報告第6号専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨による被害に迅速な対応をするため、災害復旧費の執行に急務を要しましたことから、平成30年7月9日に、平成30年度垂水市一般会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりご報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

補正の主なものといたしまして、農業用施設及び公共土木施設に係る災害復旧費でございます。今回、歳入歳出とも1億6,320万円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は、122億6,270万9,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、4ページをお開きください。

現年発生補助災害復旧事業債及び現年発生単独災害復旧事業債の借入れを、右の欄に示す限

度額に変更し、本年度の借入総額を11億3,460万円に補正するものでございます。

8ページをお開きください。

事項別明細でございますが、まず歳出からご説明申し上げます。

11款災害復旧費、1目農林水産業施設単独災害復旧費の委託料は、新城地区及び新御堂地区水路の測量設計業務委託料でございます。

同じく2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設単独災害復旧費の委託料は、市道桜島口・牛根麓線等に係る測量設計業務委託料でございます。

同じく使用料及び賃借料は、市道の土砂除去等に伴う重機借上料でございます。

同じく2目道路橋梁河川補助災害復旧費は、市道桜島口・牛根麓線等に係る工事請負費でございます。

これらに対する歳入は、7ページの歳入明細にありますとおり、国庫支出金、繰越金、市債を充て、収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山節夫） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

報告第6号を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、報告第6号は承認することに決定しました。

△議案第55号・議案第56号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第5、議案第55号及び日程第6、議案第56号の議案2件を一括議題

といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第55号 平成29年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第56号 平成29年度垂水市病院事業会計決算の認定について

○議長（池山節夫） ここで、公営企業決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔公営企業決算特別委員長堀添國尚議員登壇〕

○公営企業決算特別委員長（堀添國尚） それでは、報告いたします。

去る6月22日の平成30年第2回定例会において、公営企業決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査となっております議案第55号平成29年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について並びに議案第56号平成29年度垂水市病院事業会計決算の認定について、去る7月23日に公営企業決算特別委員会を開き、審査いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

審査にあたりましては、予算が議決の趣旨、目的に従って適正かつ効率的に執行されたかどうか、問題点はなかったか、そしてどのような行政効果が発揮できたのか、そのことで今後の行財政運営においてどのような改善工夫が必要かに重点を置き、さらに計数的なことについては監査委員の審査意見書を十分に尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて審査を進め、関係課長の説明を求めながら予算執行の実績を確認し、その適否について慎重に審査をいたしました。

それでは、両決算の主な質疑について申し上げます。

まず、水道事業会計決算においては、検針員の雇用状況についての質疑に対し、「個人の方

とシルバーの方に委託し、1件あたり62円の委託料を支払っている」との答弁がありました。

次に、水道料金の収納状況や不納欠損についての質疑に対し、「未収分については、7月に滞納者へ未納状況のお知らせを出していて、不納欠損については、一人は県外転出者で督促に反応がなく、もう一人は市内に住所を置いたまま不明となっている状況である」との答弁がありました。

また、病院事業会計決算においては、「一昨年度と比較し、財務状況が改善している理由は何か」との質疑に対し、「30年度から利用料金制に移行するためには、未処理欠損金を処理する必要があり、医師会との協議の中で、指定管理料を減額することとし、その減額幅をもって、病院事業会計のほうに留保した形になっているからである」との答弁がありました。

次に、29年度に発生した不納欠損の状況についての質疑に対し、「対象者に親族がいらっしゃらず、死亡されたケースで、今後も改善することはないため、明らかにしたものである」との答弁がありました。

次に、「エレベーターの改修工事は3,000万ほどで金額も大きいですが、何社か見積もりをもらったのか」との質疑に対し、「ほかの業者とは規格が違うため、一社（三菱ビルテクノサービス）に特命でお願いした。財政も含めて協議してお願いしている」との答弁がありました。

以上、主な質疑について申し上げます。

まとめといたしまして、監査委員の決算審査意見書にもありますように、水道事業会計については、収益の基礎となる給水人口が減少傾向にあり、営業収益が左右される上、施設の減価償却や企業債の借入れによる償還額等が経営を圧迫することが懸念される中、新たな企業債の借入れを行ってはいるが、利益が増加し、借入残高が順当に減少してきていることが経営努力の大きな成果である点、病院事業においては、

老朽化が進んだ手術顕微鏡システム一式などを更新し、輸血ポンプチェッカー一式を購入することにより、高度化、専門化、多様化していく医療需要に対応し、高度医療サービスの提供を果たしており、年々人口が減少していく中で、医療の質の向上と安定収益の確保を図りながら、経営改善に努力している点などが評価されています。

本委員会としては、両事業とも引き続き経営基盤の安定化と経営の健全化に努めていただくよう求めるものです。

以上の質疑なども踏まえた上で、議案第55号平成29年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、剰余金の処分については、原案のとおり可決し、決算については、適正であると認め、認定することに決定しました。

次に、議案第56号平成29年度垂水市病院事業会計決算認定については、原案のとおり可決し、決算については、適正であると認め、認定することに決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池山節夫） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号平成29年度垂水市水道事

業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決、決算については認定することとし、議案第56号平成29年度垂水市病院事業会計決算の認定については、認定することに決定いたしました。

△議案第57号上程

○議長（池山節夫） 日程第7、議案第57号垂水市マリンスポーツ施設条例案についてを議題とします。

説明を求めます。

○企画政策課長（角野 毅） おはようございます。

議案第57号垂水市マリンスポーツ施設条例案について、ご説明申し上げます。

今回の議案は、国の平成28年度補正予算に盛り込まれました地方創生拠点整備交付金の対象事業として整備を行い、平成29年度末に完成をいたしましたマリンパーク垂水に関する公の施設としての名称や位置、また施設の管理運営等につきまして、今回議会の議決を求めようとするものでございます。

条例案の内容でございますが、第1条でマリンスポーツの体験交流の場を提供することで、地域の活性化及び市民の健康増進を図る目的を持つ垂水市マリンスポーツの設置について規定をし、第2条で名称及び位置について規定をいたしております。

第3条は、本施設の利用期間及び利用時間を規定しております。

第4条は本施設の利用許可を、第5条は利用許可の制限を、第6条は使用料、第7条は使用料の減免及び徴収の猶予を、第8条は使用料の不還付を規定しております。

第9条は、本施設を利用しようとする者また本施設に入場しようとする者への入場の制限を規定しているところでございます。

第10条は本施設の目的外利用や権利譲渡等の禁止を、第11条は、利用許可の取消し等を、第

12条は現状回復義務を、第13条は損害賠償等を規定いたしております。

第14条から第17条までは、本施設を指定管理者のもとで行わせる場合の内容を規定しているところでございます。

なお、附則におきまして、指定管理者における管理運営を想定し、この条例は6月を過ぎない範囲内において、規定で定める日から施行するとして、施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 2点ほど、マリン施設ということで、特殊な施設だと考えているのです。

厳冬期は開けないということで、ただその場合、なかなか収益が上がらないであろうというような予測もしております。

そういう中で指定管理、これから条例が決まってから選定に入るのでしょけれども、そうなった場合、休業期間中の指定管理の従業員の皆さんの給料をどうするのかとか、収益の部分で心配があるものですから。そうなった場合、本市から指定管理者に対して管理料という部分でお金が発生するのではないかと思います。

そうなった場合、この条例の文では謳ってないような気がするのですが、そこをどの辺で規定していくのかという部分が一点。

あとは、マリン施設ということで海難事故も心配されます。

それなりの人員配置はなさるのでしょけれど、万が一海難事故が起こったならば、それは本市の責任に帰するのか。それとも、指定管理者の責任に帰するのか。その辺の規定もきちんと謳ってないです。その辺についてはどうなのか。また別の部分で規定していくのか。

その2点について、現状で考えられる部分をお示しください。

○企画政策課長（角野 毅） まず、運営につきましてですけれども、冬季間の運用はないということでございますけれども、本市といたしましては、冬季間の運用というものも考えていきながら、海上だけではなく、施設内を活用した運用というものも考えているところでございます。

また、事故等につきましては、今現在いろいろ協議をしておりますけれども。協議の事故等についての表記につきましては、今後指定管理の契約上の中でしっかりと明記してまいりますけれども。

施設等に起因するものと、本市に起因する事由が発生する場合については、本市で責任があるものと思っておりますけれども。運営上で実施するものについては、指定管理者のほうにというような基本的な考え方のもとで整理をしていきたいと考えております。

○感王寺耕造議員 今答弁いただいたのですけれども、指定管理者が事故の責任、従業員の給料も含めて運営していくという方向でいいわけですか。

指定管理料を、本市から支払うということはないわけですか。指定管理者にお金を渡すということはないわけですか。そこをちょっと聞かなかった。

○企画政策課長（角野 毅） 指定管理料の支払いをする部分は発生するということになります。

○感王寺耕造議員 本市から指定管理者に支払う部分があるんですか。逆バージョンです。

○企画政策課長（角野 毅） 休業中の話ということですか。休業は基本的に考えていないということでございます。

年間を通じた運営をするということですか。

○感王寺耕造議員 もう一回整理して言います

と、休業はないということで、年間を通してということは了解しました。ただ、なかなか収益が上がらないのではないかと思いますので、道の駅にしても、売り上げの部分を何%か入れてくださいという規定になっているわけです。

そうではなくて、収益が上がらないような気がするものだから、逆に本市から指定管理を受ける方に助成金というか、管理料を払う部分は発生しないのですかということですか。

○企画政策課長（角野 毅） マリンスポーツの運営上、発生するものと考えております。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。

○北方貞明議員 安全面のことでお尋ねいたしますけれども、波打ち際からどの辺の沖合までが許可になるのか。

また、具体的にテトラポットはありますが、あの範囲内にするのか。それとも、沖合までが許可の場所になっているのか。その辺を一つ教えてください。

○企画政策課長（角野 毅） 今現在、安全面については、鹿屋体育大学等の専門家の方々も入れながら、潮流の調査等も行われております。ですので、安全面を考慮したエリアでの運用ということで、どのエリアを指定されるというのは今後報告を受けられるものと考えております。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。

○川尻達志議員 ちょっと心配、エリアを早く決めないと。例えば漁業権の問題も発生するだろうし、それから、あそこは干潮になったときに使えない。一日のうちに2回干満がある。干満があるのだけれども、9時から5時まででしょう。このうち真ん中で干潮があったときはほとんど使えない。そういったことや、いろいろな問題が今ちょっと思いついたのだけれども。あそこから出ると漁業権の話も出てくるかなということやら、今心配したものだから、エリアを早く決めなさい。そうしないと議論にもならないから。ぜひそのことをお願いします。

○議長（池山節夫） 答弁は要りますか。

○川尻達志議員 答弁は要らない。

○議長（池山節夫） ほかに質疑はありませんか。

○篠原静則議員 1つだけお尋ねしますけれども、条例制定をする前に、4月から12月まで、年間を通じて長期に運営をされるということがわかりました。

最初、マリンパークが施設を建設されるときに、検討はされているとは思いますが、当地の気象状況とか、そういうのは研究をされたか。

○企画政策課長（角野 毅） 先ほども申しましたけれども、体育大学を活用しながら、安全面の調査、潮流の調査といったものについても調査が進められておまして、幸いあの近辺には鹿屋体育大学もあのような同等の施設をお持ちでございますので、冬季間の使用についても十分検討がなされて、安全面の確保を図りながら推進していくということでございます。

○篠原静則議員 安全面の確保を図っていくということですので、調査された内容を教えていただきたいと思います。

○企画政策課長（角野 毅） 現在調査を進められておまして、まだ我々のほうには具体的に、先ほど出ましたエリアでございますとかそういったものも含めて、調査報告を受けて、それを受けて指定管理のほうを進めていくという手続になるということでございます。

○篠原静則議員 一番大事なことであって、その調査がまだ報告されていないということは、ちょっとおかしいような気がするんです。

参考までに、地元の方、それから漁業者の方のお話を聞きますと、南はもちろん西、北、風があると。毎日ではないと思いますが。

それと、一番大事なのが引き潮、丘からの風があつて、丘に漁船がつかないことがあるというふうなお話ですので、年間を通じて運営され

るのであれば、安全面に十分に気をつけられて、ぜひそういう潮の監視体制に十分気をつけて運営をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池山節夫） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） これで質疑を終わります。お諮りします。

本案は、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、総務文教委員会に付託の上、審査することに決定しました。

△議案第58号上程

○議長（池山節夫） 日程第8、議案第58号垂水市税条例等の一部を改正する条例案を議題とします。

説明を求めます。

○税務課長（港 裕幸） おはようございます。

議案第58号垂水市税条例等の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げます。

説明の前に、新旧対照表に修正がございましたので、先ほどお配りいたしました新しいものへの差替えをお願いいたします。

それでは、説明いたします。

今回の改正は、平成30年度税制改正の大綱に盛り込まれ、平成30年10月1日以降に施行される部分について、提案するものでございます。

概要につきましては、働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人をあまねく応援する等の観点から、個人所得課税の見直しを行うとともに、税務手続の電子化の推進やたばこ税の見直し等を行うものでございますが、施行日がそれぞれ異なりますことから、市税条例の一部を改正する条例を5条に分けて、6条として市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する

条例を加えて1つの条例として改正するもの
でございます。

詳細につきましては、先ほどお配りしました
新旧対照表にてご説明申し上げます。

なお、改正が多岐にわたっておりますので、
基本的な説明とさせていただきますことをご
承いただきたいと思っております。

1 ページをご覧ください。

第1条関係としまして、第23条は法律改正に
あわせての規定の整備、第24条第1項は障がい
者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措
置の所得要件の引き上げに伴う改正、第24条第
2項は控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の
整備及び均等割非課税限度額の引上げを行った
ものでございます。

第34条の2は、基礎控除額に所得要件を創設
する改正、第34条の6は調整控除額に所得要件
を創設する改正、2ページから3ページにかけ
ての第36条の2第1項は、年金所得者に係る配
偶者特別控除の申告要件の見直しでございます。

第48条第10項から第12項は、大法人に対する
申告書の電子情報処理組織による提出義務につ
いての規定の整備でございます。

4ページに移りまして、第92条につきましては
は、製造たばこの区分を新たに創設、第93条の
2は、製造たばことみなす場合の法規定の新設
にあわせての新設、4ページから6ページにかけ
ての第94条は、加熱式たばこに係る紙巻たば
この本数への換算方法について、重量と価格を
紙巻たばこに換算する方式とする等の規定の整
備、第95条は、たばこ税の税率を平成30年10月
1日から3段階で引き上げるものでございます。

7ページに移りまして、第98条は、第94条に
おいて定義語を置いたことによる規定の整備で
ございます。

附則第5条は、所得割非課税限度額の引上げ
による改正でございます。

9ページの第2条関係から13ページの第5条

関係までは、第94条の加熱式たばこに係る紙巻
たばこの本数への換算方法について、重量と価
格を紙巻たばこに換算する方式とし、平成30年
10月1日から5年間かけて段階的に移行する等
の規定の整備、第95条のたばこ税の税率を、平
成30年10月1日から3段階で引上げる規定の整
備など、法律改正にあわせての改正でございま
す。

14ページをご覧ください。

第6条関係としまして、平成27年改正条例の
一部改正として、旧3級品の紙巻たばこに係る
税率の経過措置について、平成30年4月1日か
ら平成31年3月31日までの税率を、平成31年9
月30日まで適用するものでございます。

次に、改正附則でございますが、議案の条例
の附則をご覧ください。3枚目の中ほどからに
なります。

第1条に、施行期日を規定しております。第
2条から第3条、第5条から第8条までは、経
過措置を規定しております。第4条及び第9条
は、手持品課税に係る市たばこ税について規定
しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよ
ろしくお願いいたします。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、
これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務文教委員会に付託の上、審査し
たいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、総務文教委員会に付
託の上、審査することに決定しました。

△議案第59号～議案第62号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第9、議案第59号から日程第12、議案第62号の議案4件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第59号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

議案第60号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

議案第61号 垂水市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第62号 垂水市教育委員会委員の任命について

○議長（池山節夫） 説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 議案第59号及び議案第60号につきまして、一括してご説明申し上げます。

両議案とも、人権擁護委員会委員候補者の推薦につき、議会の意見を求めるものでございます。

まず、議案第59号は、現在人権擁護委員であります山ヶ城芳子氏が、平成30年9月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする山ヶ城芳子氏の住所は、垂水市浜平1700番地、生年月日は昭和21年12月15日でございます。

次に、議案第60号は、現在人権擁護委員であります黒石田時江氏が、平成30年12月31日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする黒石田時江氏の住所は、垂

水市新城829番地2、生年月日は昭和18年6月1日でございます。

なお、人権擁護委員の任期は3年でございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第61号の固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

現在、垂水市固定資産評価審査委員会委員であります出水政文氏が、平成30年9月27日をもって任期満了となりますことから、新たに尾迫逸郎氏を選任しようとするものでございます。

選任しようとする尾迫逸郎氏の住所は、垂水市田神2602番地の1、生年月日は昭和27年10月14日、委員の任期は3年でございます。

なお、本議会は地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、議案第62号垂水市教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

現在、垂水市教育委員会委員であります中谷いつみ氏が、平成30年10月1日をもって任期満了となりますことから、新たに田之上厚美氏を選任しようとするものでございます。

選任しようとする田之上厚美氏の住所は、垂水市田神70番地1、生年月日は昭和38年4月17日でございます。

任期は4年でございます。

なお、本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山節夫） ここで、暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持っ

てご参集願います。

午前10時54分休憩

午前11時15分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

まず、議案第59号について適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号については適任とすることに決定いたしました。

次に、議案第60号について適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号については適任とすることに決定いたしました。

次に、議案第61号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号については同意することに決定いたしました。

次に、議案第62号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号については同意することに決定いたしました。

△議案第63号上程

○議長（池山節夫） 日程第13、議案第63号平成30年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（和泉洋一） 議案第63号平成30年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案をご説明申し上げます。

なお、補正の内容を記載いたしました参考資料をお配りしておりましたが、数値に誤りがありましたので、本日訂正したものを改めてお配りしております。おわびして差替え方をお願い申し上げます。

訂正箇所は、歳入の主なものの地方交付税の補正額で、2,530万8,000円と記載しておりましたが、正しくは2,520万8,000円でございますので、そのように訂正いたしております。

今後は、このようなことのないよう細心の注意を払い、事務を行う所存でございます。

今回の主な補正は、人事異動に伴う人件費、垂水小学校石積改修工事設計業務委託などの危険箇所に対処するための経費、2020年鹿児島国体へ向けて備品購入費等の準備費用、農業施設、公共土木に係る災害復旧費等でございます。

今回、歳入歳出とも9,044万1,000円を増額します。これによる補正後の歳入歳出予算総額は、123億5,315万円になります。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、5ページの第2表、継続費をご覧ください。

新庁舎建設工事基本・実施設計業務委託について、事業実施が2カ年に及ぶ見通しとなったため、今回継続費を設定するものでございます。

継続費とは、事業実施が複数年にわたる事業について、予算の定めるところにより、その事業費の総額及び年割額を定めて、数年度にわた

って支出できる費用でございます。

今回、新庁舎建設の設計をするにあたり、基本・実施設計業務委託を一括して契約し、平成30年、31年度の2ヶ年で事業実施することとなりましたので、事業費を2ヶ年で分割して、継続費を設定するものでございます。

地方債にも補正がありましたので、6ページの第3表、地方債の補正をご覧ください。

変更の内容でございますが、庁舎整備事業は、新庁舎建設の基本・実施設計業務委託について、継続費を設定して2ヶ年で実施することとし、今年度については市有施設整備基金を財源とすることとしたため、起債額を減額するものでございます。

また、現年発生補助災害復旧事業は、市道桜島口・牛根麓線等の増額補正に伴うものでございます。

今回の変更に伴う起債額を右の欄に示しております限度額に変更し、本年度の借入限度額を10億9,360万円にするものでございます。

次に、歳出の事項別明細でございますが、主な事務事業等の補正についてご説明いたします。

12ページをお開きください。

2款総務費8目財産管理費の工事請負費は、牛根麓冷蔵庫団地内側溝改修事業でございます。

同じく、10目企画費の委託料は、新庁舎建設に係る基本・実施設計業務委託について継続費を設定し、平成30、31年の2ヶ年で実施することとしたため、平成31年度分の事業費については減額するものでございます。

13ページをお開きください。

2款総務費2目住民基本台帳ネットワーク事業費の委託料は、マイナンバーカード等の旧姓併記対応に伴うシステム改修でございます。

15ページをお開きください。

4款衛生費4目環境衛生費の負担金、補助及び交付金は、二川・中浜地区等の簡易水道施設改良補助金でございます。

16ページをお開きください。

6款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費の負担金、補助及び交付金は、フィッシュガールの関東、関西へのPR活動経費や、垂水漁協加工場全自動梱包機購入に対しての補助金でございます。

次に、7款商工費2目商工業振興費の負担金、補助及び交付金は、秋の産業祭に対する補助金と、垂水市商工会が主体となり市の特産品を活かした新商品開発事業を実施する際の市負担分として交付する6次産業化支援事業補助金でございます。

17ページをお開きください。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費の委託料は、橋梁補修実施設計業務委託料と、垂水9号線の道路改良予備設計業務委託料でございます。

同じく4項港湾費1目港湾管理費の工事請負費は、辺田地区の排水路の改修工事費でございます。

19ページをお開きください。

10款教育費3目小学校施設整備費の委託料は、垂水小学校石積改修工事に係る設計業務委託でございます。

同じく5項社会教育費5目公民館費の需用費は、ふれあい館たるみずのブロック塀修繕等でございます。

20ページをお開きください。

10款教育費6項保健体育費4目国民体育大会準備費の委託料は、来年開催される全日本フェンシング選手権と2020年に開催される鹿児島国体のフェンシング競技の競技会場及び練習場の設計業務委託でございます。

同じく備品購入費は、フェンシング競技に使用するアルミピスト台の購入費でございます。

次に、11款災害復旧費1目農林水産業施設単独災害復旧費の使用料及び賃借料は、林道の土砂除去等に係る重機借上料でございます。

同じく2目農業用施設補助災害復旧費の工事請負費は、梅雨豪雨による水路の災害復旧事業費でございます。

同じく2項公共土木施設災害復旧費の工事請負費は、梅雨豪雨による市道桜島口・牛根麓線の災害復旧費について、県との協議により工法が変更となったため、増額補正を行うものでございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、7ページの事項別明細書の総括表及び9ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国庫支出金、県支出金、地方債などを充て、不足する一般財源分として繰越金などを充てて、収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は各所管常任委員会に付託することに決定いたしました。

△議案第64号～議案第68号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第14、議案第64号から日程第18、議案第68号までの議案5件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第64号 平成30年度垂水市国民健康保険特

別会計補正予算（第1号）案

議案第65号 平成30年度垂水市老人保健施設特

別会計補正予算（第1号）案

議案第66号 平成30年度垂水市漁業集落排水処

理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第67号 平成30年度垂水市簡易水道事業特

別会計補正予算（第1号）案

議案第68号 平成30年度垂水市水道事業会計補

正予算（第1号）案

○議長（池山節夫） 説明を求めます。

○市民課長（鹿屋 勉） 議案第64号平成30年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について、ご説明申し上げます。

1ページに記載しておりますように、今回の補正は、歳入歳出とも392万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億2,753万9,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、平成29年度国民健康保険特別会計決算に伴います繰出金の補正などでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

なお、金額はお示ししてありますので省略させていただきます。

歳出からご説明いたします。

7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費12節役務費の手数料は、国保連合会の共同処理手数料に不足が生じましたので、増額するものでございます。

13節委託料国保電算システム改修委託は、国保制度改正に伴う国保データベースシステム改修委託料を増額するものでございます。

5款2項特定健康診査等事業費は、特定保健指導を行う保健師雇用に係る賃金、旅費を増額するものでございます。

8款4項繰出金は、平成29年度国民健康保険特別会計決算に伴います法定外繰入金の精算で

ございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

5款県支出金は、歳出の一般管理費、特定健康診査等事業費の増額に伴います保険給付費等交付金の増額分でございます。

8款繰越金は、平成29年度決算に伴います前年度繰越金でございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健課長（橋圭一郎） 議案第65号平成30年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれに441万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億1,617万6,000円とするものでございます。

補正の理由でございますが、平成29年度繰越金の確定に伴う補正でございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたします。

7ページをお開きください。

3款諸支出金1項1目の繰出金は、前年度繰越金を一般会計へ繰出すものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

4款1項1目の繰越金は、平成29年度決算額の確定に伴い、補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○生活環境課長（高田 総） 議案第66号平成30年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案について、ご説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、平成29年度繰越金の確定に伴うものでございます。

1ページに記載してありますように、補正の額は歳入歳出それぞれ67万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を3,140万4,000円とする

ものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。

7ページをお開きください。

3款諸支出金1項1目繰出金につきましては、前年度繰越金を一般会計に繰出すものでございます。

続きまして、歳入でございますが、6ページをお願いします。

3款繰越金1項1目繰越金につきましては、平成29年度漁業集落排水処理施設特別会計の繰越金の確定に伴い補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長（園田昌幸） 議案第67号と議案第68号につきましては、水道課所管でございますので、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第67号平成30年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案について、ご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ264万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,458万4,000円とするものでございます。

補正の主な理由は、平成29年度簡易水道事業特別会計の繰越金確定に伴う歳入歳出及び人事異動に伴う給料、手当等の不足額に対し、増額補正するものでございます。

それでは、歳出から事項別明細書によりご説明申し上げます。

なお、金額につきましては、お示ししてありますので省略させていただきます。

7ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費の2節給料から4節共済費につきましては、人事異動に伴い不足が生じるために増額補正するものでございます。

3款諸支出金1項1目繰出金の28節繰出金は、

平成29年度の繰越金の確定に伴い、一般会計へ繰出すものでございます。

次に、歳入でございますが、6ページをご覧ください。

1 款使用料及び手数料 1 項 1 目使用料の 1 節簡易水道使用料は、平成29年度簡易水道使用料の未納額を、滞納繰越分として計上するものでございます。

2 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金の 1 節一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を増額補正しまして、収支の均衡を図っております。

3 款繰越金 1 項 1 目繰越金の 1 節前年度繰越金は、平成29年度簡易水道事業特別会計の繰越金確定に伴い、繰越額を計上するものでございます。

続きまして、議案第68号平成30年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案について、ご説明申し上げます。

補正の主な理由は、人事異動に伴う手当、浄水施設及び導水・送水管、配水施設及び配水管の修繕費を増額補正するものでございます。

それでは、参考資料によりご説明いたします。

5ページをお開きください。

なお、金額につきましては、お示ししてありますので省略させていただきます。

まず、収益的収入及び支出の支出ですが、1 款水道事業費用 1 項営業費用 1 目原水及び浄水費の節修繕費は、浄水施設及び導水・送水管の故障や漏水等の緊急対応のための修繕費を、増額補正するものでございます。

同項 2 目配水及び給水費の節修繕費は、配水施設及び配水管の故障や漏水等の緊急対応のための修繕費を、増額補正するものでございます。

同項 同目手当及び同項の 3 目手当は、人事異動に伴い不足が発生するために、増額補正するものでございます。

1 ページにお戻りください。

したがって、第2条は、平成30年度垂水

市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の営業費用を、614万5,000円増額し、総額2億5,980万円とするものでございます。

第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費の職員給与費を14万5,000円増額し、4,649万6,000円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（池山節夫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 議案第65号、老人保健施設コスモス苑のことについてですけれども、年度途中さまざまな対応で、経営的な問題も含めて対策がとられたと思うのです。

結果として、前年度繰越441万3,000円ということになったと思うのですが、この結果をどんなふう到我々も評価したらいいのか。今後、決算委員会でもあるかというふうに思うのですが。

このことについての結果の考え方について、現場をされている課長で、この1年間を含めてですけれども、結果としてこういうことが出たということ、どんなふうの評価されているのか。

○保健課長（橋圭一郎） 今の議員のご質問でございますが、この441万3,000円という金額につきましては、老人保健施設コスモス苑の29年度の決算の段階で、一般会計繰出金をいただいた部分での不要額を一般会計へ戻すという手配のものでございまして。

28年度と比べますと、若干額としましては、繰出す額は少なくなっておりますが、経営的な部分で申し上げますと、28年度と29年度を比較すれば、29年度は改善されておりますので、その部分につきましては、また決算委員会等できちんとご説明申し上げたいと思います。

○持留良一議員 そうすると、今まで経営的な

ことでさまざまな問題があつて、コスモス苑の経営の問題にもいろいろと意見が出てきたと思うのですが、この28年、29年が経過してみた中で、今の介護保険をめぐるさまざまな問題も含めて、経営的な安定方向というのは、いろんな努力があつたとは思うのですけれども、安定的な方向が生まれつつあるという現状の結果として、こういう繰越金等が発生したというふうな評価なのかどうか。その点を再度確認したいのですが。

○保健課長（橋圭一郎） 今のご質問の関係ですが、経営的なところで安定と申し上げますか、やはり職員の皆様のご努力だと思っております。

以前も委員会等でご説明申し上げたように、どうしても起債の償還の部分で一般会計からの繰出しをお願いせざるを得ないと。そうしたときに、コスモス苑が職員の皆さんのご努力によりまして、コスモス苑内での収支というところでは毎年プラスになっておりますので、そこを職員や医師会の皆さんがご努力いただいたものと考えております。

申しわけございませんが、また委員会等でご説明させていただきたいと思ひます。

○議長（池山節夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第64号から議案第68号までの議案5件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よつて、議案第64号から議案第68号までの議案5件については、いずれも所管の各常任委員

会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（池山節夫） 日程第19、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について2人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切つたところ、市議会議員から選出すべき人数を越える3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よつて、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（池山節夫） ただいまの出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条の規定によって、立会人に森正勝議員、川尻達志議員及び篠原静則議員の3名を指名します。

候補者名簿を配ります。

[候補者名簿配付]

○議長（池山節夫） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○議長（池山節夫） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（池山節夫） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は1番議員から順番に投票願います。

それでは、順次投票を願います。

[1番議員から順次投票]

- 1番 村山芳秀議員
- 2番 梅木勇議議員
- 3番 堀内貴志議員
- 4番 川越信男議員
- 5番 感王寺耕造議員
- 6番 堀添國尚議員
- 8番 持留良一議員
- 9番 池山節夫議員
- 10番 北方貞明議員
- 11番 森正勝議員
- 12番 川尻達志議員

13番 篠原静則議員

14番 川畑三郎議員

○議長（池山節夫） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人の森正勝議員、川尻達志議員及び篠原静則議員は、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（池山節夫） 選挙の結果を報告します。

投票総数 13票

そのうち

有効投票数 13票

無効投票数 0票

有効投票総数のうち

井上 勝博君 5票

森川 和美君 0票

山口たけし君 8票

以上のとおりです。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

△陳情第11号上程

○議長（池山節夫） 日程第20、陳情第11号日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書採択についての陳情を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいまの陳情については、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、陳情第11号日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書採択についての陳情は、総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（池山節夫） 明1日から10日までは議事の都合により休会とします。

次の本会議は、11日及び12日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、4日の正午までに質問事項を具体的に記載の上、文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（池山節夫） 本日は、これもちまして散会いたします。

午前11時47分散会

平成 3 0 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 3 0 年 9 月 1 1 日

本会議第2号（9月11日）（火曜）

出席議員 13名

1番	村山芳秀	9番	池山節夫
2番	梅木勇	10番	北方貞明
3番	堀内貴志	11番	森正勝
4番	川越信男	12番	川尻達志
5番	感王寺耕造	13番	篠原静則
6番	堀添國尚	14番	川畑三郎
8番	持留良一		

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	楠木雅己
総務課長	森山博之	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	二川隆志
財政課長	和泉洋一	観光課長	
税務課長	港 裕幸	土木課長	東 弘幸
市民課長	鹿屋 勉	水道課長	園田昌幸
併任		会計課長	萩原竹和
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	紺屋昭男
保健課長	橋 圭一郎	学校教育課長	明石浩久
福祉課長	榎園雅司	社会教育課長	野嶋正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	松尾智信
		書記	瀬脇恵寿

平成30年9月11日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（池山節夫） 日程第1、これより一般質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。

質問回数については制限なしといたします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、3番、堀内貴志議員の質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。本日のトップバッターで登壇しました、垂水の稔り生む風の堀内貴志でございます。

今回の質問、私にとって2期8年目、30回目の一般質問になりますが、本日も市民からの意見、要望、また、これまで訴えてきたことの確認を含めて質問をいたしますので、関係各課の皆様におかれましては、明瞭簡潔に、そして積極的なご答弁をよろしくをお願いいたします。

さて、8月26日、現職の総理大臣として初めてとなりますが、安倍総理が垂水市を訪れて、さらには垂水市漁協において、桜島を背景に自民党総裁選への立候補を正式に表明するという、垂水市にとっては歴史的となるすばらしい出来

事がある一方で、先週1週間は日本各地で大きな災害が連続しました。

その1つは台風被害です。9月4日火曜日に、徳島県南部に上陸、その後神戸市に再上陸した台風21号は、近畿地方を中心に死者12名、負傷者484名、住宅被害が1,000棟を越し、さらには日本を代表する国際拠点空港の一つ、関西国際空港の閉鎖に追い込む悲惨な災害となりました。

もう一つは、9月6日木曜日午前3時7分に発生した、マグニチュード6.7、震度7の地震です。その後に北海道胆振東部地震と名づけられましたが、震源地である北海道厚真町を中心に死者41名、負傷者675名、避難者1,989名という被害に加え、家屋の倒壊や土砂崩れ、道路の損壊、液状化現象など映像を見ても目を疑うような大規模な災害になりました。

一刻も早く復興が順調に進み、通常の生活に戻れるように祈るばかりです。この場をお借りして、亡くなられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げたいと思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、本日の本題に入っていきたいと思います。

まず1つ目は、新庁舎建設の関係についてお尋ねいたします。

新庁舎建設の問題については、この7月号の市報においても、新庁舎づくりを考えるとというテーマで8ページにわたり市民の皆様が疑問に思われている点について、専門的見解を交えながら、その疑問点の解消に努めるような特集が組まれています。

また、議会においても、これまで多くの同僚議員が新庁舎建設の必要性、事業スケジュール、整備位置、整備規模、安全性について一般質問されています。それだけ議員にとっても、市民にとっても関心の高い重要な事業であると理解しています。

そのような中で、建設予定地に対する市民の

声を聞くと、行政当局のこれまでの説明に対して十分納得している市民もおられる中で、一方では、さまざまな問題に対して不安を感じている方もいらっしゃるように思います。

そういったことから、今回はこれまでの行政当局の説明、同僚議員の一般質問でのやりとりをいま一度再確認をして、私なりに整理をした上で質問したいと思っています。

初めに、建設予定地の決定と安全性についてです。

私は、庁舎建設事業は市民が利用するための機能や防災拠点としての機能を備え、また、経済性が高く、将来のまちづくりにどのように寄与していくかという観点で、この事業を総合的、専門的に判断して進めていく必要があると思っています。

行政当局においては、行政視点で庁内検討委員会を設置し、また、専門的視点で学識経験者や市内関係団体の代表で組織する外部検討委員会を設置するなど、その意見を確認しながら進めてこられたと思っています。

そして、位置決定に対するプロセスですが、当初7カ所の候補地を事業費や建設スケジュールを考慮して3カ所に絞り込み、その3カ所に対して市民の利便性や計画の経済性、実現性、あるいは防災拠点と安全性、さらにはまちづくりの整合性といった評価項目を設けて専門的視野や評価を行い、また、市民に対してはパブリックコメントとして公表し、行政として最終的な判断を行ってきたと認識しています。

私個人としては、専門的、総合的視点で決定すべき問題であるということを考えると、非常に理にかなったこれ以上ないプロセスで決定されたのではないかと感じており、これまで議会に対しても十分な説明がなされてきたと感じています。

しかしながら、建設予定地として決まった場所に対して、異議を申し立てている市民の中に

は、海に近いということで、安全性に不安があると指摘する方もおられます。

この建設予定地である錦江町は、1970年に埋め立てを完了して48年が経過し、公営住宅や垂水中央病院などの公共施設の整備も行われ、個人企業や住宅など多くの市民が生活している地域でもあります。

垂水中央病院においては、昨年30周年を迎えましたが、この地域は一部の道路で冠水する問題点があったものの、これまで大きな災害もなく、問題なく安心して暮らしている地域であると思っています。

市長は、この位置の決定と安全性についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

大きな2つ目は、ポイ捨て条例の普及のあり方についてお尋ねいたします。

ことしの7月1日に施行されたポイ捨て等条例ですが、施行後2カ月が経過して一体全体、市民や垂水市を訪れる方々に浸透しているのかというと、いささか疑問に残る点があります。

私が居住する周辺を見ても、ごみのポイ捨ては後を絶たない、たばこの吸い殻や空き缶や、中には、花火をした後の後始末をせずにそのままごみとして捨てられていることもあります。付近を見ても、看板が掲げられているわけではなく、これまでと何ら変わっていないような気がします。

確かに一度だけ全戸配布でチラシが配布されたことはありますが、施行後2カ月経過して、ポイ捨てに対する認識がまだまだ浸透していないのが現状のように思います。

市民の中には、早朝散歩をしながらごみ拾いをしている方々も見かけることがありますが、それでも数日がたつとまた捨てられている、一向にごみのポイ捨てはなくなるならない、垂水市においてせっかくできたポイ捨て等条例ですが、ポイ捨てのないきれいなまちづくりにするため

にどのように普及するのかが、今後の課題ではないかと思えます。

施行されてからどのような広報をしてきたのか、また市民の周知徹底のあり方について、何か施策はあるのか、お伺いいたします。

大きな3つ目は、犯罪のない安心・安全なまちづくりのためにということをテーマに質問いたします。

このことは、昨年12月議会の中で同様の質問をした経緯がありますが、その後の進展状況もあわせてお尋ねいたします。

垂水市で過去4年間に発生した刑法犯認知件数を見ますと、平成26年が56件、平成27年が63件、平成28年が76件と3年連続で増加しており、平成29年は66件と減少はしたものの、11月には市役所周辺に駐車中の車数台が千枚通し様の物でパンクさせられるという器物損壊事件、また女子高校生を狙った公然わいせつ事件と悪質・特異な事件が発生し、さらにことしの7月2日と17日の深夜には、コンビニ強盗事件が2件発生するなど、年を追うごとに事件の内容も凶悪化している現状が見られます。

しかも、全ての事件で犯人検挙に至っておらず、安心安全であるべき垂水市において、事件に対する市民の不安も大きなものとなっているように思えます。まずは、ことしの垂水市の犯罪状況はどのように推移しているのか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 堀内議員の新庁舎整備位置の決定と安全性についてのご質問にお答えをいたします。

整備位置の決定につきましては、私どもの説明をご理解いただいているようで、心強く感じているところでございます。

ご指摘のとおり、庁舎建設候補地の決定は、非常に重要でかつ総合的判断を要するものでありまして、市として判断をする上で庁内検討委

員会を重ね、また専門的視点であります外部評価委員会の結果を十分に尊重して、また、パブリックコメントの意見を参考にさせていただいたところでございます。

しかしながら、先ほどありましたように不安の声があることも事実でございますので、例えば先日の関西空港の高波による浸水や、北海道地震による液状化などを踏まえて、これまで以上に地震、津波、桜島の爆発などの安全対策を設計・建設段階において確実に講じてまいりたいというふうに思っています。

広報すべき段階で必要な広報周知策についてでありますけれども、広報はやり過ぎということはないというふうに考えておりますので、今後も理解をいただけるように広報に工夫をして努めてまいりたいと考えております。

また、錦江町地区の現状という点では、議員ご指摘のとおりだというふうに思っておりますので、新庁舎建設に当たっては基本計画の中で敷地に対する配慮事項として、海岸に隣接している土地でありますことから、その対策を十分行うこと、現状からの地盤レベルのかさ上げ等の安全対策を検討することを明記しているところでございます。

以上でございます。

○生活環境課長（高田 総） おはようございます。堀内議員のポイ捨て等防止条例の普及のあり方についての質問において、条例施行後の動向と市民への周知徹底のあり方についてお答えいたします。

本市におきましては、平成30年3月に垂水市ポイ捨て等防止条例を制定し、周知期間を経て同年7月1日から施行しているところでございます。

まず、条例施行後の動向でございますが、周知期間である5月に条例の趣旨や制度等を説明したチラシを全戸配布、また環境月間の6月には、広報誌において「垂水の環境を考える」と

題した環境特集の中においても、条例の普及に向けた記事を掲載したところでございます。

また、不法投棄等の違反者に対して指導を行う場合においても、条例の制度等について説明を行っているところでございます。

また、本条例を実効性のあるものにするために、地域における環境美化活動の推進役として普及啓発活動等を行っていただく環境美化推進員を広報誌やチラシの全戸配布により募集を行ったところですが、問い合わせ等はあったものの、よい反応を得られなかったのが実情でございます。

今後、この制度を進めるに当たっては、自ら手を挙げて環境美化推進員になっていただける方の存在が重要であると考えておりますことから、環境美化推進員の募集につきましては、これまでの取組みに加え、新たな方策について検討しているところでございます。

続きまして、市民への周知徹底のあり方でございますが、本条例の一番の目的は、条例を制定することで抑止効果を高め、市民等の美化意識やマナーの向上を図り、本市の環境美化を推進することであり、その目的達成のためには堀内議員ご指摘のとおり、市民の皆様へ周知徹底を行うことは重要なことであると認識しております。

今後は、これまでの取組みの強化に加えて、ポイ捨て等防止条例に係る周知や啓発を目的としたポスター等の作成について検討するなど、制度の周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

本条例につきましては、施行から2カ月が経過したところで、まだその効果は出ていないと考えておりますが、今後も調査研究を行いながら、段階的に手順を踏んで進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（森山博之） 堀内議員のご質問の

最近の犯罪情勢についてお答えをいたします。

鹿児島県警察本部により公表されております平成29年中、市町村別の犯罪発生実態によりますと、先ほど議員からもございましたとおり、本市における昨年中の刑法犯認知件数は66件であり、前年より10件減少しております。

主な内訳は、住宅侵入、オートバイ・自転車等の窃盗44件、万引き7件などとなっております。

また、本年中、本市の刑法犯認知件数は現在のところ公表されておりませんが、垂水幹部派出所に問い合わせをしましたところ、7月末までの県全体の集計によりますと、3,766件と前年比で4.5%減少しているとのことでございました。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、本市においてコンビニエンスストアで2度にわたり強盗事件が発生し、いまだに犯人の逮捕に至っておりません。加えて、近隣市におきましても、同様の強盗事件及び殺傷事件が発生している状況でございます。

今回発生いたしました事件に関しまして、警察による懸命な捜査が続けられており、また、防犯パトロール隊による通学路での重点警戒の取組みが行われております。

本市といたしましても、今後引き続き、警察及び自主防犯パトロール隊等の関係機関との連携を強化し、地域が一体となって多様化しております犯罪の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 それでは、まず、庁舎建設の問題について質問していきませんが、通告で出しておりますけれども、項目が多うございます。その都度、この項目に従って質問を続けていきますので、どうぞよろしく申し上げます。

新庁舎建設の必要性について、まず、最初に訴えたのは平成28年3月議会で篠原議員が、そ

して平成28年6月議会で私が質問した経緯があります。それから、2年間で場所の選定、設計の段階までこぎつけることができたということは、行政当局は段階を踏んでよくやってきたなというふうに思います。

市長も場所の選定で一部の市民の中で不安な声があるということも理解した上で、基本計画の中で地盤レベルのかさ上げなどさまざまな対策を検討していくとのことでした。そして、市長には、今後も十分に広報をやっていただいて、市民の不安の解消に努めてほしいというふうに思います。

通告の2つ目の質問に移らせていただきます。

構造面で、想定内の全ての災害に対応できる基準を満たしているものであるかということです。建設予定地として決まった場所に対して異議を申し立てている市民の方々の意見を見ますと、まとめると大きく2つに分けられるのではないかというふうに思います。

一つは、海に近いということで安全性の関係で不安視する考え、もう一つは、市庁舎が移転することで、現在の庁舎付近が衰退していくのではないかと、人の流れがなくなるのではないかと不安の声だと思えます。

まず、1つ目の海に近いこと、安全性の関係で不安視する声ですけれども、市長の答弁にもありましたが、設計段階で安全対策をしていくとありました。具体的にはどのような構造面でどのような基準ですか、想定内の全ての災害に対応できる安全性を確保することができるのかと問題ではないかと思えます。

今回、庁舎建設に対して行政当局は、鹿児島県が示した地震等災害予測調査結果に基づいて検討されたと説明を行っています。6月議会でも持留議員から安全性、耐震性の高い庁舎として役割が果たせる機能となっているかとの質問がありましたが、ここで改めて構造面で全ての

想定内の災害に対応できる基準であるのか、お伺いします。

○企画政策課長（角野 毅） おはようございます。堀内議員の新庁舎建設構造面で、想定内の全ての災害に対応できる基準を満たすものであるかというご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、庁舎本体の構造体、建築非構造部材、建築設備につきましては、現在、想定し得る災害に対しまして、耐震安全性の最高グレードで整備をする計画でございます。

なお、防災拠点としての機能を発揮するためには、防災担当部局と連携をいたしまして、垂水市防災計画や業務継続計画などへの反映も必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 それでは、今の答弁に対してちょっと質問をしますが、想定できる災害に対して耐震安全性の最高グレードで調整すると話されました。

想定される被害というのは、平成25年7月、鹿児島県が示した地震等災害予測調査結果に基づくものであると思います。これ見ると、南海トラフケースでは、垂水市は津波襲来に伴う浸水による避難困難となる区域はない。心配されるのは桜島東方沖、いわゆる湾奥の海底噴火に伴う津波、これについては、垂水港地区で1.84メートルと示されており、当地区、今回建設予定地の地区は2.2メートルということで影響はないと言われるものの、約30センチの差です。

そこで、市長の答弁でもありましたが、地盤レベルのかさ上げなど十分な対策を講じるということでもいいのか、確認をいたしたいと思えます。

○企画政策課長（角野 毅） 耐震安全性の最高グレードということでのご質問でございます。

耐震安全性の最高グレードにつきましてでございますが、国土交通省が定めます官庁施設の総合耐震計画基準において、施設内容に応じま

して建物の耐震安全性の目標が定められております。

庁舎本体の構造体でございますが、Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類の3つの区分がございますが、最高グレードはⅠ類、耐震安全性の目標は、大地震動——これは震度6強から7に相当する地震でございますが、この地震の後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標として、人命の安全保障に加えまして十分な機能確保が図られているとなっております。

建築非構造部材でございますが、A類、B類に分類されておまして、最高グレードはA類、耐震安全性の目標は、大地震動後、災害応急対策活動でありますとか、被災者の受け入れの円滑な実施、また危険物の管理上で支障となる建物非構造部材の損傷、移動などが発生しないことを目標として、人命の安全確保が図られているとなっております。

建物設備でございますが、甲類、乙類に分類され、最高グレードは甲類、耐震安全性の目標は、大地震動後の人命の安全確保及び二次被害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できるというふうになっておるところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 今耐震安全性の最高グレードで整備する、いわゆる項目で構造体、建築非構造部材、建築設備、構造体については、3種類あってその最高グレード、Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類のⅠ類が一番最高グレード、これを使うと。非構造部材については、A類、B類でA類、最高グレードのA類を使うと。建築設備については、甲類、乙類、甲類が最高グレードということで、いずれも最高グレードで使うということになります。

一部の人の中には、想定外の災害に備えるべきと言われる人もいますが、現時点で想定外と

いうのは想定できないから想定外というのであって、現時点では想定される災害に対してしっかりと対応することが必要ではないかと思いません。

ここに防災拠点、この5月に国交省から出された「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」というのがあります。ことしの5月に国交省から出されたばかりです。

このガイドラインは、熊本地震をはじめ、これまで大地震において倒壊、崩壊に至らないまでも構造体の部分的な損壊、非構造部材の落下等により地震後の機能継続が困難となった事例に対して、大地震時に防災拠点等となる建築物について、安全性に加え地震後も機能を継続できるよう、より高い性能が求められていることから、昨年7月に国交省が検討委員会を設置して、防災拠点建築物について大地震時の機能継続を図るに当たり必要となる事項について、建築主、設計者、管理者の参考となるガイドラインを取りまとめたものであります。

いわば国が定めるガイドラインに従って、垂水市の新庁舎建設も、最高で最新の防災拠点等として使用できる基準を満たしている庁舎ということでもいいのかどうか、その点をちょっと確認をとりたい。

○企画政策課長（角野 毅） そのように認識して建築を進めていくという考えでございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

続いて、通告で3番目に書いてあります事業費についてであります。庁舎建設、多額な事業費を要します。市民視点としても、よいもののできるだけ費用をかけずに達成することが本音であると思います。

かといっても、安く仕上げればいいというものではありません。必要なものは備えた施設でなければならないと思います。

基本計画に示された概算事業費では、新庁舎本体工事、附属棟工事、外構整備費、設計費、

用地取得費、備品購入費等の積み上げた試算合計額として、36億9,600万円と示されています。

3候補地の評価資料を見ますと、決まった建設予定地のコストが一番低く、他の候補地と比較すると5から7億円の開きがあるようです。行政当局は、市財政の負担を少しでも小さくするために、市有施設整備基金の活用や交付税措置のある地方債、いわゆる公共施設等適正管理推進事業債を活用すると説明をしております。

私は、今後50年、100年を使う庁舎は世代間で平等に負担していくためにも、この公共施設等適正管理推進事業債を使い、長期にわたって償還していくべきものと感じています。

そこで確認ですが、庁舎建設に関しては市民負担というものがあるのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○企画政策課長（角野 毅） 事業費の市民負担はどうなるのかというご質問にお答えをいたします。

庁舎建設に関する市民負担の考え方は、議員ご指摘のとおりで、今回の庁舎整備も道路事業などと同じく、地方債を活用して長期にわたる世代間負担を原則としております。

ただし、庁舎整備に当たっては、通常一般単独事業債を活用することになりますが、熊本地震後、平成32年までの限定措置として、公共施設等適正管理推進事業債が創設され、本市においても、財源として活用する計画としたところでございます。

この事業債の活用により、起債対象事業の少なくとも22.5%程度が交付税として算入されますので、通常の一般事業債を使うよりは財政負担が抑えられるものと考えているところでございます。

○堀内貴志議員 平成32年までの限定措置として公共施設等適正管理推進事業債があると。それじゃ、平成32年以降もこの事業債が継続するのかどうかということをお考えますと、全くの不

明であります。ない可能性のほうが高いと思います。有利な事業債があるときに確実に利用する、このことが市民負担にもつながるものと思います。今後も、市民負担の軽減という視点でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

続いて、4番目の質問に移りますが、市民のための庁舎になるか、狭隘化をなくし、市民の憩いの場所となるべき庁舎になるかということの質問に移らせていただきますが、現在の庁舎は、庁舎全体が狭く、バリアフリーにも未対応、そして市民活動スペースもなく、さらには駐車スペースも十分ではありません。

庁舎づくりで大切なことの一つは、市民が必要とする機能が備わったものであるかどうかということ、市民のニーズが反映されたものであるかという点だと思います。狭隘化をなくし、かつ市民の憩いの場所となるべき庁舎づくりについて、どのように進めていくのか、お伺いをいたします。

○企画政策課長（角野 毅） 堀内議員の狭隘化をなくし、市民の憩いの場所とすべき庁舎になるのかということについてのご質問にお答えをいたします。

垂水市新庁舎建設基本計画におきまして、5つの庁舎整備基本方針がございます。その1番目に、市民に親しまれるやさしい庁舎を掲げております。この項目の中でユニバーサルデザインへの対応、窓口・案内機能、市民交流・協働機能など具体的な整備機能は示しており、今後、設計事業者決定後は、さらに市民ニーズを確認する機会を数多く設け、市民の皆様が憩える場所として実感できるよう努めたいと考えているところでございます。

○堀内貴志議員 一部の意見で、人口に合ったコンパクトな庁舎という意見もあります。そのことも大切ではあると思いますが、庁舎が交流の場となることも大切であると思います。時には待ち合わせする場所だったり、打ち合わせを

する場所だったり、市民同士が交流するスペースがあり、市民が庁舎を利用しやすい建物にすることが、行政と市民との距離感をなくすことにもつながり、誰もが居心地のいい庁舎になるものと思います。その点も市民のニーズをしっかりと反映した庁舎づくりをお願いしておきます。

最後になりますけれども、新庁舎移転後の旧庁舎周辺の活性化について質問しますが、建設予定地が決まった場所について、異議を申し立てている方の意見の一つに、市庁舎が移転することで現在の市庁舎付近が衰退していくのではないか、人の流れがなくなるのではないかという意見があります。

新庁舎移転後のこの庁舎の跡地ですね、その活性化について市長はどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○市長（尾脇雅弥） 堀内議員の新庁舎移転後の旧庁舎周辺の活性化についてということですが、大変重要な視点であるというふうに考えておりますし、これまでもそのような形でお話をしているところでございます。

現庁舎がなくなっていくと、周辺が衰退をしていくという不安の声があるということを知っておりますし、実際に、外部委員会委員長宛にも上町通り会から要望書も出され、外部委員会も市に対して委員会でも重要な検討項目であると判断をして、現庁舎の活用と地域の活性化につながる跡地利用の検討を行うことと要望書が提出をされております。

市といたしましても、周辺環境整備部会を設置をして検討を指示したところでございますけれども、基本的な考え方、進め方について、私の考えを少し述べさせていただきたいと思っております。

まず、その前に、なぜ今新庁舎建設なのかというそもそもの話でありますけれども、一言で言いますと、地震などの災害が発生したときに、

築60年のこの現庁舎では安全上のリスクが大きいからであります。

例えば、2年前の熊本大震災において、宇土市の5階建ての庁舎の無残な状況がテレビで映し出されました。総務省が示す鉄筋コンクリートの耐用年数が50年でありますことから、築51年の宇土市の庁舎も建替えの検討を重ねておられたようでありますけれども、判断が先送りされていたという記事もございます。

そのことが一つの大きなきっかけであり、また、平成28年6月議会以降においても、多くの市議会の先生方からも新庁舎を早急に建てるべきという後押しをいただきながら、これまで先ほどお話があったように、庁内検討委員会を17回、また外部委員会を6回、さらには市民の皆様の声を直接伺うパブリックコメントなどを行いながら、さらには全員協議会での議会の皆様方への進捗状況の説明、加えて広報誌や住民説明会などの手順を踏まえて、現状に至っているところでございます。

私は市長として、多くの市役所職員が終日働き、また多くの市民の皆様がここで集う、この現庁舎の安全のリスクを先送りすることなく、一日も早く解決すべき責任があると考えております。

その上で、移転に際する周辺環境整備に対しても、多くの方々の声を聞きながら、おおむね4年後の移転時に喜んでいただく対策を講じていかなければならないというふうにも考えております。

具体的には、まず基本的考え方としては、垂水市全体の発展につなげることが大事であり、そのための方向性としては大きく3つあるというふうに思っております。

1つ目が、にぎわいを生み出すような場所、2つ目が、市民の暮らしを便利で豊かにする場所、3つ目が、人々が憩い交流する場所。具体的なものは今回は差し控えますけれども、以上

のような考え方に従って、今後、どのような方向性で垂水市の活性化につなげていけるか、多くの市民の皆様をはじめ、特に周辺にお住まいの皆様方の意見を聞きながら、新庁舎建設事業とあわせて、跡地の活用策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。この庁舎の跡地の活性化について、市長は直接のコメントを差し控えましたけど、例えば中央地区の公民館だったり、あと歴史文化資料館だったりという考えもあると思います。

通り会や市民の意見、要望をしっかりと聞いた上で、これまで以上にぎわいのある施設になるよう、リーダーシップをとっていただいて、検討していただきたいというふうに要望しておきます。

そして市民の庁舎建設については、今回も多くの議員が質問しますけども、私は、これまでの問題点を解消するために質問を確認の意味でさせていただきました。今後もさまざまな課題があると思いますけど、市民のニーズをよく把握して、そして行政と市民の距離感、距離がなくなる、職員も市民も居心地のいい庁舎になるように庁舎建設のほうを進めていただきたいということをお願いしまして、次の質問に入らせていただきたいと思います。

大きな2つ目のポイ捨て等条例の普及のあり方について。

これまでチラシ配布、広報誌に載せたと、あと推進員の募集もしているということであります。あとポスターも検討しているということでした。市民の周知徹底については、やっぱり今後の課題であるのではないかなというふうに認識しております。

推進員の募集が先行でしておりますが、私個人としては、推進員の募集もそうですが、まず、これことしの3月議会でもお話をしました。そ

のときに、環境美化推進地区、いわゆるモデル地区の設定はできないかということを質問した経緯があります。推進員も、そのときもお話しました。

課長の答弁は、モデル地区については、その地区の活動や生活環境が模範となり、その取り組みが、将来的に市内全域に浸透していくことが設置の目的であると考えられる。本市の環境全体の推進に有効な手段であるとして、今後、法的な整備、活動内容、選任方法について検討し、他の自治体の取り組みについても調査研究して、前向きに取り組んでいくという答弁がありました。

推進員よりも、私はまずモデル地区をつくらせて、モデル地区の中に推進員をつくるという考えもあるのではないかなと思いますけども、このモデル地区の設置についてはどのようにお考えなのか、もう一度質問したいと思います。

○生活環境課長（高田 総） 環境美化重点地区・モデル地区の設置は検討できないかについてお答えいたします。

設置の目的につきましては、今、堀内議員がおっしゃったとおりの、地区の活動が模範となり、将来的には市内全域に浸透していくことが目的であると考えております。

まず、本条例に係る取り組みを効果的にするものにするためには、段階的に手順を踏んで進めていく必要があると考えており、他の自治体等の事例についても調査したところでございます。

提案いただいております環境美化重点地区・モデル地区の設置につきましては、地区内に自ら行動を起こし、活動の先頭に立っていただくような人材、例えば美化推進員として積極的に手を挙げていただけるような方がいらっしゃることで、また、地域住民皆様の総意を得られる地区であることが条件となってくるのではないかと考えております。

また、その取り組みの成果等を市内全域へ浸透させるためにも、各地域における美化推進員の

確保は必要不可欠であると考えております。

そのようなことから、今後、美化推進員の人員確保に向けた取組みを強化し、環境美化活動に向けた環境や体制づくりを行った後、環境美化重点地区・モデル地区の設置については、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 今の話だと推進員をつくってからモデル地区をつくと、推進員がいるところでモデル地区をつくっていくんだと。最初の課長の答弁だと、推進員の募集をしたと、自ら手を挙げる人はいない、新たな方策を考えると、これ広報がしっかりしてあるのかということと、あと自ら手を挙げるというよりも、こっちから積極的に声をかけて、どうですかという、そういう動きも必要ではないかと思いますが、その点はどのように考えているか。

○生活環境課長（高田 総） 今、検討している段階でございますが、再度、全戸配布による募集をしたいと考えております。

今回は申込欄を入れるなど、工夫をしていきたいと考えております。再度募集を行って、確保できない場合には、本市の実情に合った手法などを検討して、確保に努めてまいりたいと考えております。

○堀内貴志議員 ぜひ、推進員を確保していただいて、モデル地区をつくっていただきたいと。まず、1カ所つくりましょうよ、モデル地区、1カ所モデルつくって、そこに推進員を設けましょうよ。そして、そこで事業を展開させて、成功させて、それを市内に広げていく、これも一つの広報のやり方だと思いますので、その点しっかりとやっていただきたいなと思います。

あとポスターもこれから検討すると言われました。これ私の考えなんですけど、ポスター、ただポスターを業者に頼むのではなくて、小学校、中学校、高校を対象にポイ捨て絶滅ポスターコンクールを開催すると。そういうことに

よって、子供たちの中でごみを捨てちゃいかんという気持ちが湧いてくると。そして、それが市内に広がっていくと。これも一つの方法だと思いますので、ぜひともポスターコンクールを開催してはどうかというふうに思いますけど、検討していただければと思います。

あと看板、今見ますと古い看板はありました。多分、産廃の法律ができたときのやつですかね、ポイ捨て等の防止の、この条例の看板はまだしてありません。ぜひとも看板、のぼり旗、これもやっぱり広報の一つではないかと思います。

あとキャンペーン、マスコミを使った広報、市民だけじゃないんですよ、ごみを捨てるのは、よく潮彩町を散歩しますけど、潮彩町でよく釣り人が来ております。捨てられているごみの中には、この前なんかは新品のさお、カッター、発泡スチロールがありましたね、ケース、大きいケース、1メートル2、30のケース、それはそのままほっとかれてありました。

あと釣り針を包装してあるビニール、潮彩町付近、何か釣り人が結構マナー悪いような気がします。その方たちにどういうふうにご報告していくのか、それも大切なことだと思いますので、その点もしっかりやっていただければなというふうに思います。

3問目に、本来でいくと、具体的にはどのような活動をするのかというふうにお聞きしたいんですが、私が今言ったことも含めて、行政当局はどのように考えているのか、モデル地区、推進員の具体的な業務ですね、どのようなことをさせるのか、行政の考えがあれば聞かせてください。

○生活環境課長（高田 総） 環境美化推進委員と環境美化重点地区・モデル地区の活動内容についてお答えいたします。

まず、環境美化推進委員につきましては、3月の条例制定に続き、5月に垂水市環境美化推進委員設置要綱を定めたところであり、その活

動内容については、要綱の第4条において、推進委員の活動業務として、垂水市ポイ捨て等防止条例の禁止行為に違反した者への指導や報告、市民への環境美化活動の普及、啓発及び指導を行うと定めております。

次に、環境美化重点地区・モデル地区の活動につきましても、現在調査研究の段階でありますことから、仮想という形でお答えさせていただきますが、地区住民の皆様の総意のもと、地域で一体となった定期的な環境美化活動、例えば、清掃活動や花いっぱい運動等の実施、また地区内において強化期間を設定し、のぼり旗の設置やチラシ等の配布による環境美化の推進、啓発活動を行うことが想定されると考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

あと一つ、推進委員が指導するということがありました。この人、推進委員の人なのか、単なるおじさんなのか、単なるおばさんなのかかわからないと思うんですよ。多分帽子をかぶるとか、腕章をつけるとか、そこも考えていると思いますけど、その点はどうお考えですか。

○生活環境課長（高田 総） その帽子とか腕章も考えており、腕章につきましては、ちょっといつつくられたのかわかりませんが、美化推進員という腕章が以前つくってあったように、在庫がありますので、それも利用していきたいと考えております。

○堀内貴志議員 進め方の施策はさまざまあると思います。いろんなことを工夫して、ごみのないまちづくり、そして、それが市民に広がるように、広報を進めていただきたいというふうに思います。

最後の質問、犯罪のない安全なまちづくりのためにということで質問をいたします。

課長も答弁されましたが、認知件数としては昨年対比で減少している傾向にあります。こと

し6月19日、記憶の新しいところで、鹿屋で、健康増進センターで殺人事件も発生しています。コンビニ強盗、鹿屋で2件、垂水で2件、きのう霧島で1件発生しましたやつはもう既に検挙されていますが、今回の一連のコンビニ強盗の事件とはどうも違うようであります。

課長の答弁、凶悪事件には触れませんでした。県内ことし7月末の刑法犯認知件数比較しますと、昨年、凶悪犯が12件だったんですよ。それで、ことし既に32件。県内ですよ。約20件急増している現状にあります。要は、何が言いたいかということ、事件が凶悪、悪質化している現状があるということです。

垂水市も防犯灯の設置で、防犯灯の設置の助成金を考え、つくっておりますよね。安心安全なまちづくり、そのためには、私12月議会でも訴えましたけども、防犯カメラの設置、これも必要ではないかなというふうに言われます。他の自治体を調べますと、自治体が助成して防犯カメラの設置に推進している地区もあります。この助成制度について検討されたのかどうか、その後どのような点が前と比較して進んでいったのか、その点をお聞きしたいと思います。

○総務課長（森山博之） 防犯カメラ設置の助成制度についてお答えをいたします。

防犯カメラの設置に関する助成制度につきましては、先ほど議員からもございましたとおり、平成29年第4回定例会においてご質問をいただいております。その後、調査を行いましたところ、県内他の自治体におきましては、現在防犯カメラの設置に係る助成制度は、制定、運用している市町村の該当はございませんでした。

なお、全国では82の自治体が要綱を制定し運用されているようでございますが、内容を確認しましたところ、振興会やボランティア団体が助成の対象となっております。あわせて、公園や公共の道路を映すカメラであることなどが、助成の要件として設定されている自治体が多く、

個人宅が撮影の範囲に入らないようにするなど、プライバシー保護に対する配慮もなされて定められているようでございます。

市内の銀行及びコンビニエンスストアに聞き取りをしましたところ、各店舗において屋内外に設置をしているということでございました。

また、防犯カメラは性能により価格差が大きく、室内撮影用の標準的なものはおおむね4万円程度ですが、録画機能や天候及び昼夜を問わず使用可能で、撮影範囲の可動調整ができることに加え、顔の識別まで可能である高性能を有するものは30万円と高額なものもございます。

これに対し、制定されている自治体の助成制度では、設置に係る費用の2分の1から4分の3程度で、上限は10万円から30万円と幅があるようでございます。

防犯カメラの設置の必要性について、垂水幹部派出所に問い合わせましたところ、犯罪が多発する繁華街では、道路管理者や通り会がカメラを設置する例があるとのことでございましたが、本市においては該当する箇所がないとのことでございました。

防犯カメラを警察が設置することに関しては、これまでに設置実績がなく、現在のところ検討されていないということでございました。

防犯カメラの普及は、凶悪犯罪等の抑止力と事件の早期解決に大きな役割を果たすものであると考えております。本市としましては、今後も引き続き警察及び振興会、防犯ボランティア団体等、治安状況を注視しながら団体への助成に絞り、必要であると判断された場合は、新規創設に向けて取組んでいけたらと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 一番最後の言葉が引っかかりますね。必要とある場合にはということで、設置に向けて検討をしていくと。必要である場合、いつなんでしょうかね。前回質問したときの答

弁からすると、少しは進展したのかなというふうにも思います。

今後防犯カメラの設置助成というのは、全国に広がりを見せていくものであると思います。他の自治体の動向を見てから検討をするというのではなくて、もっと積極的に自分の自治体から広げていく意欲が欲しいと私は思います。

犯罪のないまちづくり。仮に犯罪が発生したとしても、すぐに捕まってしまうという環境づくりが犯罪抑止にもつながり、安心安全なまちづくりに達成できるものと思います。今後も機会あるごとに訴えていきます。

きょうは、これにて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩いたします。

次は、10時35分から再開いたします。

午前10時25分休憩

午前10時35分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、川越信男議員の質問を許可します。

[川越信男議員登壇]

○川越信男議員 おはようございます。9月に入り、朝夕だいぶ過ごしやすくなりましたが、ことしの夏を振り返りますと、猛暑に始まり、四国・広島・岡山を襲った豪雨、8月に発生した台風の9個の数、また9月3日の北海道の地震と、今想定外の天災が日本列島で発生し、自然に対し驚異を感じずにはおれません。猛暑での熱中症、大雨による甚大な被害、最強の台風21号では車がおもちゃのように飛ばされ、地震においては目を疑うような光景がテレビから流されました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたし、ライフラインの復旧とインフラの整備を急ぎ、安心できる生活をお願いしたいもの

であります。

垂水市においては、今のところ大きな災害は発生しておらず、一安心しておりますが、今までの災害を見てみますと、9月に発生しているようですので、気象状況等を注視され、早めの情報提供により犠牲者を出さない対策が急務であろうかと思えます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、さきに通告しておりました質問をいたします。明快な回答をお願いいたします。

最初に、子供の学力向上についてであります。

近年の急速な情報化や技術革命、またそれらを背景として、経済や文化など社会のあらゆる分野での国境を超えた交流が盛んになり、国と国、人と人とのつながりは、ますます大切さを増してきています。

こうした情報化やグローバル化といった社会的な変化が、人間の予測を超えて進みつつあり、こうした新しい課題に対応できる人材を育てるためにも、子供に学力を身につけさせることは必要不可欠なことであると考えます。

そこで、まず子供の学力向上について伺います。

まず、先般公表された全国学力・学習状況調査を始めとする学力の調査結果を受けて、垂水市の子供たちの学力の現状と課題について学校教育課長に伺います。

2番目に、青少年海外派遣事業～夢の翼～について伺います。

この事業については、新規事業の見解として、私はさきの3月議会で質問させていただきました。また、冒頭申し上げましたとおり、情報化は急速な展開を見せております。今の時代、瞬時に世界とつながるネット社会であります。国内にとどまらず世界を相手にする時代でもあります。そうした中で、垂水の子供たちを海外に派遣する本事業の持つ意味は、非常に大きいものであると思っております。事業実施に向けて、

これまでの進捗状況について教育長に伺います。

3番目は、新庁舎整備について伺います。

議会初日、市長の諸般報告の中で、今回の設計事業者プロポーザルにおいて技術提案書の提出が22社あり、一次審査結果、9社が9月16日に行われる二次審査に進むこととなった報告がありました。この設計事業者プロポーザルの審査は、鹿児島大学の先生が4名、市を代表として副市長、総務課長、財政課長の3名の計7名により行われるとのことですが、一次審査の状況について、差し障りのない範囲で副市長に伺います。

4番目は、垂水元気プロジェクトについて伺います。

市民の健康長寿や子育て支援をテーマとしている垂水元気プロジェクトについては、昨年、鹿児島大学病院副院長の大石教授が垂水市スーパーバイザーに就任していただき、健康チェック事業が始まったと記憶しております。

昨年度は試行的な取組みで、今年度から本格的に実施されており、さきの市長の諸般報告でありましたとおり、最大23回の健康チェックを実施するというので、既に11回の健康チェックが実施されているようですが、現在までの実施状況について課長に伺います。

最後に、道の駅たるみずはまびらについて伺います。

現在、道の駅たるみずはまびらの本体施設を中心に工事が着々進んでいる状況を、朝夕目の当たりしております。オープン間近までさまざまな工事が行われていくと予想されますが、そこで、直近における工事の進捗状況がどのようになっているのか課長に伺いまして、1回目の質問を終わります。

○学校教育課長（明石浩久） おはようございます。川越議員の学力の現状と課題についてのご質問にお答えいたします。

小学校6年生と中学校3年生を対象としまし

た全国学力・学習状況調査結果が、去る7月31日に公表され、本市におきましては、国語、算数・数学、理科ともに全国や県の平均をやや下回りました。しかしながら、調査対象の子供たちの過去の結果と比較しますと、その差は縮まりつつあるところでございます。

課題といたしまして、長い文章を決められた時間の中で正しく読み取る力や、理由や根拠をもとにきちんと説明する力などが十分に身につけていないことなどが上げられました。

また本年4月、小学校2年生から中学校3年生までを対象に実施した全国的な標準学力検査におきましては、小学校は全国平均を上回り、中学校はほぼ全国平均並みの結果が出ております。

こうした学力調査の課題を真摯に受けとめ、読解力向上のための音読の充実や、必要な事柄を過不足なくきちんと説明できる力の育成等について指導を行い、引き続き事業の充実を核とした学力の向上に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○教育長（坂元裕人） 川越議員の青少年海外派遣事業～夢の翼～の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

新規事業、青少年海外派遣事業～夢の翼～は、来年1月に垂水中央中学校の2年生10人を香港に派遣し、国際感覚を養うとともに、英語力向上の契機とすることなどを目的としております。

本事業の実施に向けて、5月に学校教育課長と担当指導主事が事前視察を行い、現地の王肇枝中学と生徒交流についての打ち合わせや文化施設、歴史博物館等の訪問、食事や交通などの安全面の確認を行ってまいりました。

また、7月初旬の垂水中央中学校PTAの機会に、派遣生徒募集に関する資料を配布するとともに、保護者説明会を開催いたしました。その結果、定員10人に対して15人の申し込みがあり、8月2日に英語面接や海外派遣に向けた思

いをテーマとした作文による選考試験を実施いたしました。

その結果等を踏まえて、8月10日に選考委員会が開かれ、厳正な審査により、派遣生徒10人を決定していただきました。その後、8月24日に派遣生徒の結団式を行いました。子供たちが本事業に申し込んだ動機には、「今話せる英語が外国でどれほど通用し、コミュニケーションがとれるのかを知りたい」「垂水おもてなし少女少年隊の経験を生かし、ふるさとの歴史や文化を英語でプレゼンテーションし、垂水の魅力を伝えたい」「海外に友達をつくりたい」といった、いずれもやる気とチャレンジ精神にあふれた言葉がつづられており、うれしく頼もしく感じたところでございます。

今後、垂水市の紹介プレゼンテーションの作成や香港についての調べ学習、英会話研修などの事前研修を重ねていく計画となっており、本市の学校教育の新たな歴史の1ページとなる大きな成果が得られるよう、準備をしっかりと進めているところでございます。

以上でございます。

○副市長（長濱重光） 新庁舎設計事業者プロポーザル一次審査についてのご質問にお答えをいたします。二次審査を控えておりますので、答えられる範囲で答弁をさせていただきます。

将来の垂水づくりのために、そして市民サービスの向上及び市民の安心安全のために新庁舎建設を進めておりますが、この設計事業者の選定は非常に重要であると認識しております。私をはじめ行政代表の選定委員であります総務課長、財政課長も同じ気持ちのもと、この責任ある役目をしっかり果たしていきたいと思っております。

さて、審査会でございますが、8月22日に一次審査が行われましたけれども、当日は台風の影響で、予定より25分遅れの9時40分に開会をし、午後6時まで7時間以上かけて厳正な審査

が行われたところでございます。

審査会の冒頭、鹿児島大学の鯨坂審査委員長が、調査づくりのパートナーとして垂水市と心中をしてくれるような設計会社を、建築、行政それぞれの専門家の視点により選定していきたいとの挨拶があり、提案のございました22社の審査を行いました。いずれの提案も工夫が凝らされた大変魅力のある提案でございました。厳正な審査の結果、審査会の結論といたしましては、予定を上回ります9社を二次審査の対象と決定したところでございます。

以上でございます。

○保健課長（橋圭一郎） 川越議員の垂水元気プロジェクトの実施状況についてのご質問にお答えいたします。

垂水元気プロジェクトは、市民の皆様が健康で心豊かに長生きするために、健康寿命の延伸や子育て支援等を目的に、鹿児島大学医学部や垂水中央病院と共同で進めており、その取組みの一環として、40歳以上の市民を対象に、無料でご参加いただける健康チェックを開催しております。

健康チェックでは、高齢者の生活機能や身体の状態、運動習慣が生命予後にどのように関与をし得るかをテーマに、最新の医療機器を活用しながら体の筋肉や体幹、脳の活性化状況を確認するなど、12種類に及ぶチェックを実施しております。

昨年度は試行的に5日間のプレパイロット事業として実施し、380名の方がご参加いただき、94%の方が参加してよかったとのアンケート結果をいただいたところでございます。

今年度につきましては、昨年度の実績を踏まえ、1,500名の参加を計画し、7月から12月にかけて全23回の開催を予定しており、9月10日現在において、991名の方に参加申込をいただいているところでございます。

今年度の実施状況につきましては、7月8日

の垂水中央病院を皮切りに、水之上地区勤労者体育館、協和地区公民館、牛根境・新城・柗原・松ヶ崎の各小学校の校舎を活用して実施し、垂水市市民館で実施した直近の9月6日までの参加状況につきましては、昨年の参加者の約1.4倍に当たる529名の方に参加していただき、これまでの実施11日間における参加率は82.4%となっております。

今後も対象となられる方々で参加申し込みされていない市民の皆様にも、ご自分の健康状態を管理できる本事業の趣旨を十分に理解していただき、参加に至るよう呼びかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） 道の駅たるみずはまびらを含むエリア全体の現時点での進捗状況につきましてお答えをいたします。

進捗状況の確認及び調整といたしましては、2週間おきにエリア全体の工事事業者で構成をいたします工事工程調整会議を開催しております。8月31日の会議における進捗状況報告によりますと、PFI事業にて建設を行っております道の駅たるみずはまびらの本体施設では、南側の1階レストランと2階カフェにおいて内装工事に入る状況でございます。また、北側のマルシェ箇所を含む施設全体については10月下旬までには完成となり、本施設の管理運営を担います株式会社垂水未来総合商社において、11月より什器や商品の搬入、また施設内でのスタッフ研修を行う予定となっているところでございます。

エリア内の造成工事につきましては、ボックスカルバート敷設工事により赤迫川の北側と南側がつながったことで、一体的な造成、排水路整備が行われます。また同時に排水管の布設工事も行われております。

次に、国土交通省による国道、駐車場の整備につきましては、排水工及び縁石工、舗装工を

進めている状況であり、トイレ、情報提供施設は浄化槽設備の土工と基礎工事を行っているとの報告を受けております。なお、トイレについては10月下旬、情報発信施設については2月下旬に完成との報告を受けております。

次に、民間エリアにつきましては、北側ではコンビニエンスストア建築が今月8日より開始されており、南側につきましても10月中旬に魚市場や肉の加工製品販売などを含んだ民間施設が着工予定となっているとの報告を受けております。

以上のように、引き続きエリア内では複数の工事が進められているような状況となっておりますので、整備主体は異なりますが、各関係機関と連携をとり、さまざまな工程を共有し、整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。

それでは、これから一問一答でありますが、2番目の青少年海外派遣事業～夢の翼～と、最後の道の駅たるみずはまびらについては、よく理解しましたので省略いたします。

青少年海外派遣事業～夢の翼～については、若い時期に海外で見聞を広め刺激を受けることは、貴重な経験になると思います。将来の垂水を背負って立つ人材育成につながる取組みであり、継続して来年度以降の事業の展開をお願いしておきます。財政課長、来年度以降、予算の確保をお願いします。

道の駅たるみずはまびらについては、いよいよオープン間近になってき、感慨深い思いがあります。国道の整備も進み、この場所に多くの方々が登場して、周年にぎやかに発展していくことを切望し、工事の安全をお願いしたいと思います。

それでは、子供の学力向上について、学力の現状と課題を聞き、現状は理解できましたが、未来の担い手となる子供たちが自分の力で人生

を切り開いていけるように、学力向上に向けた施策や事業が効果的に展開され、正しく判断し行動できる子供たちの育成に、教育委員会と学校が連携して取り組んでいただきたいと思います。学力は、学びたいという子供たちの願いと、伸ばしたいという教師の願い、思いが一つになってこそ向上していくことと思います。

そこで、子供たちの学習に対する姿勢について、また教職員の指導力の向上について、どのような状況なのか学校教育課長に伺います。

○学校教育課長（明石浩久） 全国学力・学習状況調査における子供たちへの意識調査の結果を見ますと、小中学生ともに全国や県の平均を上回っている項目として、「将来の夢や目標を持っている」「家で予習や復習をしている」「算数や理科の勉強が好きである」などが上げられます。また、学校を訪問し、授業を参観いたしますと、教員との信頼関係の中で子供たちが学習に真剣に取り組んでいる姿が見られます。加えて、小学校4年生から6年生を対象に夏休み期間中の2日間開催しております「あつまれわんぱく！夏の勉強会」や、中学校1年生を対象に毎月2回土曜日に開催しております「夢の実現！学びの教室」の2つの事業ともに、今年度は約半数の児童生徒の参加が得られており、子供の学ぶ意欲を実感しているところでございます。

次に、教職員の指導力の向上についてでございます。

資質の向上に向けた県総合教育センターの研修への申込みや地区の教育論文への応募は、他市町と比較しましても積極的な取組みが見られます。また、全ての小中学校において、事業を通して指導技術を高める研修が繰り返し行われており、本市の先生方は指導力の向上に熱心に取組み、授業改善に努めていると考えております。

さらには、先ほど申し上げました小学生対象

の「あつまれわんぱく！夏の勉強会」では、市内各小中学校の約半数の先生方にボランティアとして指導に当たっていただきました。

あわせて、7月31日に開催いたしました教職員対象の夏期合同研修会では、特別の教科道徳、小学校英語科、タブレット活用等の講座に全体のおよそ9割の先生方の参加があり、指導力向上に向けた熱意を感じたところでございます。

議員の言われる子供のわかりたいという願い、そして教職員の子供に力をつけたいという思いに応えるため、教育委員会といたしましても、これまでの事業を検証しながら、子供の学びの場の充実や教職員の資質向上に向けた効果的な研修機会の設定等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 子供たちが意欲的に学習に取り組んでいることや、教職員が指導力向上に向けて積極的に研修に臨んでいることは理解できました。子供たちの学力については、常に高みを目指して取り組みを進めてほしいものであります。

一方で、情報通信技術が急速に発展し、情報化の波は全国津々浦々に押し寄せ、新聞等によると、個人のモバイル端末の保有率は年々上昇し、特にスマートフォンの保有率が高まっている状況にあります。緊急時の連絡手段や必要な情報の獲得など利便性に優れている半面、スマホ依存やゲーム依存など子供の学習に悪影響を与える危険性も感じているところであり、こうした新たな課題への対応も急務であると考えます。

そこで、子供たちの家庭学習の状況について学校教育課長に伺います。

○学校教育課長（明石浩久） 全国学力・学習状況調査における平日の家庭学習時間の調査結果を見ますと、1時間以上と回答した小学校6年生及び2時間以上と回答した中学校3年生の割合は、全国や県の平均を上回っており、家庭

学習時間の量については、おおむね良好な状況にあると考えております。

今後、子供一人一人の学力の状況に応じた課題の与え方や、子供自らが主体的に取り組む課題の工夫など、家庭学習の質の向上を図ることにより、学力の向上につなげたいと考えております。

一方、昨年度のインターネットの利用等に関する調査結果によりますと、自分専用の携帯電話等を所持している本市の小学生の割合は17%、中学生は全体の約半数に当たる47%に上っております。さらに、インターネットの一日の平均利用時間が2時間以上と回答した小学生が全体の6%、中学生は34%という現状がございます。

こうしたことから、各学校におきましては、情報モラルの指導に力を入れるとともに、保護者向けの講演会を実施するなど、子供のネットトラブルの予防や望ましい学習習慣の確立に向けた取り組みを進めております。

教育委員会といたしましても、垂水市PTA連絡協議会による携帯・スマホ・ゲーム機等の利用宣言を踏まえ、機器の利用は1時間以内、午後9時電源オフなどの家庭内ルールづくりの一層の啓発について指導を行い、保護者の理解を得ながら、引き続き子供の望ましい生活習慣、学習習慣の形成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 ありがとうございます。今の時代、教育、学校、教職員等に対する環境が難しくなってきておりますが、子供たちに愛情を持って、垂水市の宝である子供たちを守り育て、最終的に自立できる学力向上に努めていただきたいと思います。

次に、新庁舎整備の2回目に入ります。

先ほど副市長から一次審査の状況について答弁をいただきました。結果的に22社から技術提供があったとのことですが、こんなに多くの設

計事業者の参加があったことに驚いているところでもあります。こんなにも多くの設計事業者の応募があったということは、垂水市の新庁舎計画が取り組みやすく魅力的なもので、設計事業者としてもチャレンジしたいと思うような計画であったという見方もできると思います。先ほど副市長の答弁でもありましたが、いずれの提案も工夫が凝らされた魅力的な提案が多かったということで、審査も大変だったのではないかと思います。こういったことから、予定を上回る9社が二次審査に進んだのではないかと考えております。

そこで、9月16日、日曜日に二次審査の審査会が行われます。垂水市の庁舎づくりにふさわしいパートナーとなるべき設計事業者が選定されるためには、当然公平な審査が求められます。審査会はどのような形で行い、また公正な審査のため配慮している点があれば課長に伺います。

○企画政策課長（角野 毅） 新庁舎建設事業者プロポーザル二次審査についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、審査は公平性が求められていることから、事前に審査員の公表と審査項目などを示したプロポーザル実施要領を作成し、この要領に基づき実施をいたしております。

二次審査についても客観性、公平性を担保するため、事業者が行うプレゼンテーションとヒアリングを一般公開することとしております。なお、事業者が行うプレゼンテーションは技術提案書をもとに20分、続いて、その内容に関する審査員のヒアリングを15分としております。全ての事業者のプレゼンテーションとヒアリングが終了した後、別室にて審査会を開き、最優秀者1名、優秀者1名、佳作を数点選定していただきますが、委員会としてどのように選定するかについては、公平性を期すため、当日、委員長から提案いただくようにしております。

また、審査を公平に行うための配慮でござい

ますが、審査会から設計会社の名称が審査に影響を与える恐れがあることから、審査員や一般見学の皆様にも設計会社名を伏せるよう要請があったことから、この要請に沿った審査会運営が行われるよう努めたいと考えているところでございます。

以上です。

○川越信男議員 しっかりした審査を行って、ぜひとも垂水市のための設計事業者を選定していただきたいと思います。

そこで、再度聞きますが、二次審査の結果公表はどのように行うのか課長に伺います。

○企画政策課長（角野 毅） 二次審査の結果公表についてどうなっているかのご質問にお答えをいたします。

二次審査結果については、プロポーザル実施要領におきまして、9月19日、水曜日に公表するよう定めております。よって、審査会終了後、審査委員長に審査講評を作成していただき、この審査講評を添えて経営会議で審査結果を決定し、ホームページで公表をいたします。

なお、議員の皆様には9月21日、議会最終日の全員協議会におきまして、審査結果と最優秀者の提案書などにつきましてご報告できるよう、事務を進めていきたいと考えております。

○川越信男議員 わかりました。順調にいけば21日、最優秀者のプランが見られるわけであり、楽しみにしていきたいと思っております。

最後に、市民への情報提供について伺います。

先ほど設計事業者を選定するプロポーザルに22社という多くの設計事業者から提案があったということは、設計事業者の視点から、本市の新庁舎基本計画は魅力的で問題はない計画であろうと指摘させていただきました。

また、整備位置の決定はとても重要で、市民の利便性、安全性、コスト、まちづくりの視点から総合的かつ専門的視点で決定すべきものであり、また決定手続については、これまでも議

会に対して十分な説明もあったと私は感じております。市民に対しても、広報誌7月号で特集を組み、外部委員会委員長の見解も情報提供がなされていましたが、やはり大事なことは、市民の皆様には誤解がないよう情報発信に努めていくことだと思います。設計事業者が決まりましたら、早い段階で情報発信や説明会が必要と思いますが、どのように考えておられるか課長に伺います。

○企画政策課長（角野 毅） 市民への情報提供についてのご質問にお答えをいたします。

設計事業者決定後の広報計画などの取組みでございませけれども、市報10月号で、設計事業者の選定結果や今後の進め方について掲載する予定でございませ。また、早急に設計事業者との契約手続を進め、契約後、提案いただいたプランをもとにした説明会や、設計業務に対する市民意見を集める場であるワークショップの開催企画を進めたいと考えております。これらの会の開催に当たっては、市民の皆様には誤解を与えることがないよう、設計事業者とともに会の内容を工夫していきたいと考えております。

以上でございませ。

○川越信男議員 ありがとうございます。垂水市にとって非常に重要な事業でございませ。市民の皆様にとって利便性の高い庁舎建設をお願いしたいと思ひませ。

それでは、最後の垂水元気プロジェクトについて、2回目の質問に入ります。

先ほどの実施状況の質問で、これまでの参加率は82.4%ほどだということで、結構な参加率だと思ひませが、今後も健康チェックが実施されることですが、より多くの方が参加され、参加率が上がることを期待しております。また、昨年度実施のプレパイロット事業で、参加者の94%の方が参加してよかったと回答をされていることは、いずれにおきまして大変結構なことだと思ひませ。

そこで、今年度の健康チェックはまだ途中ですが、これまでの実施における成果や参加者の感想、今後の実施における課題等について課長に伺ひませ。

○保健課長（橋圭一郎） 垂水元気プロジェクトの成果と課題についてのご質問にお答えいたします。

健康チェックは、健康寿命の延伸等を目的に、鹿児島大学とともに高齢者支援等のモデルケースを構築することで、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりにつなげ、医療費と介護給付費の適正化や医療体制の整備を行ってまいりたいと考えているところでございませ。

これらの長期的な成果につきましては、毎年の健康チェックを繰り返しながら成果向上に努めてまいりたいと考えております。

短期的な成果としましては、健康チェックの結果を踏まえ、生活改善や介護予防が必要な方を把握し、介入する体制をとることができております。

参加された市民の方々への反応につきましては、アンケート結果にてお答えさせていただきますが、「健康チェックをどのように感じたか」の問いに對しまして、参加529名中504名が「良かった」と回答されており、「普通」と回答された22名と合わせ、99.5%、526名の方が満足されている状況にあります。また、健康チェックにかかった時間に関する問いに對して、「長い」と感じた参加者は112名で、「ちょうどいい」と回答された412名と「短い」と回答された5名を合わせて約80%、417名の方が「問題ない」との感想をいただいております。

さらに、自由意見として、参加者自身における健康への気づきを改めて感じたことのご意見が寄せられておりますことから、健康に対する自己啓発にも寄与しているものと考えているところでございませ。

次に、たるみず元気プロジェクトの課題につ

いてでございますが、今年度の本プロジェクトの実施状況を見る限りにおいて申し上げますと、第一に、健康チェックに要する時間が1人当たり1時間半から2時間かかっており、継続的な事業でもありますことから、参加される方々の疲労と次年度以降の参加申込みに影響が生じないか心配されるところでございます。先ほど約80%に及ぶ417名の参加者が、健診時間を「問題ない」と回答されてはおりますが、やはり心配されるところでございます。

2つ目といたしまして、参加目標に達していないことがございます。市民に対して専門的な健康チェックを実施していることの啓発の足らなさと、それに伴う市民のプロジェクトへの理解の不足が混在しているものと考えております。

3つ目は、開催時期と開催場所の問題でございます。

開催時期につきましては、目標参加者数1,500名を設定したことにより、最大23回の健康チェックを実施することから日程を逆算し、7月初旬から実施する必要があったことや、中央地区を除く7地域の実施の際は、各小学校の校舎を利用する必要があり、児童の授業に差し支えない夏季休暇期間で実施せざるを得なかったこと、あわせて鹿児島大学の先生方の学会等のない時期を選択し、小学校や公民館、地域の体育館を活用したことによる暑さ対策や、小学校・公民館における高齢者の階段等の昇降対策など、大変に厳しい条件下での実施となりました。

今後は、これらの3つの課題などを踏まえ、鹿児島大学医学部や垂水中央病院などのスタッフの皆さんの協力を得ながら、運用面の改善を行い、受診しやすい環境に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○川越信男議員 ありがとうございます。

今、3点の課題というか問題を言われました。

健診時間、参加者数、開催時期と開催場所の問題です。

参加者数については、市民の皆様へ、事業参加の啓発に取り組んでいくしかないと思いますが、健診にかかる時間や開催時期と開催場所については、次年度以降の改善課題であろうと思います。参加者が参加しやすいように、改善をお願いしたいと思います。

今年度は、これまで11回の健康チェックを実施し、これからあと10回以上実施されることとなりますが、今後の取組方針について、最後の質問を課長に伺います。

○保健課長（橋圭一郎） たるみず元気プロジェクトの今後の取組みについてのご質問にお答えいたします。

今年度の健康チェックの今後の取組みにつきましては、10月以降実施分のさらなる参加申込者の増加を図り、より多くの方の参加に向けての環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、それに合わせて、健康チェックに参加された方々、個々のチェック結果を本人へ明らかにし、生活に生かしていただくために、今月から市民館や各地区公民館において結果報告会を実施し、医師等による講演会も合わせて行うことにより、生活改善や介護予防につなげ、生涯を通じた健康づくりを進めてまいることとしております。

次年度以降の取組みにつきましては、先ほど課題として答弁いたしましたことの、運用面の検証とその改善を図り、参加される皆様が継続して健康チェックを受け続けられるシステムづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川越信男議員 1人でも参加者が増えるよう期待します。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池山節夫） 次に、11番、森正勝議員の質問を許可します。

〔森 正勝議員登壇〕

○森 正勝議員 皆様、お疲れさんです。8月19日に「NHKのだ自慢」が文化会館より中継されました。皆さん、とても元気よく、明るく、レベルの高い歌唱力で、合格者も結構出ました。チャンピオンになった中学生の濱川君の将来が楽しみになりました。垂水市の元気にもつながったのではないのでしょうか。

また、8月26日に安倍総理も来鹿され、垂水市漁協で総裁選への出馬を表明されました。総理の、女性の手のようなやわらかい握手には、びっくりしました。パフォーマンスの時間も結構長かったようでございます。

それでは、早速質問に入ります。

まず、国民健康保険事業についてでございますけれども、今年、運営主体が従来の市町村から都道府県へ移されました。垂水市の現況と課題についてお聞きします。

次に、ブロック塀の問題についてでございますけれども、大阪北部地震でブロック塀が倒れて小学生が1人亡くなりました。この事故を受け、文部科学省が総点検を行いました。垂水市の結果はどのようだったのか、公共施設についても教えていただきたいと思えます。

3つ目は、ふるさと納税についてでございますけれども、2017年の寄附の総額は、全国で3,653億1,600万円で、過去最高でございました。伸び率は1.3倍で、2016年度より鈍化しております。返礼品を見直したことが影響しているようです。地域応援という原点に戻るべきと考えますが、垂水市の基本的な考え方を教えてください。

これで最初の質問を終わります。

○市民課長（鹿屋 勉） 国民健康保険事業の運営主体が従来の市町村から都道府県に移されたことによる垂水市の現状と課題についてのご

質問にお答えします。

議員ご質問のとおり、都道府県と市町村が共同で国保を運営する新制度に移行しましてから、5カ月が経過したところです。

新たな国保制度におきましては、県は財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費、納付金や標準保険料率を決定する役割がございます。また、市町村は、県が示す標準保険料率を参考に保険料率を決定し、国民健康保険税の賦課・徴収を行い、県に国保事業費、納付金を納付する役割がございます。そして、この役割分担により、被保険者の資格管理や保険給付の決定など、国保制度の主要な部分は引き続き市町村が担っていくこととされたため、新制度への移行をスムーズに行うことができたと思っております。

今後、県と市町村は、それぞれの役割を担って、国保制度の安定的な財政運営や効率的な事業運営に努めなければなりません。

県と県内の市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険料率の決定、保険税の賦課・徴収、保険事業その他の保険者事務を共通認識のもとで実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、県内の統一的な国民健康保険の運営方針として、県は平成29年11月に鹿児島県国民健康保険運営方針を策定したところです。

この運営方針には、赤字解消・削減の目標年次とその取組みが規定されており、平成30年度決算で解消・削減すべき赤字が発生した市町村であって平成32年度に赤字の解消・削減が見込まれない市町村は、平成31年度中におおむね5年度以内の健全化計画を作成して、法定外繰入の解消、すなわち赤字解消でございますが、法定外繰入の解消に努めることになっております。

本市におきましては、平成24年度から平成29年度まで連続して赤字保険のための法定外繰入を措置しており、この状況に改善が見られない

場合は、保険税の引上げなど、健全化計画の実施が必要となってまいります。

また、保険税の算定方式については、平成35年度を目標として全市町村が所得割・均等割・平等割の3方式に統一することとなっており、資産割を含めた現行4方式による賦課方式をとっている本市は、3方式への改定もあわせて実施しなければなりません。

これらが、新制度移行に伴う本市の課題として挙げられるところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（紺屋昭男） 森議員のご質問の、小学校ブロック塀の倒壊による小学生死亡事故を受け、垂水市の対応結果はどうだったかについてお答えいたします。

6月18日に発生いたしました大阪北部地震によります小学校プールのブロック塀の倒壊により、登校中の女子児童が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

死亡事故報道後、教育委員会といたしましては、各学校に対し、地震等における学校施設等の倒壊・崩落等危険箇所について緊急に点検を指示するとともに、その結果を報告するように依頼したところであります。

また、文部科学省及び県の、学校におけるブロック塀の安全点検等についての通知文を受け、地震発生に向けた安全指導の充実を図るよう各学校へ通知し、児童生徒への安全指導の徹底や学校施設設備の安全点検、保護者や地域との連携について、指導の徹底を行ったところでございます。

教育委員会といたしましては、学校からの危険箇所の報告をもとに、各学校の現地確認及び社会教育施設の「たるみずスポーツランド」をはじめとする垂水中央運動公園施設、各地区公民館等の点検を、教育委員会の各課全職員で一斉に行ったところでございます。その結果、建築基準法で定めた高さ以上のブロック塀は確認

されませんでした。危険と思われた箇所について、土木課の協力を得て現地確認や点検を行ったところでございます。

点検確認を行った結果、垂水小学校敷地の石積みの擁壁、柗原小学校のプールのコンクリート擁壁のひび割れ及びふれあい館とカトリック幼稚園の間のブロック塀の老朽化によるひび割れ、野球場のコンクリート擁壁など、大規模地震が発生した場合には倒壊のおそれのある危険箇所と判断したところでございます。

これまでの教育委員会及び関係課による現地確認や点検等を踏まえて、今回、危険箇所の補修に係る設計委託料及び修繕費用について、本議会に予算を計上させていただいているところでございます。

今後も、特に児童生徒をはじめ、市民の安全・安心を確保するために、学校や関係課、関係機関と連携しながら、適宜対応してまいります。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） 森議員の、ふるさと納税について「地域応援という原点に戻るべきではないかと考えるが、垂水市の基本的な考え方について」のご質問にお答えをいたします。

ふるさと応援基金は、垂水市をふるさととして応援する方々が、「自然環境や景観づくり」、「地域資源の活用」、「地域の活性化」、「安全に配慮した社会基盤整備」、「将来を担う子どもたちの教育環境整備」、「生きがいを持つ健康な暮らし」、「その他目的達成のために市長が必要と認める事業」、以上7つの用途を選択し、寄附されております。

本市では、寄附者の方々が選択された内容に合致する事業に対し、垂水市の持つ地域資源などを活用し、将来自信を持って引き継げる、環境に配慮した元気なまちづくりを進めるために、活用をしております。返礼品につきましても、

市内事業者が取り扱う特産品などをそろえていることから、地域活性化につながるものであると考えているところでございます。寄附の本来の目的でございます、自治体の政策や事業の応援に役立っているものであると考えているところでございます。

以上でございます。

○森 正勝議員 一問一答方式で質問をいたします。

国民保険事業についてでございますけれども、31年度中におおむね5年以内の健全化計画の作成、保険税の算定方式を3方式に改定することが課題となるとのことでございます。

29年度の法定外繰入は5,800万でございます。今後どのように推移するのか、教えていただきたいと思っております。

○市民課長（鹿屋 勉） 法定外繰入の今後の推移につきましてお答えいたします。

先ほども申しましたとおり、本市は、平成24年度以降、連続して法定外繰入による赤字補填を実施しております。

平成29年度の決算につきましては、今後ご審議いただくところでございますが、概要を申し上げますと、医療費は、入院・外来ともに前年度より減少しているところです。ただし、被保険者数の減少などにより、歳入のほうも減っております。そのため、議員ご指摘のとおり、平成29年度は5,800万円の法定外繰入を実施いたしました。

平成30年度予算においても、財源不足が見込まれるため、4,200万円の法定外繰入を当初予算に計上しているところでございます。

県内の統一的な国民健康保険の運営方針として県が策定した鹿児島県国民健康保険運営方針により、市町村は法定外繰入の解消に努めなければならないことから、このまま平成32年度までに赤字解消ができなければ、運営方針に基づいて健全化計画を作成し、段階的に税率改定を行

い、法定外繰入を解消していくこととなります。

新制度に移行し、鹿児島県が財政運営の指導的立場になり、市町村は県が策定した国保運営方針に沿った事業運営を行うこととなりますので、保険税率の引上げは避けられないものと考えておりますが、急激な引上げは、被保険者への影響が大きくなりますので、赤字解消のための法定外繰入の取扱いにつきましては、国保事業運営の諮問機関でございます垂水市国保運営協議会の意見などを参考にした上で、市民の負担増も十分に考慮して、検討してまいります。

以上でございます。

○森 正勝議員 段階的に税率の改定を行って法定外繰入を解消していくということでございますけれども、やはり急激な保険税率の引上げは避けねばならないと思っております。

県は、保険料の県内統一を目指しているようでございます。受けられる医療水準が違うことなど、そう簡単ではないようでございます。これについてはどのように考えておられるのか、教えていただきたいと思っております。

○市民課長（鹿屋 勉） 「県は保険料の県内統一を目指しているが、受けられる医療水準が違うなど、そう簡単ではないのではないかと」という、ご見識に基づく質問についてお答えいたします。

国保運営方針では、県内の市町村の医療費水準は地域格差があり、保険税水準を統一した場合、一部の市町村において被保険者の保険税負担の急変を招くなどの可能性があるため、当面、保険税水準の統一は行わないとなっております。

また、将来的な保険税負担の平準化を進める観点から、保険税水準の統一については引き続き、県と市町村とで協議していくこととなっているところでございます。

本市においては、保険税の算定方式を4方式から3方式に統一することや法定外繰入を解消することが保険税水準を統一するための前提と

なりますことから、保険税統一のためには相当の時間を要すると考えております。

全国的には、大阪府が保険料水準の統一化を図っておりますが、九州各県では統一に向けた検討・協議を引き続き進めることとなっており、具体的な年数等は定まっていないようでございます。

以上でございます。

○森 正勝議員 法定外繰入もバランスを取りながら、いずれにしても、急激な保険税率の引上げは絶対避けるように強くお願いしておきたいと思えます。

これで国民健康保険事業については終わります。

ブロック塀問題についてでございますけれども、4つの確認箇所については、今議会に予算計上して危険箇所の解消に当たるということで、安心いたしました。

次に、通学路についても危険箇所を調査して必要な対策を講ずるべきと思うんですが、どのように考えていらっしゃるのか教えてください。

○土木課長（東 弘幸） 通学路についても、ブロック塀の危険箇所を調査し対策を講ずるべきとのご質問にお答えいたします。

通学路の安全対策につきましては、通学中の児童生徒の列に通勤中の車が突っ込み死傷する事故が全国で多発したことを受け、平成24年度に、国土交通省、文部科学省、警察庁が連携し、通学路における交通安全の確保を目的とした通学路緊急合同点検を実施するよう通知があったところでございます。

同年4月に、市内8つの小学校区内の通学路を、教育委員会、小学校関係者、PTA、道路管理者で点検いたしました。その点検におきまして指摘されました箇所につきましては、各管理者で改善し、安全の確保に努めたところでございます。

その後、この緊急合同点検が一過性のものと

ならないようプログラムの作成が義務づけられたことを受け、垂水市通学路安全推進会議を立ち上げ、平成26年3月に垂水市通学路交通安全プログラムを作成し、定期的に点検を実施しているところでございます。

本年度も、7月に各小学校区で通学路合同点検を実施し、指摘を受けた箇所につきましては、各管理者で対応策の検討をしておりますが、危険なブロック塀の指摘は少なかったようございます。

ブロック塀につきましては、建築基準法が適用されますことから、ブロック塀の安全対策につきましては、鹿児島県の各地域振興局建築係が相談窓口となっている旨を市報の8月号と9月号に掲載し、広く市民の皆様に周知したところでございます。

しかし、ブロック塀の問題につきましては、土木課に問い合わせが多くなるものと予想しておりますので、その際は、職員が現地に赴きまして現況を把握し、振興局の建築主事と連携を図りながら、所有者に対しまして改善のお願いを行ってまいります。

以上でございます。

○森 正勝議員 危険なブロック塀の指摘は少なかったということでございますけれども、少なかったということは幾らかあったということだと思んですが、これはどのような対処をされて、どのような検査をされたのか、お聞きいたします。

○土木課長（東 弘幸） 通学路の点検を実施いたしました結果なんですが、協和校区と新城校区で指摘がございました。

そのうち、協和校区につきましては、延長約300メートル間の市道におきまして、両側に人家があり、ブロック塀が高いのではとのこととございました。指摘を受けましたブロック塀が地震時に転倒するおそれがあるのかの判断につきましては、鉄筋探査や建築基準法に適合する

構造物であるのか、建築主事の資格が必要でございますので、県地域振興局建築係の建築主事と連携を図りながら、現在、現地におきまして専門的な点検の準備を行っているところでございます。

先ほどのご質問でも答弁いたしましたとおり、改善が必要と判断されました場合は、所有者に改善のお願いを文書で行う予定でございます。

以上でございます。

○森 正勝議員 協和と新城については、よろしくお願いをいたします。

民間ブロック塀等の撤去・改修を促すため、ブロック塀等撤去費用助成を早急に制度化すべきだと考えるが、それについてはどのようにお考えですか。

○土木課長（東 弘幸） ブロック塀等撤去費助成の制度化を、とのご質問にお答えいたします。

危険なブロック塀の撤去または改修における助成につきましては、県内の自治体での制度化はまだないようでございますが、全国的には助成する自治体もございますことから、今後、県内も増えるのではと思っております。

議員ご指摘のとおり、危険なブロック塀の対応を促すための助成は有効な手段であると考えられますことから、他市町の動向を注視し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 正勝議員 ブロック塀問題については、終わりたいと思います。

次に、ふるさと納税について、垂水の現状と特色、今後の見通しについてお聞きいたします。

○企画政策課長（角野 毅） ふるさと納税における垂水市の現状と特色、今後の見通しについてのご質問にお答えをいたします。

まず、平成29年度の実績でございますが、3万9,632件、約8億6,600万円の寄附をいただき

ました。

今年度、8月末現在で6,677件、1億4,614万円となっております。前年度同月末、現在と比較いたしますと、寄附額で9,441万円の減少となっております。

本市の寄附額が減少している理由といたしましては、昨年4月に、総務省が返礼品額の上限を3割に自粛するよう通知をし、返礼品額の見直しをしたことが影響していると思われま。このことは、全国の伸びが鈍化傾向にありますことから推測できるところでございます。

しかしながら、一部の自治体では、自粛要請を受け入れずに高額な返礼品を継続していることから、本年4月及び7月に総務省より再度通知が来たところでございます。

本市といたしましては、特産品の掘り起こしや開発、全国へ向けたPR活動、地場産業の振興など、さらなるふるさと納税実績アップにつながる方策を検討するとともに、地方創生の原点を踏まえ、ふるさと納税制度を健全に発展させることが重要でありますことから、今後、季節や期間限定などの魅力ある返礼品などを新聞、ウェブ等の広報媒体をフルに活用し、納税額の増額に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 正勝議員 ふるさと応援基金事業の実績と垂水高校への支援のふるさと応援寄附の活用について、お聞きします。

○財政課長（和泉洋一） 森議員の、ふるさと応援基金事業の実績と垂水高等学校支援へのふるさと応援寄附金の活用についてのご質問にお答えいたします。

ふるさと応援寄附金につきましては、企画政策課が寄附金に係る事務を所管しておりますが、活用につきましては、平成29年度より財政課が担当しております。

そこで、ふるさと応援基金充当事業の実績でございますが、平成29年度の実績は、6月議会

において参考資料として実績を報告いたしましたとおり、防犯灯設置事業補助金、プレミアム商品券発行事業、学校教育の情報化事業など合計20事業に、8,648万1,754円を活用させていただきました。

平成30年度につきましては、補正予算（第3号）までの除算ベースで、自然環境や景観づくりをはじめとする7項目に、総額3億5,290万6,000円の充当を見込んでおります。特に、将来を担う子供たちの教育環境整備では、小中学校で使用するタブレット導入事業、青少年海外派遣事業、小学校施設改修事業など、1億1,429万2,000万円をふるさと応援基金から充当する予定でございます。

なお、垂水高等学校への支援につきましては、通学費、検定試験費、通信講座受講料などを支援する垂水高等学校生徒通学費等補助金を支出しておりますが、その財源といたしましては、継続的な支援が必要であるとの観点から、現在は過疎対策事業債のソフト事業債を活用しております。

議員ご提案のとおり、子供たちの安全や学力向上等の事業につきましては、ふるさと応援基金を充当すべき重要な事業の1つでございますので、今後も大切な財源として活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 正勝議員 最後は要望ということで、お願いします。

8月30日付の南日本新聞社説も、見返りを求めることなく、応援するのが本来あるべき寄付のやり方に違いない。地方創生の原点を踏まえ、ふるさと納税制度を健全に発展させることが重要である。と語っております。このことを基本に取組まれることをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（池山節夫） 次に、2番、梅木勇議員の質問を許可します。

[梅木 勇議員登壇]

○梅木 勇議員 お疲れさまです。

ことしの夏は猛烈な暑さとなり、7月23日の新聞では、「日本列島は広く高気圧に覆われ、埼玉県熊谷市で41.1度を記録し、国内最高記録を5年ぶりに更新した。熱中症の症状による緊急搬送は、共同通信の全国集計で2,377人に上がり、大阪府や埼玉県など9府県で13人の死亡が確認された。気象庁は、23日、猛暑に関する異例の記者会見を開き、命の危険がある暑さ、災害と認識していると表明。熱中症予防を呼びかけた」とありました。

9月4日の新聞では、「東日本、最も暑い夏。全国202地点記録タイ更新」の見出しがあり、「気象庁は6月から8月の夏の天候まとめを発表した。東日本の平均気温は平年より1.7度高く、1946年の統計開始以降、最も高くなった。西日本はプラス1.1度で史上2位の暑さ。気象庁の担当者は、東日本と西日本では記録的な夏だったと総括した。台風は6月から8月に18個発生し、過去最多だった」と記載されています。

また、6月28日から7月20日までの西日本豪雨は、各地で川の氾濫、浸水、水没や土砂崩れ等により、7月13日の新聞では、死者200人、不明60人を超え、15府県で7,000人なお避難となっております。

9月24日には、台風21号が強い勢力を保ったまま四国の徳島県南部に上陸し、近畿・北陸・東海を中心に記録的な暴風となり、関西国際空港では、流されてきたタンカーが連絡橋に衝突し、双方損傷し、連絡橋は通行できなくなり、利用者の2,000人が停電した空港内で一夜を明かすなど、各地に大きな被害をもたらし、12名が亡くなりました。インターネットを見ると、最大瞬間風速は、関西国際空港58.1メートルなど60地点以上で観測史上最大を記録し、また大阪湾と紀伊水道の沿岸では記録的な高潮となり、大阪湾の3.29メートルなど6地点でそれまでの

観測史上最高位を超え、この高潮は、気圧低下に伴う吸い上げ効果と強い南風による吹き寄せ効果により、もたらされたとなっています。

さらに、6日には、北海道で震度7の地震があり、土砂崩れや家屋の倒壊が相次ぎ、テレビを観ていると、山肌がむき出しになった無数の山崩れや土砂に埋もれた無残な家屋、地盤沈下で傾いた住宅等が見られ、41人の方が亡くなられ、災害のすさまじさが伺えます。

このように、ことしの夏は、身の危険を感じる猛烈な暑さや、西日本15府県の豪雨、大型台風襲来、北海道の大地震発生などの、命の恐怖となる大きな災害が次々と起こり、日本列島危うしという感じがしているところです。災害で亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、被害者の皆様にお見舞い申し上げます。

これまで私たちの近辺では大きな自然被害は起きてはおらず、何よりですが、防災に備え、常に気象情報には敏感でなくてはと思うところでございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、先に通告しておりました質問に入らせていただきます。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

まず、1問目。ごみ対策について質問いたします。

ごみ対策については、ことし第1回定例会で質問いたしました。本市では、ごみ分別を可燃ごみ・不燃ごみ・生ごみ・資源ごみに分類し、資源ごみは23種類に分け、合計27品目に分けて、収集地区を10地区に設定し、収集がなされています。ごみのリサイクル化については、ここ数年、リサイクル率が50%前後となっているようです。

生活環境課では、ごみ対策について、本年、広報たるみず2月号で「ごみ減量化対策事業補助金交付要綱」の周知掲載があり、6月号では、環境月間にちなみ、垂水の環境を考える特集として環境保全の取組みが掲載されています。8

月には、ごみ出しについてのお願いチラシが全各家庭に配付され、分別の徹底や資源ごみのリサイクル化の向上の周知に努められております。

ごみ減量化には、ごみ減量化対策事業補助金交付要綱が制定されておりますが、この補助金制度の目的、意図と実績をお聞かせください。また、活用状況の認識をお聞かせください。

次に、2問目に、来たる選挙について質問いたします。

来年は選挙の年となり、1月に市長選挙、4月には統一地方選挙となります。前半に県議会議員選挙、後半に市議会議員選挙が行われます。

近年の選挙では、投票率が年々低下傾向にあるように思われますが、本市における各選挙の前回の全体の投票率と期日前投票の市全体の投票率と、地区ごとの投票率をお聞かせください。地区ごとについては、新城、牛根地区をお願いいたします。

3問目に、まちづくりについて質問いたします。

地域のまちづくりについては、これまで地域振興計画の策定を大野地区から順次、各地区で計画策定が行われ、平成28年12月に垂水地区の計画策定が終わり、市内9地区全てにおいて策定が終了し、各地区では、計画の推進のもと、活力、元気や特色のある活性化等に取組まれているものと思います。

これまでの各地区の活動状況をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○生活環境課長(高田 総) 梅木議員の、ごみ対策についての質問において、補助金制度の目的と実績、活用状況の認識についてお答えいたします。

本市におきましては、垂水市ごみ減量化対策事業補助金交付要綱を定め、ごみの減量化及び資源の再利用を図ることを目的として、廃品の回収活動等を行った市民団体等に対して補助金

を交付しているところでございます。このような活動を行うことで、市民の皆様のごみの減量化や資源化に対する意識の向上が図られるとともに、交付された補助金が団体の活動資金の一部として活用されていると考えております。

次に、実績でございますが、平成28年度におきましては、登録団体は10団体となっており、申請件数は子供会が1件、学校PTAが6件、中学校部活動が6件、スポーツ少年団が5件の、合計18件で4万4,060円。また、平成29年度におきましては、登録団体は11団体となっており、申請件数は子供会が2件、学校PTAが5件、中学校部活動が5件、スポーツ少年団が4件、振興会が1件の、合計17件で4万3,390円の補助金を交付したところでございます。

次に、活用状況の認識でございますが、ここ数年におきましては、申請件数及び補助金の交付額が年々減少傾向にあり、また活用団体におきましても毎年ほぼ同様の団体であることから、先ほど議員が言われましたように、平成30年2月の広報誌において、制度の周知を図ったところでございます。

今後につきましても、補助金制度を市民の皆様幅広く活用していただくように、補助金制度の周知に向けた広報に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市民課長（鹿屋 勉） 梅木議員の、投票率についてのご質問にお答えいたします。

まず、平成27年1月18日に執行されました前回の垂水市長選挙でございますが、投票率は72.99%で、前々回の市長選と比較いたしますと4.67ポイントの減でございました。この際の期日前投票の投票率は31.09%で、前々回より0.95ポイントの増となっております。期日前投票の新城地区でございますが25.67%、牛根地区は18.80%でございました。

次に、平成27年4月26日に執行されました、

垂水市議会議員選挙でございますが、投票率は76.07%で、前々回より1.78ポイント低下しております。

この際の期日前投票につきましては、全体で34.37%となっております、5.98ポイントの増でございました。この際、新城地区は29.40%、牛根地区は23.51%でございました。

平成27年4月12日に執行されました鹿児島県議会議員選挙の本市の投票率でございますが、投票率は55.34%で、前々回より6.03%低下しております。

期日前投票につきましては22.51%で、2.23ポイントの増となっております、新城地区は20.08%、牛根地区は22.41%でございました。

投票率の推移でございますが、全体の投票率につきましては低下傾向にございますが、期日前投票につきましては、公職選挙法改正により利用しやすい制度となったことから、各種選挙におきましても、選挙を重ねるごとに投票率が上がっている状況でございます。

新城地区、牛根地区につきましては、他の地区と比較しますと期日前投票の利用が進んでいない状況にあり、その理由といたしましては、市役所別館の隣に設置している期日前投票所までの距離が遠いためと推察されます。

以上でございます。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩いたします。次は、13時15分から再開いたします。

午前11時58分休憩

午後1時15分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、梅木勇議員の質問を続行いたします。

答弁を求めます。

○企画政策課長（角野 毅） 梅木議員の、地域振興計画による各地区の活動状況についてのご質問にお答えをいたします。

本市の地域振興計画につきましては、平成22年度から28年度にかけて、9つの地区全てにおいて策定を終えております。

国・県の補助事業や市のまちづくり交付金を活用し、こうありたいと願う姿の実現に向けて、特色あるまちづくりが展開されているところでございます。

各地区の主な活動状況を申し上げます。

大野地区におきましては、大目標である「人を増やしたい（住む人・来る人）」に基づき、つらさげ芋等の大野原ブランド化事業を展開し、新規就農者5名のほか、新たに立ち上げられたNPO法人への転入など、地区への若者の転入につながっております。

水之上地区におきましては、大目標「力を合わせ、行動を起こそう。住みよい水之上を目指して。」に基づき、地区の産物を物販する軽トラ市、水之上元気市に取り組み、本年度は、女男河原祭りのさらなる充実に向けた協議が行われております。

牛根地区におきましては、大目標「牛根でしかできないこと、牛根だからできることをみんなで考えよう」に基づき、牛根交流促進事業により世代間交流、集落間交流が促進され、現在、総務省事業を活用し、特産物、景観、伝統など、地域資源を生かした6つの振興会のきずなを深める事業を計画しております。

新城地区におきましても、大目標「人情、豊かな自然と歴史に抱かれた住みよい郷 新城」を目指しまして、現在、総務省事業を展開し活用し、おたけどんの郷の改修や住民一体となって地域活性化を図る交流拡大事業を計画しております。

柘原地区におきましては、大目標「ひと・はま・みち・元気あふれる・くぬっばい」に基づき、調理室改修や遊具の設置による地区公民館のサロン化や、継続した国道沿いの花壇植栽活動により、世代間交流が盛んになっております。

松ヶ崎地区におきましては、大目標「歴史と景観に恵まれた松ヶ崎を、道の駅を生かして広めたい」に基づき、道の駅たるみずを中心とした歴史と未来をつなぐ道づくり事業に取り組みまして、着地型観光地化を目指しているところでございます。

境地区におきましては、大目標「熱く語れ大きく動け 人がふれあう境浜魂」に基づき、境浜ふれあい館を建設し、鮮魚祭りやマッサージ会場としての利用がされるなど、地区住民の憩いの場として活用されております。

協和地区におきましては、大目標「桜島・カンパチ、温泉の町 みんなでつくろう明るく活力ある協和」に基づき、ピザ窯や温泉を利用した手湯等の住民が集える場を整備し、1日ハイキング大会の周遊コースを組み込むことで、市内外からの参加者がふえている状況でございます。

最後に垂水地区におきましては、大目標「明るく元気で郷土愛あふれるまち」に基づき、交流拠点ふれあい館たるみずで、昔遊び体験や歴史散歩の開催、全振興会によるマイロードでの七夕祭りなどの取組みにより世代間交流が盛んになっております。

これら各地区の一例でございますが、各地区において、それぞれの大目標に向かって活発な活動による地域振興が図られているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。それでは、一問一答式でお願いいたします。

まず、ごみ対策についてでございますけれども、先ほどの答弁では、利用団体は子供会やスポーツ少年団、学校関係等が主で、各年度10団体ほどの補助額合計も5万円以下と、申請件数、補助額とも年々減少にあるようです。

私の3月議会での質問に対して、他自治体の調査研究を行い研究したいとのことでありまし

たが、次に、他市町の制度の有無や状況はどうであったかお聞かせください。

○生活環境課長（高田 総） 梅木議員の補助金制度の他市町の状況についてお答えいたします。

現在、本市におきましては、ごみの減量化対策事業における資源物回収活動補助金といたしまして、空き瓶類1本に対して2円、古紙類1キロに対して3円を交付しております。

3月議会で梅木議員の質問に対して答弁いたしました他自治体の制度についての調査研究につきましては、本市を除く県内18市の状況調査を行ったところでございますが、18市のうち7市において本市と同様の補助金制度を創設しているようでございます。

具体的な他市の状況でございますが、補助金の金額につきましては、空き瓶は1本に対して1円から5円、古紙類は1キロに対して1円から6円の範囲内で交付されており、また、その他の資源物といたしまして、古繊維類、金属類、缶類に対しても補助金はあるものの、その実績はほとんどなく、空き瓶と古紙類を中心に補助金制度が活用されているようでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 県内では18市中7市が補助金制度を創設しているということであります。

補助金につきましては、空き瓶が高いところで1本5円、古紙類が1キログラム当たり6円となっているようでございますけれども、この制度は、他市ではほかの種類も取り入れている、対象にしているところもあるようですけれども、大方が古紙類、あるいは空き瓶に限られているようなというふう感じたところでございます。

ところで、当初予算に垂水市一般廃棄物処理業協同組合へ委託される行政事務委託料として、平成29年度、30年度ともに6,455万2,000円が計上されているが、算定はどのように行われているのかお聞かせください。

○生活環境課長（高田 総） それでは、ごみ処理委託料の算定についてお答えいたします。

本市のごみ処理につきましては、大きく収集運搬業務、中間処理業務、分別業務の3つに分け、委託により行っているところであり、予算額につきましては、平成30年度において約6,450万円を計上しているところでございます。

まず、収集運搬業務でございますが、予算額は約4,500万円です。市内の一般廃棄物処理業の許可業者で構成している垂水市一般廃棄物処理業協同組合と契約して業務を行っており、委託料につきましては、市内全域のごみステーションの位置関係から運搬に係る時間を計算し、その時間に公共単価を掛けて算出しております。

次に、中間処理業務でございますが、予算額は約981万円で、現在、本市においては中間処理施設がないことから市外の中間処理業者と契約して業務を行っており、委託料につきましては、それぞれの種類の契約単価に処理量を掛けて算出しております。

中間処理とは、リサイクルを行うため、または廃棄物として埋め立てによる最終処分を行う前に分別・減容・無害化等の処理を行うものでございます。

次に、分別業務でございますが、予算額は約770万円で、資源物の分別業務について、シルバー人材センターと契約をして行っており、委託料につきましては、作業時間に公共単価等を掛けて算出しております。

また、そのほかに不法投棄等による産廃処理の委託料も予算計上しているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ただいまの答弁からしまして、この算定につきましては収集運搬業務に4,500万、中間処理業務に981万、分別業務に770万と、大きく3つの業務に分け、委託をしている業務ごとに積み上げた合計額とのことでありました。

1 回目に補助金制度についてお聞かせいただきましたが、補助金交付要綱を見ますと、廃品の回収活動をした市民団体等に対して、市が予算の範囲内で補助金を交付するものとあり、市民団体は振興会または本市に住所を有する者を主な構成員とする婦人会、PTA、子供会、老人クラブ、青年団、スポーツ少年団もしくはこれに類する団体で市長が適当と認めた者をいうとあります。

補助額は、さきの答弁にもありましたように、空き瓶 1 本当たり 2 円、古紙類は 1 キロ当たり 3 円となっており、一団体につき年 5 万円を限度とするとなっております。実績では利用がほぼ児童生徒や学校関係だけに限られているようです。

実績を聞きますと、なぜ制度の利用が、ほぼ子供関係だけで、要綱にあります振興会や老人クラブなど各種団体が活用しないのかと思うところです。それは、補助金単価にあるのではないかと考えているところです。

ちなみに一団体が限度額 5 万円の補助金交付を受ける目安として話をしてみますと、古紙類は 1 キロ当たり 3 円ですから約 17 トンとなります。新聞紙を例にしますと、1 日分が 150 グラム前後で平均 150 グラムとします。単純計算ですが、5 万円分、約 17 トンを収集するには、各種団体を振興会に例えると、300 戸数の振興会が毎日全戸数の新聞を収集しなければなりません。

それでは、1 万円分、3.3 トンを収集するには、60 戸数の振興会が 1 年間毎日全戸数から収集しなければ 1 万円にはなりません。

空き瓶の目安については、1 本当たり 2 円です。5 万円の補助金交付を受けるには、2 万 5,000 本分の収集が必要です。これは、70 戸数の振興会の全戸数が毎日空き瓶を 1 本ずつ出さなければ 2 万 5,000 本にはなりません。

これも、5,000 本分、1 万円の補助金ではど

うかとなると 72 日となり、2 カ月かかることとなります。

これはあくまでも目安として、数量を理解するために、それぞれの金額を例に単純計算をしてみました。空き瓶については、1 家庭で毎日 1 本出せるだろうかと思うところです。

こうして単純に計算して 1 万円の補助金交付を受けるにも、古紙類で 3.3 トン、軽トラックで 10 台分です。空き瓶で 5,000 本収集しなければなりません。この数量を収集するには、並大抵ではありません。

この制度の目的は、ごみの減量化及び資源の再利用を図り、市民のごみの減量化や資源化に対する意識の向上が図られると答弁でありました。まさに、私もそのとおりで思っているところです。

しかし、実績では各種市民団体に大いに活用されているような数字ではないようです。

各種市民団体が大いに積極的に活用するには、補助金単価の増額見直しが必要と思われるが、検討できないかお聞きします。

○生活環境課長（高田 総） 補助金単価の増額見直しについてお答えいたします。

ごみ減量化対策事業補助金につきましては、繰返しとなりますが、各種団体等において補助金制度を活用した取組みを行っていただくことで、市民の皆様のごみの減量化や資源化に対する意識の向上が図られること、また、学校やスポーツ少年団等の各種団体が活動を展開していく中で、その資金の一部として活用され、その団体の活性化につながっていくと考えられますことから、補助金単価の増額に向けての見直しにつきましては、関係課と協議を行い検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。見直しについて、関係課と協議をするということでもあります。

3月議会でも言いましたが、振興会では戸数が年々減少し、運営費等に苦慮し、会費の値上げを検討せざるを得ないところもありますが、高齢者のひとり家庭等を考慮すれば、なかなかのところもあるところです。

恐縮ですが、ことしから始まりました健康ポイント事業を引き合いに話をしますと、健康ポイント事業は、自分の健康をチェックするための健診を受けたり、報告会や指定されているイベントに参加するとポイントが付与され、一人最高5,000円分の商品券と交換してもらえます。

私は、もう既に39ポイントです。あと、健康チェック報告会に行けば49ポイントとなり、あと1ポイントで50ポイントとなります。妻も同様に健診を受けており、あと予定の受診をすれば50ポイントを超えます。2人で1万円の商品券がもらえることとなります。

自分の健康チェックのために受診してポイントがもらえる、皆さんに好評です。

ごみ減量化対策補助金交付制度は、各種団体がじかに収集し、直接回収業者に売却するもので、行政がタッチせずに資源物が処理されるものです。

1万円の商品券交付を受けるには、大変な量の収集が必要です。振興会や老人クラブなど各種団体が積極的に古紙類、空き瓶の収集をして、運営費や活動資金の確保、研修等に行けるよう、笑顔で収集し、楽しみ、そして元気が出るような補助金単価にさせていただきますよう、市長はじめ関係課には、よろしく願いして、ごみ対策については終わります。

次に、来る選挙について質問してまいります。

1回目で各選挙の投票率と期日前投票を聞きましたが、さきの答弁と私の資料を合わせながら整理し、述べてみたいと思います。

前回と前々回を比較すると、3つの選挙とも投票率は下がる傾向にあります。期日前投票

では3つの選挙全てにおいて前々回よりも前回の選挙の投票率が上がっているのがわかります。

そこで、地区別の期日前投票を見ますと、私なりの集計では、前回の選挙について市長選挙では投票所が垂水市民館と垂水小学校を合わせた有権者の期日前投票率は41.92%、同じく投票所が新城地区公民館の有権者は25.67%となっております。牛根地区全体では18.79%。

県議会選挙では投票所が垂水市民館と垂水小学校を合わせた有権者の期日前投票率は31.05%、同じく投票所が新城地区公民館の有権者は20.08%、牛根地区全体では8.77%、市議会議員選挙については、垂水市民館と垂水小学校を合わせた期日前投票率は41.82%、新城地区公民館では29.40%、牛根地区全体では23.50%、このように、これまで市役所に開設されている期日前投票所に近い垂水地区と投票所から遠方にある新城地区、牛根地区の期日前投票率を比較すると、新城地区公民館では3つのどの選挙でも10%以上の差があります。牛根地区全体では、さらに20%前後の差があることがわかります。

以前、遠方の方から、投票当日用事のため、期日前投票をしようかと思うが、市役所まで距離があるのでどうしようかと思うという話を聞いたことがあります。

ことし4月に市議会議員選挙が行われたお隣の鹿屋市では、商業施設に期日前投票所を設置し、投票率の向上に努められています。

本市でも、先ほど数字で示したように投票率が低下傾向にあります。遠方の牛根地区、新城地区の期日前投票環境向上のため、また利便性のため、また投票率向上のためにも、牛根・新城両支所に期日前投票所を設置できないか伺います。

○市民課長（鹿屋 勉） 詳しい資料に基づく数字につきましては、ちょっと把握しておりませんが、期日前投票所の増設につきましては、

昨年の第4回定例会において、堀内議員から移動期日前投票車の導入ということでご提案をいただいております。

移動投票車による巡回式の期日前投票所設置につきましては、人員確保や投票スペースの確保、二重投票の防止など多くの課題を解決しなければならず、導入に際しては検討が必要との見解をお示したところです。

今回、改めて期日前投票所を増やすことについて、梅木議員からご質問をいただいたところでございますが、期日前投票所の増設につきましては、おっしゃるとおり有権者の利便性が図れますことから、ずっと検討しているところでございまして、以前、課題として上げました中の一つである二重投票の防止につきましては、検討の結果、新城支所、牛根支所であれば選挙事務に係るシステムが利用でき、課題への対応が可能となりますことから、開設の場所は限定されますが、期日前投票所増設に係る課題の一つは何とか解決できるものと考えております。

しかしながら、投票管理者や立会人、投票事務担当者などの人員確保をはじめ、課題はまだございますことから、さらに庁内関係部局との協議を進め、選挙管理委員会委員の意見も伺いながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。ぜひ設置ができるように検討していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、まちづくりでございますが、各地区の活動状況は、地区の特徴、特色が生かされるような計画が策定され、活動がなされていることを聞かせていただきました。活性化について頑張っておられるようでございます。

これは、10年計画であると聞いておりますが、まちづくり計画が早く始まった地区では数年がたち、見直しが始まっているところもあるよう

ですが、これからの推進についてお聞かせください。

○企画政策課長（角野 毅） まちづくりのこれからの推進のご質問にお答えいたします。

各地区で作成されました地域振興計画につきましては、計画期間が10年でございますが、策定から5年過ぎた中間期に住民自らが見直し委員会を組織しまして、計画の見直し作業を行っております。

この計画の見直し作業は、これまでの行動計画の取組みを振り返り、成果や効果を確認するとともに、今後の課題や対応策などを協議し、あわせてさらに充実させたい活動や、新たに取組みたいことを見直し計画として策定いたします。

既に大野、水之上、牛根、新城の4地区は、見直し計画の策定を終えまして、本年度は柘原と松ヶ崎地区が策定中でございます。

企画政策課といたしましては、各地区が策定した地域振興計画や見直し計画により、特色あるまちづくりが持続可能な形で展開されるよう、地域と一体となって地域振興計画を推進してまいります。

以上でございます。

○梅木 勇議員 既に、この計画については5年が過ぎたところが大野、水之上ほか2地区そして今、協議を始めたところが柘原、松ヶ崎というふうなことでございました。

まちづくりが推進され、地域活動をこれからも継続、持続し、さらに拡充して活性化するには、意識や意欲を持つ人たちが必要だと思っております。何をやるにも言えることではないでしょうか。

各地区では計画や行事をとり行い、元気が継続され活力となるよう人材を必要としている地域はないか、また、市役所の各課でも抱える課題や取り組んでいる事業に、もっと力を入れると成果が期待できる、そういうことはないか、あ

るのではないのでしょうか。この人材確保に、国は地域おこし協力隊制度を創設しており、ことしで10年目を迎えます。

8月26日の新聞によると、地域おこし協力隊は都市部から過疎地域に1年から3年任期で移住し、特産品の開発やPR、集落支援に従事する。国は隊員1人当たり400万円を上限に、特別交付税で措置する。総務省の2017年度のまとめによると、隊員の7割以上を30代以下の若者が占め、鹿児島県では全国で6番目に隊員が多い。国は隊員数を約5,000人から24年度までに8,000人に増やす方針を打ち出しているとなっています。

このような支援人材が、本市にも必要ではないか伺います。

○企画政策課長（角野 毅） 各地区の活動や市の取組みについては、さらに充実や活性化の人材が必要ではないかということでのご質問にお答えをいたします。

地域振興や行政の取組みにおきましては、国が推進しております人材活用を伴います制度といたしまして、先ほどございましたとおり地域おこし協力隊でございますとか集落支援員制度等がございます。

地域おこし協力隊は、協力隊員が都市地域から過疎地域などへ一定期間移住をいたしまして、地域おこしの支援や住民の生活支援、地域協力活動などを行いながら、その地域への定住を図るという制度でございます。

集落支援員は、地域の実情に詳しい方が住民とともに集落点検を行いまして、地域の現状、課題、あるべき姿などについての話し合いを促進し、必要と求められる施策を積極的に実施するという制度でございます。

いずれの制度も導入に当たっては、真に人材を必要とする地域からの強い要望が必須でございます。

今後、地域振興計画を推進する中で、課題解

決や地域振興の有効手段として地域から制度導入の要望がございましたら、地域住民と協議をさせていただき、採用してまいりたいと考えております。

また、市全域を見据えた産業や観光などの振興策につきましては、各関係課で取組んでおります政策などへの制度導入に際し、専門性の高い人材を確保する必要があると考えておりますことから、地域おこし協力隊への希望者の中で、本市のニーズに合う方が確保できれば大きな力になると思われまいますので、各担当課とも連携して推進していきたいと考えております。

あわせて、制度の情報などの周知や、国や県への申請などの集約は、企画政策課で担当しておりますので、今後も制度の情報などの周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 検討していきたいというふうなことでありますけれども、県内自治体の地域おこし協力隊員の募集を掲載している県のホームページでは、鹿児島市をはじめ薩摩川内市など11団体の募集状況が掲載されております。

ちなみに、薩摩川内市ではローカル線バス利用増がテーマの活動1名、企業と連携した販路拡大、人材確保、商品開発、経済活性化1名、市比野温泉街のにぎわい創出2名、観光DMOプランナー2名など9名を募集しております。

志布志市では農業指導員1名、ITタブレット端末指導員1名、計2名の募集をしております。

湧水町では吉松駅を核とした鉄道の町としての地域活性化につながる活動・支援等若干名、錦江町では、ゆるキャラ「くわがたガールズ」を活用した宣伝やイベント企画1名など9名の募集となっております。

このように、地域おこし協力隊員の募集には、自治体が求めている活動内容を示して、募集しているのが見えます。

本市でも、地域協力隊員について企画政策課をはじめ、各課でも活動内容を協議し、募集し、地域や市の活性化につなげていただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池山節夫） 次に、川畑三郎議員の質問を許可します。

〔川畑三郎議員登壇〕

○川畑三郎議員 暑い夏も終わり、秋の気配を感じられます。国内最高温度も計測されたことしの日本列島はどうかしているのでは。大阪府北部地震、15府県に被害が出た7月の西日本豪雨、関西空港を水没させた台風21号、そして、9月6日早朝の北海道地震、震度7を観測し、道内全てが停電、各地の役所や交通機関のインフラ機能がストップ、現在、復旧が進んでいますが、本当に日本列島は異常なことが起こっております。台風シーズンであり、今後も心配であります。

それでは、先日通告しておりました案件について質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

旧なぎさ荘は、太陽国体の年には現天皇陛下が皇太子のときに宿泊されたところでもあります。

経営を中止してから、一時は管理されていましたが、現在は荒れ放題、なぎさ荘はどうにかならぬのだろうかという話題に上がることが多くあります。

私も、平成28年9月議会で、なぎさ荘の状況を質問いたしました。雑草、雑木が生い茂り、環境上、防犯においてもよい状況ではありません。現状をお知らせいただきたい。

荒れ放題のなぎさ荘は、周辺にも大きな影響を与えております。海潟郵便局とも隣接している道路は、地域の方々から海岸に出る道路でもあります。

6月末の協和地区の集落座談会で、道路に覆いかぶさっている草木の伐採の話が出たようですが、除去についてどうなっているのかお知らせください。

垂水市の経済の根幹をなす第1次産業において、水産業は売上も多く、後継者育成も比較的進んでいると考えます。

しかしながら、ここ数年は魚価の低迷、燃料及び餌の価格高騰などに起因して、垂水市漁協では、平成27年度より10年間の経営改善計画を策定して、持続的な経営の安定に向けて取り組んでいるところでありますが、改善計画策定に至った経緯と改善計画の具体的な内容について、そしてまた、行政はどのような支援をしたのかお聞かせください。

これで、1回目の質問を終わります。

○企画政策課長（角野 毅） 川畑議員のなぎさ荘の現状についてのご質問にお答えをいたします。

なぎさ荘跡地につきましては、現在、活用が行われていない状況でありますことから、敷地内の雑草、雑木等が生い茂っており、環境上、また防犯上におきましてもよい環境でないと認識いたしております。

なぎさ荘は、協和小、協和中学校跡地でありました土地に南九州観光開発株式会社が昭和40年に開業をしており、その当時、海潟地区の中心的な存在であったろうと認識いたしております。その後、平成8年になぎさ荘は閉鎖され現在に至っているわけでございます。

平成26年度に策定されました協和地区の地域振興計画におきまして、地域住民が美しい景観を取り戻すよう望んでおられましたので、同年9月に市長が所有者を訪問されまして、なぎさ荘の周辺環境の改善に関連した対応につきまして協議をされました。

私も同行をいたしましたけれども、当時の所有者からは大隅への強い思い入れや、改善した

い意向は伺えました。しかしながら、明確な回答はいただけませんでした。

また、同年12月にレジャー事業の総合開発や閉鎖した施設の再生に取り組んでおられる県外の企業によります本市への進出に向けた地域現地視察が行われましたけれども、具体的な話には進展せず、現在に至っているところでございます。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） なぎさ荘横の市道における支障木の伐採についてお答えいたします。

この箇所につきましては、川畑議員や振興連での会議において要望がございました。結果的に対応が遅くなっておりますことに、まず、お詫び申し上げたいと思います。

伐採につきましては、要望がございました際に環境整備班での作業を予定しておりましたが、7月から、特に通行量の多い市道や、草が繁茂する市道を優先し作業を進めてきたところでございます。

この作業に際しましては、機械を借り上げ、2カ月かけて伐採しておりますが、まだ、この作業が続く予定でありますことから、ご要望のございました箇所の対応が、なかなかできなかつたところでございます。

現在、この箇所の国道を挟んで、山側の市道飛岡2号線側溝改修工事を発注しておりますので、先日、受注業者に伐採作業をお願いしたところでございます。ご不便をおかけしておりますが、もうしばらくお時間をいただけますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○水産商工観光課長（二川隆志） 川畑議員のご質問でございます。垂水市漁協が経営改善計画の策定に至った経緯につきましてお答えいたします。

川畑議員のご質問にありますとおり、垂水市漁業協同組合では、平成26年度までに魚価の低

迷や燃料及び餌の価格高騰などに起因しまして、多額の繰越欠損金を計上する経営状況に陥り、国・県及び金融機関の支援を受けて、平成27年度に経営改善計画を策定し取り組んでいるところでございます。

漁業協同組合は、漁業、魚家の中核組織であり、仮に経営破綻などの事態になれば、漁業活動や漁業経済ばかりでなく、本市全体の経済活動に多大な悪影響を及ぼすことが懸念されたため、国・県・県漁連も交えた協議を行い、新借換資金の活用を行うこととなった次第であります。

具体的には、垂水市漁協が14億8,000万円の資金を借り受けた上で、貸付金利は漁業関係金融団体が利子補給を行い、債務保証を行う基金協会への保証料を国が2分の1負担し、県と市が4分の1ずつ補助金として漁協へ交付するという形で支援を行っているものでございます。

あわせて、垂水市漁協におきましても、10年間の役員無報酬、職員の退職金減額、事業の手数料アップ等や販売促進による事業利益の確保、さらに、養殖生産者について、組合員責任として出資金の減資など、さまざまな改善内容を盛り込んだ経営改善計画を策定して欠損金の圧縮に努めているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 それでは、一問一答式で行きたいと思います。

なぎさ荘の件についてですけど、今、これについては2年前、私が質問いたしまして、市長からもいろいろご答弁をいただいたところで、いわさきさんと交渉をしてみましようということだったんですけども、なかなか、今、お話のとおり進展していないという状況で、荒れ放題が続いているんです。

途中で、草刈りでもすればいいんでしょうけれども、そのまま置いているから、松の木もだいぶ中のほうも大きくなって、海岸が全然見えな

い状況で、昔は景観のいい地域だったんですけれども、地域の人みなぎさ荘については、大変心配している、そういう状況であります。

粘り強く、またお話をしなければならぬと思うんですけれども、なかなか相手がいることで、売買の話でも出れば、また、先に進みそうな気がするんですけれども、そういう状況じゃないというところであるようです。

今の地域振興計画が各地区でずっと続いているんですけれども、協和地区でも策定、この策定委員会の中でなぎさ荘の問題が出まして、我々もどうにかならないかということで、私はそのとき質問したと思うんです。それから進んでいないという状況ですが。

今後、これを今どうということじゃないんですけれども、今後の対策として、どういう方向で行けばいいのか、そういう案がありましたら、そこをちょっとお話ししていただければと思うんですけれども。

○市長（尾脇雅弥） 今、川畑議員からお話があったような経緯、今、皆さん、係る皆さん同じ認識だと思っております。何度か足を運んで、所有者とも話をするんですけれども、根本的に考え方が合わない部分がありまして、なかなか難航しているというのが現状でございます。

今後の対策ということでありますけれども、先ほど、企画政策課長が申し上げたような現状でございますし、営業しておりました頃、私の父も勤めておりましたので、なぎさ荘というのは、大変、私自身も思い出深くて景観のすばらしい、今、その「西郷どん」で、オープニングのラストに出る江之島とか、その辺の景観というのを、何とか取り戻したいなということで、いろいろ、いろんな可能性を探ってはいるところでございます。また、民間の方々が見に来て、リゾート開発みたいところで、新たな方策はないかということでも見に来ていただいたんですけれども、灰が大変降る時期で、やっぱ

り降灰ということが、大変、そういうところには難しいと。

ここ一、二年、そこまでは降っていないんですけれども、自然のものでありますので、投資をしていくには難しいというようなお話でございました。

繰返しにはなりますけれども、所有者との協議というところにつきましても、私をはじめ歴代の市長も交渉を重ねております。しかしながら、課題になっている事案に双方の立場の違いというのがありまして、なかなかそこが折り合わないところも大きな事情でございますが、常々ご質問いただいているようにもう何十年もああいう状態が続いておりますので、これまでのことを整理をしながら、ただ未来へ向かってどういうふうにしていくのかという新たな対応をしなきゃいけないというふうには思っておりますので、今回西郷どんのことをきっかけに、あるいは安倍総理も近くの場合に立つてというふうなこともございますので、少し大きな絵をかいてなぎさ荘跡地をどうしていくのかというのは、地域だけじゃなくて全体的なことを交えて検討していかなければいけないというふうに思っております。

○川畑三郎議員 なかなか難しい問題とは思いますが、今市長がお話があったとおりNHKの西郷どんの大河ドラマでも、私が先般質問しましたとおり江之島と桜島をセットしたあの絵もね、大変すばらしいもので、この前のど自慢のときにも鹿児島島のNHKの担当の方が、オープニングにはあの垂水の映像が出ていますということも言われて、もうちょっとあれを宣伝僕はまだしてもらいたくなって気がするんです。これと合わせてですね。

だから、それとタイアップしてこのなぎさ荘ももう少し粘り強く話をして、相手がいるので、よければ市が何かこう計画を練って売買をする状況までいけたらなと私は思うんですけれ

ども、そういう状況があればいいんですが粘り強くいわさきさんとお話をして、あの地域の景観を取り戻すということで市のほうにはお願いしておきますので、よろしくをお願いします。

一応なぎさ荘の件については終わります。次に、なぎさ荘について今土木課長のほうから市道について説明がありました。あそこの件も、毎年、集落座談会で出ていつも言われるんですよ。だけど今回はすぐ対応していただいて、海岸の松のほうも切ってもらったということで、いわさきさんとお話ができるようであればそういう対応をしていただければまた、毎年ひょっとすりやなるかもしれんけど大した距離じゃないですので、そこら辺うまくまた対処していただきたいとお願いしておきます。

次に、漁協のこの経営改善の関係ですけれども、今課長のほうで説明があったとおり、漁協としても努力して頑張っているとそういう状況です。しかしながら、みんなよく知らないんですよ漁協の実態を。

だから、漁協もそんだけ努力しているということを組合員もまた知らなきゃいけないし、その地区の人も状況を知っていただきたいなという思いできょうは質問するわけですけれども、これから改善計画に着手して、これまで4年間さまざまな改革に取り組んできたと思います。

さっき説明がありましたように、役員の無報酬、退職金の減、手数料のアップ、出資金の減資というようなことを組合員もして、苦しい状況ではありながら頑張ってると思うんですよ。そういうことで、これまでも取り組んできた具体的な内容、そしてその成果、現在の経営の状況についてをお聞かせください。

○水産商工観光課長（二川隆志） 川畑議員のご質問でございます。改善計画への取り組みと経営状況につきましてお答えいたします。

先ほどご説明申し上げました垂水市漁業協同組合の経営改善計画は、取り組みを始めました平

成27年度から毎年度約2億円の余剰金を達成しつつ、着実に実行されてきております。

直近の平成29年度末の状況を申し上げますと、アニサキスの風評被害により取扱量が減少し、販売事業収益額の対前年度比が落ちて経常利益の対前年度比が3,000万円ほど落ち込んでいることなど要素はございますが、繰越欠損金につきましては経営改善計画費の8億1,700万円に比べまして6億1,300万円となっており、約2億円ほど前倒しで繰越欠損金を圧縮してるなど、8月7日に開催されました垂水市漁業経営改善検討委員会におきましても、金融機関の委員より一定の評価をいただいたところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。これまでの4年間、国、県、市や金融機関からの支援をはじめとして、今先ほど私が話しました役員職員の報酬、給与の抑制、そしてさまざまな経費を見直して、手数料のアップなど経営改善に取り組んではきていますけれども、組合員としては苦しい状況であるということはお分かりだと思います。組合自体が改善するために、やっぱり組合員を一部犠牲にしながら立ち上がっていかなきゃならないということですね。組合員は大変苦しい状況であります。

今後、そうした解消していかねばならない課題をはじめ、具体的な取り組みの方向性や目標について垂水市はどのような支援を考えているのかお聞かせください。

○水産商工観光課長（二川隆志） 川畑議員のご質問でございます。課題と今後の取り組みにつきましてお答えいたします。

まず水産振興に関しましては、牛根漁協や水産業者も対象に含めまして、市は多くの国庫補助事業をはじめ県の地域振興事業の導入支援や貸付事業を実施しております。今後もそれらの事業をしっかりと継続できるように、垂水漁協、牛根漁協と連携して取り組んでいきたいと考えて

おります。

次に、今後の課題といたしましては、国内の人口減少社会の到来を考えますと、人口が増えていく諸外国への輸出に力を入れていかなければなりません。垂水市漁協の輸出量は平成28年度は約7トン、平成29年度は約14トンと、全体の生産量に比べますとまだまだ少ないと言わざるを得ません。

先般、8月20日に水産庁の加工流通課長が垂水市漁協におこしになり、今後輸出量を伸ばすためには漁協組織内において輸出対策を検討するチーム編成が必要なこと、そして輸出に関しましては、国によってアプローチの方法が全く異なるので、対象国を絞り込むことが必須であるとの、大きく2つのご指摘をいただいたところでございます。

そのご指摘を受けまして、8月30日に垂水市漁協、市、県が集まり輸出チームの編成のための協議を行いました。水産庁や関係者にご意見をお聞きした上で、今後正式に輸出促進のためのチームが発足されることと考えますが、市職員もチームの中に加わり、国、県、関係機関と連携して情報の共有を図り、支援していきたいと考えているところでございます。

○川畑三郎議員 もう1回質問してみたいと思います。経営改善計画に基づいた収入支出の均衡の進捗状況も、ほぼ計画通り私も進んでいると思います。あと6年ですけれども、みんな頑張っていると思うんですけれども、牛根漁協も本年度の決算で負債を解消したという状況を聞いて、牛根漁協も相当苦しい時期があったと思うんですけれども、今もう解消できたということでもいいことであります。

あとは、もうこの垂水市漁協が改善計画にのっとってそれを処理できれば、あと5、6年という状況ですけれども、ただ依然水産業を取り巻く環境は非常に厳しい状況であります。

垂水市漁協も、さっきも言ったように報酬や

給与の抑制、組合員出資の減資など、身を切る改革に取り組んでいるものの、ここ数年のえさや燃料の高騰は多くの漁家の経営を圧迫している状況であると思います。

また、国内の消費が頭打ちでありますことから、東南アジアへの輸出により新たな収益の確保を目指して国と県、市や関係機関の協力を得て取り組んでいるようではございますけれども、組合員の経営の安定を図るための活路を見出そうと一生懸命なようだと僕は思っております。

このような現状を踏まえ、市長の公約でもあります元気な垂水づくり、経済、安心、未来からなる3つの挑戦の経済の根幹をなす水産業の振興への惜しみない支援と、皆さんのご理解をお願いしたいと思うんですけれども、ここで市長のこの経営改善についてのお気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 水産業、垂水市内両漁協を中心としてあるわけですが、未来は明るいというふうに思っております。

そのキーワードとして、6次産業化と観光振興をドッキングしてやっていきたいと思います。私の中での6次産業化というのは、儲かる仕組みということでありまして、誰に何を売っていくのかということが一つの大きな考え方でありまして。

高度経済成長の人口が増えてるときはつくれば売れるという時代でありましたけれども、今人口減少、つまり胃袋が小さくなっておりまして、なかなか同じやり方では難しいという状況だろうというふうに思います。

そういった中におきまして、市長に就任をさせていただいた平成23年の1月の頃、両漁協これまでは損失補償という形で各15億円ぐらいつだったでしょうか、合わせて30億円を損失補償してたわけですが、そのことが市の将来負担比率にも影響があって、なかなか厳しい状況がありました。

そうではなくて儲かる仕組みということで、牛根漁協の場合は海外へということがありましたので、加工販売の会社と連携をしながら、先ほど川畑議員がおっしゃったような形で、補償がない中で黒字化に成功したと。ますますこれから伸びますよというようなお話も組合の方々からも伺います。対して、垂水市漁協も損失補償のかわりに借りかえ資金ということで、そういう制度を活用しながら今頑張ってる状況であります。大きな違いといえば、ブリ、カンパチという魚の違いもありますけれども、やはり生産規模とかではなくて海外の輸出というのが額で相当違います。

牛根漁協が42、3億なんですけれども、垂水漁協が1,000万程度かなというふうに思いますので、1億2億、10億というあたりまでは決して夢ではないだろうとおっしゃる食性を考えたときに、アジアというのは非常に可能性があると思います。

私もトップセールスでベトナムやアジアの各国に行かせていただきましたけれども、そこには天然のカンパチがおりますので、カンパチを売りに来ましたというのと要らないとおっしゃるんですけれども、サンプルを置いて帰って、高いんですけど置いて帰った次の日には必ず電話があります。

彼らが持っているカンパチとは違って質のいいものということでありますので、そのことはやっぱり周知していく、アプローチ、営業活動をしっかりと充実してその態勢をとっていけば、確実にその数字は伸びていく、いわゆる未来が見えてくるというふうに思っておりますのでここ数年しっかりと改善計画を、返済をしながら同時に将来何で食っていくのかという、もちろん国内もやりますけれどもおいしいのは間違いないわけですから、そのことをしっかりとセットでやっていかなければいけないと思います。

それが証拠にと言いますか、安倍総理がこの間桜島をバックに出馬表明をされました。それは地方であり、1次産業の宝をしっかりと儲かる仕組みをつくっていくんだという決意のあらわれでもあると思いますし、農林水産業を1兆円輸出するというのが安倍総理の戦略で、現在農林業を中心に6,000億から7,000億と言われておりますので、伸びしろは養殖の魚だと言われておりますので、そういう意味においても垂水市漁協のカンパチを含めていろんなそういうものは未来があるというふうに思いますので、その辺のところを専門家の方々、国、県、専門家の皆様を交えて、しっかりとした方向性を位置づけて、みんなで前向きに進んでいければというふうに思うところでございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。いつも、ぼくも漁協の役員してるんですけれども、垂水市には大変お世話になっているということの特に垂水市漁協の役員の方がおっしゃいます。牛根漁協も然りかと思えます。それだけ垂水市が漁協のほうにも支援をしているという状況がありますので、今後もそういった垂水市漁協のこの改善計画のほうの支援、牛根漁協は黒字を回復したということですのでけれども、いつ何が起こるかわかりませんので、やっぱりしっかりとした1次産業のこの漁協を応援、両漁協を応援していただきたいと思います。

垂水市漁協も10年間の計画ですけれども、年に2億ずつ返金をしていかなければならないということで、10何億でしたかね、それを毎年、4年間ですから8億返済したということで、それにはさっき言いましたように組合員がもう大きな負担をかってるということですので、組合員も苦しいでしょうけど頑張ってもらえると思います。そういったことを勘案しながら、垂水市もそれなりに応援していただきたいということをお願いしまして私の質問終わります。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩いたします。

す。

次は2時25分から再開いたします。

午後2時15分休憩

午後2時25分再開

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、持留良一議員の質問を許可いたします。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 まず冒頭に、きょう午前中から出てますとおり台風災害、豪雨災害、地震、大変な被害が起きましたけども、亡くなった方々に心からお悔やみ申し上げるとともに、被災に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。なおかつ、私たちもしっかりと支援ができるように取組んでいきたいというふうに思います。

それでは、質問に入っていきたいと思います。

最初の質問は、新庁舎建設問題について。

今、市民の間で3つの点が問題になっているというふうに思います。検証しながら整理し、方向性を問いたいと思います。改めてこの3つの問題を考えるときに重要なことは、取組み上住民自治、いわゆる住民が信を問う政治、運営的には民主主義が徹底されることだというふうに思います。これを保障し具体的に実行してこそ、市長が市政運営で大成されている市民の参画と協働が具体化し、市政の発展にも寄与するものと考えからず。

そこで、これが基本であろうと考える2つの自治体の新庁舎建設の基本姿勢を紹介をしたいと思います。

最初は、与論町庁舎建設基本構想の結びのところで紹介がされてます。基本構想の策定においては、町民アンケート、庁舎建設検討委員会及び住民説明会を実施するなど、庁舎建設に対して多くの町民の皆さんからご意見を賜りまし

た。続いて行う基本計画の策定においては、これまで同様町民の皆さんの意向を反映しながら新たな庁舎建設を目指す必要があります。

次は天草市です。安心・安全な庁舎、さらに多額の費用を要することや、市民に身近な施設であることから市民の理解を得ることが不可欠で、このことは何よりも前提の問題であるというふうに書かれています。これらの自治体は、まさに取組みのベースに住民と民主主義が貫かれていると考えます。

そこで、これらをベースにして以下の3点について問います。

1点目は、建設位置の問題です。自然災害などの安全面で課題があると指摘、批判される中、経営会議で審議決定した理由を改めてお聞きをしたいと思います。

また西日本地震、台風21号、北海道地震は災害多発国の現実を改めて示し、あらゆる事態を想定し、備えることが政治の責任、役割であることを誰もが痛感したのではないのでしょうか。地域の現状と課題を常に調査、点検し、住民を守る対策を講じていくことが欠かせません。市民の命と財産を最優先に、災害に強いまちづくりにすることが今政治の大きな課題になっています。

このような新たな事態の中、安全性や防災センターとしての機能が将来にわたって確保できる保証は何か伺います。また、同じような要件で全国に庁舎建設計画があるのか伺います。

2点目は財政問題です。

基本計画の中に示されていなかった概算事業費及び単価は、類似都市の比較ではどうなるのかまず伺います。

また、総概算事業費はどのくらいになるか、概算事業費に含まれていない費用、例えば地質調査費、液状化対策費、解体費用、移転費用等があると考えます。屋久島では、大きなこの問題が住民の運動にもつながったという経緯もあ

ります。

事業費の高騰はさまざまな要因、労務単価、建設資材等またオリンピックや建設ラッシュ、さらに消費税の10%への増税で高騰することが今後予想されますが、どのような認識なのか伺います。

結果、事業費及び総事業費の増額が懸念され、説明段階より財政運営と市民生活への影響がさらに心配されると思いますが、見解を求めます。

3点目は、候補地決定の問題です。この点では、手続及びプロセスが大切であり、まさに住民自治と民主主義が問われる問題です。

私の新庁舎建設考えの基本的視点は、1つは住民が望む機能を持った庁舎に。2点目には、財政負担は最小限にして将来への負担や市民サービスの削減につながらないこと、3つは、庁舎の位置については1と2を踏まえ市民の合意が得られるような説明や理解に努め、市民の参加で決定していくというものです。

このような視点や観点、そして市民参加が実現していれば、結果市民が決定した建設地と考え、市としても混乱なく自信を持って計画が進められたのではないかとというふうに思います。住民自治と民主主義に立った手続方法が改めて問われています。このままでは将来に禍根を残すことになるのではないかと考えますが、見解を伺います。

次に、非核平和都市宣言、2009年9月26日に議会が決議してますけどもあれから18年、宣言にふさわしい平和行政の取組みが今求められています。この決議は議会として宣言していますが、対外的には垂水市も日本非核宣言都市として位置づけられています。今日この宣言が大きな意味を果たそうとしています。それは、昨年7月に国連会議において核の配備や使用の威嚇も含め、すべての核兵器を全面的に違法とする画期的な核兵器禁止条例が採択されたからであります。

残念ながら、日本政府は条約を批准するという考えはなく、これには怒りと失望を覚えています。非核都市宣言にふさわしい平和の取組みや充実が一層求められています。

このような背景がある中、この夏県内でも語り継ぐ会や平和の集い等新たな視点を持って、さまざまな平和の取組みが行われました。そこで、このような中本市での平和事業の取組みはどうであったのか、平和教育の取組みはどうだったのか、伺います。

次に、防災対策について伺います。

私は、今回の豪雨災害の特徴は、1つはこれまでの豪雨災害と過去の水害の教訓が生かされてなかったのではないかと。2つ目は、危険が予測される中避難が進まなかったことがあると考えます。地球温暖化が極端な気象現象を引き起こし、猛暑、豪雨、台風の大型化、海水面の上昇など、地域を問わず大水害の危険性が今高まっていると考えます。洪水は完全に防げないという指摘を踏まえ、さらなる減災、防災の取組みや対応が必要です。

そこで、私は西日本豪雨災害の教訓を生かした災害対策の見直しが求められているというふうに考えます。

1つは、今回の豪雨災害の特徴を気象的な特徴ではなく災害という面からどう捉えているのか、生かす教訓はどのようなのか伺います。

2つ目は、新聞等で洪水ハザードマップが活かされなかったという教訓が掲載をされていました。それは、マップを住民の避難にどう結びつけるかという課題でした。過去の災害もマップに活かされているのかも含めて、本市の洪水ハザードマップの見直しの必要性はないのか伺います。

さらに、振興会任せにせずハザードマップを参考に地域で認知度を高め、地域の危険を明らかにし、安全な避難道路を確認していく目的を持った取組みが必要ではないでしょうか。岐阜

県可児市では、マイハザードマップの作成の実践は大いに参考になると考えます。見解を伺います。

垂水の喫緊の課題として、道路の冠水問題も含めて内水対策が求められています。この対策を考える一つとして、道路側溝の問題があります。道路側溝の大きさは、路面排水等の規格の、また計算は雨水流出量を算定して計算されているはずですが、この根拠となるデータはどれを採用されているのか、それは今日の実態に合っているのか伺います。合ってなければ検討が必要と考えますが、見解を伺います。

最後は、産後ケアの必要性について、早急な対応、予算化も含めて対策が求められている観点で質問をいたします。

先般、生育医療センター調査報告が報道され、2015年から2016年にかけて102人が妊娠中から産後にかけて自殺するという調査報告がありました。その要因は、産後うつが原因が見られるという内容でした。また、産後うつは10人に1人が経験するというデータも紹介されています。

厚労省は2017年度から産後うつを予防するため、健診を受ける際の費用を助成する制度もスタートをさせています。助成を受けるには、産後ケア体制が必要だということです。深刻化すれば虐待や育児放棄につながったり、自殺を招いたりする恐れがあり、不調の兆しを見つけ、行政の窓口など適切なケアにつなげるのがねらいというふうになっています。

本市でも、産後のお母さんの心も体もサポートする支援が求められていて、そして必要性も高まっていると、子育て支援センターの聞き取り調査からも強く受けとめたところです。このようなことから、子育て支援の一環として助成制度を早急に整備することが必要と考えます。

また、県内の自治体でも、ここ数年制度導入が広がってきています。そこで、一つは国や県の支援の動向や内容はどうなっているか、2点

目に県内で実施している自治体と助成事業の特徴はどういうものか、3、本市での実態の把握と必要性、課題をどのように考えているか、取り組みの決意と考えをお聞かせください。

これで質問終わりますけれども、不十分な点については再質問をさせていただきます。

○企画政策課長（角野 毅） 持留議員の新庁舎の位置をCに決定した理由についてのご質問からお答えをいたします。

安全面で課題であると指摘されている中、候補地Cに決定した理由でございますが、堀内議員のご質問にもお答えをしたとおり、新庁舎建設位置の決定は非常に重要で、かつ市民の利便性、計画の実現性、安全性、まちづくりの整合性など総合的に判断すべきものでありますことから、専門的視点である外部検討委員会の評価結果を尊重し、またパブリックコメントの意見も参考にしながら決定をいたしました。

なお、候補地Cの安全面当初予算の課題でございますが、津波につきましては、防災マップでは想定区域外、浸水については河川浸水想定0.5メートル未満の区域となっておりますが、いずれも設計段階で対応できるものであるといたしております。

次に、安全性の機能が確保できる保証は何かについてお答えをいたします。

安全性や防災拠点としての機能が将来にわたって確保できる保証は何かでございますが、現段階において想定し得るさまざまな災害に対し、設計の中で対応していくことが重要と考えております。

そうしたことから、基本計画において国土交通省が定める官庁施設の総合耐震計画基準における耐震安全性の目標を最高グレードで設定しているところであり、今後設計の中で行われる地質調査など結果を踏まえ、より確実な安全性を確保していきたいと考えているところでございます。

次に、同じような庁舎建設があるかについてのご質問でございます。

同じような要件での庁舎建設があるかのご質問でございますが、本市の庁舎建設と同様に海辺に近い土地に対して建設された庁舎建設計画はございます。本市におきましても、他市の事例等を参考にしながら業務を進めているところであり、今後設計業者決定後、設計業務の中でより具体的な安全性の取組みをお示しし、市報による情報提供やワークショップを通じて市民の皆様への不安解消に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、概算事業費の類似都市との比較についてのご質問でございます。

概算事業費及び単価は、類似都市の比較でどうなるかということでございますが、概算事業費は建設面積、延べ床面積などの条件や、庁舎を同じ場所に建てかえるのか、もしくは移転を行うのかといったような条件によってもさまざまありますことから、一概に比較することは難しいと考えておりますので、庁舎本体建設工事に係る建設単価についての類似比較ということでご説明をさせていただきます。

建設単価につきましては、本市の基本計画におきまして1平方メートル当たり46万円という単価を用いているところでございます。この単価につきましては、基本計画の作成を受託した事業者が直近の庁舎建設単価を参考に設定をしたものでございます。

また、本市においても過去5年間の庁舎建設単価を調査し、施工業者などにも聞き取りを行った結果、おおむねおよそ平米当たり31万円から46万円がこの最近の庁舎建設単価であることを確認いたしました。このようなことから、基本計画に用いられている1平米当たり46万円については妥当な単価であるというふうに考えているところでございます。

次に、概算事業費はどのくらいになるのかと

いうことについてお答えいたします。

概算事業費でございますが、現在は平米当たりの単価で積算をしておりますが、今後基本設計段階において必要な事業費などが積み上がってまいりますので、その際に具体的な数値がお示しできるものと考えております。

なお、事業費の算出については、基本計画で示した事業費の範囲内となるよう設計事業者との調整に努力したいと考えております。

次に、概算事業費に含まれない費用は何かというものでございますけれども、現在の概算事業費に含まれていないものでございますが、庁舎移転に伴う移転費用でございますとか情報通信整備費用などがございます。基本計画において、未算入となっております費用につきましては、現在庁内専門部会で新庁舎に必要な機能や設備、それに伴う費用などについて調査検討を行っているところでございます。

なお、地質調査費は基本設計業務に含まれており、今後地質調査の結果を踏まえたような対策が必要かを設計会社と協議する必要があるかと考えているところでございます。

次に、事業費の高騰がさまざまな要因で予想されるが認識についてはのご質問についてお答えをいたします。

事業費の高騰が予想されるがどのような認識かでございますが、現在2020年のオリンピックの開催、消費税増税に伴う駆け込み需要等により建設需要が高まっておりますが、本市庁舎建設の工事開始時期でございます平成32年度におきましては、建設需要はある程度収束するといった見方もあれば、一方ではさらに建設需要は高まるといった見通しもありますことなどから、正確な予測を立てるのは非常に難しい状況でございます。

しかしながら、建設単価については災害や労働者不足等のさまざまな要因名から年々増加傾向であることから、設計会社と情報収集を行い

ながらコスト把握を行い、計画どおりに発注できるように努めてまいりたいと考えてるところでございます。

次に、新庁舎の候補地の決定についての3問目のご質問にお答えをいたします。

堀内議員のご質問にもお答えをしたとおり、新庁舎建設位置の決定は非常に重要で、かつ市民の利便性、計画の実現性、安全性、まちづくりの総合性などを総合的に判断すべきものでありますことから、専門的視点である外部検討委員会の評価結果を尊重し、またパブリックコメントの意見も参考にしながら決定をいたしました。

市民に問う内容によっては適切な手法の選定を行うことが非常に効果的であると考えたことから、このような手法で選定をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○財政課長（和泉洋一） 持留議員の総事業費の増額が懸念されるが、財政運営と市民生活への影響についてのご質問にお答えいたします。

新庁舎建設事業費の財源につきましては、現時点では市有施設整備基金から繰入れを12億円程度、公共施設等適正管理推進事業債の借入れを25億円程度とする計画でございます。地方債については、借入期間の長期設定により財政負担が平準化されるメリットがあること、さらに借入予定の公共施設等適正管理推進事業債については、起債対象経費のうち75%充当分までは後年度において元利償還金の30%が交付税算入される地方財政措置が設けられていることから、現行の中でとり得る最善の財源対策であると考えております。

そこで、ご質問の財政運営と市民生活への影響についてでございますが、仮に基本計画のとおり事業を行った場合、将来負担比率の上昇など財政指標への影響は避けられないものの、平成29年度で決算での公債費の支出額が平成25年

度決算との比較で3億6,900万円程度減少していることなどから、新庁舎建設事業に係る影響だけで市民サービスの低下を招くというようなことにはならないと想定しております。

しかしながら、事業実施に当たっては議員が懸念されるような事業費の増大も考えられますことから、設計段階から経済性を十分に踏まえて進めていくことが重要であると認識いたしております。

以上でございます。

○社会教育課長（野嶋正人） 持留議員ご質問の平和事業の取組みについてお答えいたします。

社会教育課といたしましては、昨年に引き続きことし7月31日から8月19日までの期間、市立図書館におきまして垂水大空襲から73年、戦争のあった頃のことを知ろうと題し、企画展を開催いたしました。

この展示は、昭和20年に本市において空襲がありました8月5日に合わせて、戦争の記憶を風化させず、また今日の平和がこの尊い犠牲の上に成り立っていることを伝えていくために平成26年度から続けて開催しておりまして、合わせて昭和19年2月6日に発生した第6垂水丸遭難事故に関する遺品等を展示いたしました。

資料の展示に際しましては、ご遺族の方々や文化財保護審議員、史談会や垂水郷土史研究会等のご協力により新たに寄贈いただいたり、新たに発見された手紙や写真などの資料展示も行ったところでございます。

また、今年度から本市の歴史や文化をよりきめ細やかに市民の皆様へお伝えするために、垂水市文化と歴史コーディネーターとして勤務していただいております川崎あさ子さんから、来場者の方へのより丁寧な案内と心に届く説明を行っていただきました。

またこの展示とは別に、今春の閉館となりました垂水文行館の展示資料の一部を広く市民の皆様にご覧いただけるよう、文化会館ロビーに

て展示いたしました。その中には、戦争に関する資料等もございまして、文化会館にご来場の方が熱心に見つめる姿も拝見いたしております。

社会教育課といたしましては、今後も市立図書館での企画展や文化会館等での資料展示を継続して実施し、歴史について正しく伝えるとともに視聴覚ライブラリの無教材整備など啓発の取組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（明石浩久） 持留議員の平和教育の取組みはのご質問にお答えいたします。

教育基本法第2条教育の目標に、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととあり、世界の平和を願い、平和な世界を築いていこうとする子どもたちを育てることは極めて重要なことであると考えております。

各小中学校におきましては、児童生徒の発達の段階に応じて平和に関する教育が計画的に行われております。教科の学習におきましては、戦争に関連した文学作品を通して登場人物の心情を読み取り、平和について主体的に考える国語科の学習や、国内外の歴史や文化を学び、平和の大切さや人類の共存共生等について学ぶ社会科の学習などが行われております。

また小学校におきましては、戦時中の生活について高齢者とのふれあい活動の中で学んだり、調べ学習を行ったりしております。

中学校におきましては、1年生で鹿屋航空基地資料館等での見学や、戦争に関する調べ学習、2年生の修学旅行では、原爆資料館の見学や現地ガイドによる講話を通して戦争の惨状について学ぶとともに、平和への祈りを捧げております。

また、平和に関する学習の総まとめとして、秋の文化祭でまいとし工夫を凝らした劇を上演し、観覧した保護者や地域の方々から大変感動

した旨の感想が多く寄せられております。

さらに中学校では新しい取組みとして、8月1日の出校日に地域の人材を招いての戦争と平和に関する講話を実施し、生徒が改めて平和の尊さについて考える機会となったところでございます。

ユネスコ憲章の前文には、戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に砦を築かなければならないと謳われております。教育委員会といたしましても、豊かな心を育む施策や事業の充実を図り、自他の生命を尊重する心や思いやりの心を持ち、世界の平和と人類の発展に寄与する人材の育成に引き続き力を入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（森山博之） 今回の豪雨災害の特徴をどのように捉えているか、本市で生かす教訓はについてお答えをいたします。

西日本豪雨におきましては、過去の豪雨災害と比較いたしましても降水量が極めて多く、全国119カ所の観測点において観測史上1位の雨量を更新しております。今回の豪雨災害の特徴としまして、台風と異なり影響範囲及び降水量の規模を事前に予測することができなかったことにあるのではないかと考えております。

また、報道によれば避難勧告などが出ていたのはテレビで知っていたが、大丈夫だろうと思っていた、自分は大丈夫だろうといったコメントがございました。このことから、行動が遅れたことにより人的被害が拡大したものと推察されます。

このことを教訓といたしまして、常に気象情報を注視し、災害の発生する恐れがある場合には市民の皆様へ早目に避難していただけるよう、迅速な判断による避難情報の発信に努めることが重要であると再認識したところでございます。

また、市が発信いたします情報を確実に受け取っていただくため、ホットメールへの登録普

及促進並びにFM防災ラジオ使用方法の周知の徹底に努めてまいります。

今後、避難勧告以上の情報を発信する場合には、市内に滞在する全ての方々の携帯端末へ届く緊急速報メールの活用を促進したいと考えております。加えまして、情報を受け取った市民の皆様適切な避難行動を取っていただけるよう、継続して防災意識の啓発に努めていくことの重要性についても再認識したところでございます。

なお、被災された自治体において、災害対策本部及び避難所運営のあり方、災害ごみへの対応、ボランティアや支援物資の受入れ及び自治体による輸送力の確保など多くの課題を確認したところでございます。

本市におきましても、今回のような大規模災害に備えて情報の収集に努め、豪雨災害を含めた過去の災害の教訓を生かし、より一層の防災体制の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

続きまして、洪水ハザードマップを見直す必要はないかについて、お答えをいたします。

ご承知のとおり、洪水ハザードマップは水防法に基づき、国及び県がそれぞれ管理する河川の洪水氾濫分析を行い、堤防が決壊した場合の浸水が予測される区域並びに区域内の水深を示す浸水想定区域図が作成され、そのデータをもとに各自治体が避難所、医療機関、商業施設などの情報を地図上に図示したものでございます。

鹿児島県では、洪水により相当な損害を生じるおそれのある12カ所の河川を水位周知河川として指定しております。

本市では、本城川水系の本城川及び井川が指定されており、平成23年3月18日に浸水想定区域図を作成してホームページで公表をしております。

本市においては、この本城川水系の本城川及び井川の浸水想定区域図データをもとに、平成

24年3月に本城川洪水ハザードマップを作成いたしております。洪水ハザードマップが効果を発揮させるためには、住民がマップを認知、理解し、防災意識を高める必要がございます。このようなことから、自主防災組織の方々にご参加をいただき、地域の危険箇所や避難ルートに関するご意見をお出しいただき、地域独自のハザードマップをつくることにより、より一層防災意識の向上につながると考えております。

また、地域において、過去に発生した災害による影響箇所や日ごろ不安に感じている箇所などにつきましても、掲載することで、より実効性のあるハザードマップを作成できることが期待されますので、今後検討してまいりたいと考えております。

近年、洪水のほか、堤防で守られた内側の土地で、雨水が排水できないことが原因で想定を超える浸水被害が多発した例も報告されております。

なお、平成27年5月に水防法が改正されたことに伴い、想定外を減少させるため、従来よりも降水量を厳しい条件として浸水区域を示すように一部改正がなされております。

鹿児島県に問い合わせましたところ、水防法改正により、本城川水系の本城川及び井川の浸水想定区域図については平成31年5月をめどに改定を行うとのことでしたので、本市におきましても洪水ハザードマップを見直すことといたしております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 道路側溝の大きさは雨水流出量を算定して計算されているはずだが、データはどれを参考しているか、また今日の実態に合っているのかとのご質問にお答えいたします。

道路改良工事等の設計段階におきましては、鹿児島県土木部が発行する道路事業の手引によりまして検討しておりますが、お尋ねの雨水流

出量のデータにつきましては、路面排水施設などに用いる標準降雨強度図を参考にしております。この標準降雨強度図は日本道路協会の道路土工要綱を採用しておりますので、県土木部発行の道路事業の手引に基づき設計をいたしますが、結果的には日本道路協会の標準降雨強度を参考にしていることとなります。

また、今日の実態に合っているのかのことでございますが、この標準降雨強度も平成21年6月に1時間雨量が引き上げられております。このことは交通社会図情勢や環境等の変化に対応したものと考えておりますので、現時点では実態に合ったものと思っております。

以上でございます。

○保健課長（橘圭一郎） 持留議員の産後ケアの必要性についてのご質問につきまして、一括してお答えさせていただきます。

まず、産後ケア事業につきましては、退院直後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的に行うもので、対象者は家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられない褥婦及び産婦並びにその新生児及び乳児で、産後に心身の不調または育児不安のある方で特に支援の必要な方が対象となります。

その実施方法は、地域におけるニーズや社会資源等の踏まえ、宿泊型、デイサービス型、訪問等により、産後の母親等が安心して子育てできるように支援するものでございます。

国や県の支援についてでございますが、この事業を実施している市町村にあつては、国の妊娠・出産包括支援事業の中の市町村事業である産後ケア事業を活用しており、個人負担は実施市町村により異なりますが、市町村事業として委託料等で実施した場合の2分の1を国が負担し、残り2分の1を市町村が負担することとなります。

引き続きまして、県内での実施自治体と助成

事業の特徴についてでございますが、本県の中で今年度、産後ケア事業を実施しております市町村は、市においては鹿児島市をはじめとする14市、町においては肝付町をはじめ3町、村においては三島村、十島村、宇検村の3村で、合計20市町村が実施いたしております。

助成内容を近隣市町で申し上げますと、鹿屋市にあつては、宿泊産後ケアでは課税世帯、非課税世帯、生活保護世帯ごとに自己負担基準を設けており、訪問産後ケアでは自己負担はございません。肝付町にあつては、宿泊産後ケアはなく、訪問及びデイサービスでのケアを実施しており、自己負担はございません。鹿児島市及び霧島市にあつては、宿泊産後ケアとデイサービス事業を実施しており、いずれも課税世帯、非課税世帯、生活保護世帯ごとに自己負担基準を設けております。

次に、本市での実態の把握と必要性及び課題並びに取組みへの考えについてでございますが、実態としましては、本市においても近隣に頼れる方のいないご夫婦等にあつては、産後ケアの一環として行っております保健師による新生児訪問の際に乳児の健康管理などの子育ての悩みや母体自身の精神的な部分での悩み、授乳等についての母体ケアの相談など多岐にわたる相談を受けている状況にあり、専門的に対応するためにも本事業を本市にも導入の検討を図る必要があると思っております。

課題といたしましては、本市においては助産師も助産院もなく、宿泊産後ケアを受けたい母親は他市町村へ出向かないといけないなど難しい状況もございますが、今後、本事業を実施している他市町村の取組みを確認し、国の補助事業であります妊娠・出産包括支援事業の導入に向けて検討してまいりたいと考えております。産後間もないお母さんたちが安心して子育てできるように、さらにきめ細かな支援を行ってまいります。

以上でございます。

○持留良一議員 それでは、再質問をさせていただきますかと思えます。

まず最初は、新庁舎の位置の問題についてですけれども、先ほどいろんな午前中の議論からも共通してあったのが総合的、専門的に対応して当然、私なんかは検討委員会の意見は尊重しなければならぬ点はあるんですけれども、私は2つの点でこの問題を改めて考えなきゃいけないというふうに思っています。

それは先ほど言いましたとおり、新たな問題というのは、その地球温暖化等を含めた猛暑・豪雨、大雪とか台風の大型化とか海水温の上昇など、こういう問題がどうしても出てきたし、これをどうするのかということを改めて今問われているというふうに思うんです。この点についてが一つあります。

2つ目は、やはり市民生活を守っていく上で、行政というのはどうあるべきなのかということがあると思うんです。基本はリスクは避けるべきというのは、これは基本であろうと思うんですよ。

私も全国さまざま調査をしてみましたけれど、3つ、スタイルがあります。一つは、問題のないところ、2つ目は、問題はあるが、本市のように工事法等で対応していくという問題と軽減できる土地への選択というような形で、大体この3つに多くが整理されてくるのかなというふうに思えます。

そこで、1点目の問題として、この西日本豪雨、台風、それから甚大な浸水被害、記録的な、いわゆる高潮というのが発生し、また北海道地震の問題もあったんですけれども、これは直接、課長だと思うんですが、この点について何らかの調査をされたのか、まずはお聞きします。

○企画政策課長（角野 毅） 先ほど堀内議員の中でもご説明いたしましたけれども、想定し得る災害について、さまざまな局面からの検討、

またいろいろ出されておる文献等における基準等に照らし合わせながら、建築についての基準を定めていくという考え方でございますので、我々の調べられるものについては確実に調査をさせていただいたつもりでございます。

○持留良一議員 私が問いたのは、今回の一連の災害関係で調査をされたのかということだったんです。というのは、なぜかという、今回の台風21号で南海トラフ地震の津波や高潮でも浸水しないとされていた芦屋市、ここは南海トラフ地震のその津波でも高潮でも浸水しないとされていたんです。ところが、今回、浸水してしまったと。そういうところが、まさに想定外じゃないと思うんですけれども、結果として、そういうデータがあるのに浸水してきたということがいわれています。

この写真でもお分かりのとおり、もう舟まで使って避難をしなきゃならないというようなことがあるわけです。だから、私たちは今回のこの災害で何が提示されたのかということが大事だと思うんですよ。だから、本来であれば、やっぱり必要な課はそれなりの調査をして、大丈夫だと市民に。さっき言いましたけれども、将来の担保としてもきちっと守られるということがなければいけないんですけれども、現状として今まで出てきた県の調査とか含めて大丈夫ですよと言ったけれども、実態としてこういうことが起きるということがあるわけなんですよね。

こういう問題に対して、本来であれば当然そういうリスクは回避するというのが基本的な行政の立場だと思うんです、市民の安全を守るため。なおかつ防災機能を維持していくためには、これはもう絶対守らなきゃならない点だと思うんですよ。だから、我々が、今回こういう実態があったと、南海トラフでも浸水しませんと、高潮でもしないんですよと言われたのが、これがそういう実態があったということは当然、基本的に根本からこの問題を改めて見直していく

必要があるんじゃないかと思うんですが、その点についてどうでしょうか。

○企画政策課長（角野 毅） 現状の中で、我々が想定し得る段階については対応してきたということでお答えをいたしました。

現在この新庁舎建設における基本計画の策定は終了しているわけでございますけれども、それ以後の災害等につきましても十分、設計の段階等を含みながら対応が可能なものであるのかといったようなことについて協議を進めながら、その災害想定に対する設計等の工夫といったようなものを取り組みながら検討がなされていくものと考えておりますので、今後起き得る新たな災害についても、そういったものについては今後決定いたします設計事業者等とも十分検討をしながら進めていきたいと思っております。

○持留良一議員 我々は、こういう大変大きな課題を突きつけられていると思うんですよ。本当に今回の災害というのは、私たちが経験しない、今後スーパー台風の確率も約7%から8%という推定も、この前のNHKでもされています。そうやってきたときに、もう根本から見直さなきゃならない。逆に言うと、今の地でいいのかという問いかけも一方ではあると思うんですよ。

そこで、私が2番目に提起した中身で、そういうところがあったけれども、基本的にはさっき3つの選択があったと言いましたけれども、基本的にその部分は直してきたというのが沖ノ島、与論町、それから与那原町、門川町とあるんですけれども、こういう中で特に私が注目したのは与論だったんです。与論町は、どういう調査をしたかということ、活断層及び推定の活断層のここまでしたんです。なぜかということ、やっぱり与論町は島ですから、どうしても形成上そういう問題が出てくるということで調査をされたんです。位置の決定の中で、そこで9カ所、推定活断層が出てきたところです。

そして、基本的には活断層ですから、直下型が一番怖いわけですよ。そうすると、そこは避けなきゃならないということで位置の決定も見直しをされたということです。与論町です。壱岐もやっぱり同じような中身です。実現性や経済性、防災拠点としての安全性に課題があり、これはもう避けなきゃならないということが出ています。それから、与那原町もそうです。3つの候補地があったんですけども、防災上から津波等の災害における行政機能の維持が大変だということで他の場所にやったということです。門川町もあります。門川町では、特に南海トラフとの関係です。直接、日向灘の関係もあるものですから、そういう形で結果としてやってきています。

そういうことを考えたときに私たち行政というのは、やはりそのリスクをいかに回避していくか、先ほども提言したとおり、この点が重要だと思んですが、そうやってきたときに今の現状の中で、そういう手段、市民に本当に責任を負う、安全性を維持する、機能性を高めていくにはそのリスクを基本的に今の段階でも回避するという手段はとらないのかという問題があるんですけれども、この点についてまずは課長からお聞きします。

○企画政策課長（角野 毅） 庁舎建設位置の決定の中で、今、リスクは排除すべきということでございました。

我々も外部委員会の調査、報告、決定プロセスの中での決定の基準の中で、その場所がいろいろな設定している4つの評価基準、それからそれに伴う11の評価項目において、適していない、要するに改善の余地ではなくて適していないと判断されたもの、リスクがあるものについては排除をするという考え方のもとで、バツのついたものについては排除をするべきという考え方をしております。

ただし、いわゆる課題はあるけれども、そこ

についての改善を行うことで適しているエリアとして認定することができるところについては英知をもって課題に取り組むということで選定しておりますので、全く適していないところというリスクのある部分については排除をしているということでございます。

○持留良一議員 これ以上議論してもつまらないと思うんですけれどもつまらないというのは、いわゆる中身が詰まらないということですが、結果として、私は今回のこの問題というのは新たな問題を提起したんだという中で、じゃあ私たちは立ち止まってその問題をどう考えるのか、市民にそのことをしっかりと伝えられるのか。

先ほど私が最初のテーマとした、将来にわたってそれが担保できるのかという点で私は、もっともこの点で議論をワークショップでどうのこうのと言われていましたけれども、それよりは今こそ私たちが100年の大計であるならば、一時止まってでもこの問題を市民と含めて議論していくべきだという、その問題提起をもうこの時点ではしたいというふうに思います。

それだけ今度の災害というのは、さまざまな問題を私たちに提起したんだと。これはもう専門家も言っています。NHKの日曜討論の中でも、このことは改めて私たちはそういう視点に立って、地域の安全確保のためにどうしていくべきかということを考えなきゃならない、そういう段階に来ているんだということだと思いますので、ぜひこれはそういう意味で考えなきゃいけない点があるというふうに思います。

最後に、この点について市長にお聞きしますが、市長は本当に市民の責任を負えるのか、それとも再考する考えはないのか、再度お聞きします。

○市長（尾脇雅弥） 先ほども申し上げましたけれど、新庁舎の問題のそもそもというのは、この状態が続くことが危ないというところから

始まっております。

また、その後のいろんな場所のメリット、デメリットを考えながら当然その一般論として、例えば南海トラフの話にしても太平洋側にあるところというのは直接的な大きな高波が来ると。鹿児島の場合は種屋久あたりに跳ね返ったものが、ところによっては3メートルという話もありますが、それは垂水市ではありません。鹿児島市あたりに津波が寄せて、うちの場合は先ほど申し上げました50センチ程度というようなことでありますので。

次に、例えば、桜島の大爆発は100年前もございました。そのときの文献をたどっていきますと、鹿児島市に50センチ、うちのほうにはないと。

もう一つ、数年前に県の総合防災訓練を垂水でやりましたけれども、そのときの想定がマグニチュード7の直下型地震、その場合に1.84メートルの最大の津波の可能性があると。うちは2.2メートルでということは、これまでの経緯でお話をしていますけれども、それを超えて例えば関西空港の高波であるとか北海道の地震がありますけれども、そこは活断層の関係あるいは外海とかもありますので、条件的なものも当然違います。

もちろん、その上で今想定をしていることに対して、先ほど申し上げました設計あるいは建設の段階において安全というのが何よりも大事なことでありますので、そのことをしっかりと盛り込みながら建設に向かって段階を進めていくという考えであります。

○持留良一議員 市長の見解というのは、やっぱり現状の延長線だろうというふうに思います。そうじゃないんだよということを今問題提起もしたところでありますので、やっぱりそういう観点に立った対応でなければ市民の安全、将来にわたっての保障というのはないだろうということを私は指摘をしておきたいというふうに思

います。

次に、新庁舎建設の財政問題についてに行きますけれども、課長、結果として総額このものは増えるんでしょうか。

○企画政策課長（角野 毅） 先ほども答弁をいたしましたけれども、建設費にかかる部分で対象経費としているといったような部分で検討をする中では、この予算額内に収める努力をするということでございます。

○持留良一議員 そうなってくると、私はこの全ての自治体を調べたわけじゃないんですけども、やはり多くの自治体の中で考え方としては増えるんだと、そのためにどうするかということがあります。市長、本市はまだ地質調査もやっていません。じゃあ、その結果どうなるのかというまた新たな問題も出てくるだろうというふうに思います。

そういう中で、財政問題というのをどう解決していくのかとなると、やはり延べ床面積の問題とかを含めて検討しなければ、先ほど単価の問題から考えたら一番縮減できるのはその部分が重要な点になってくるのかなというふうに思いますけれども、この点についてその一定の方向性の考え方があるのかをお聞きしたいと思います。

○企画政策課長（角野 毅） 今現状の中で我々がお示しをいたしております建屋面積の6,000を上限とした考え方、それから敷地面積1万を上限とした考え方の中で検討がされていく、総額として36億円という目安の数字を基準にしながら進んでいくと。

今、議員ご指摘のように、建設を行った自治体においては補正の予算を組んだ自治体というのが多数あるというようなお話でございましたけれども、我々が確認をしている中では、非常に当初の平米単価の見積もりが甘いと言わざるを得ない予算措置の中で建設が進められた事業が、そのような結果を招いているというような

ことが言えるのではないかと考えております。

ですので、特別な事由というものが発生しない限りは、この現状の中で我々は収めていく努力をしていくということは、この中に収めていけるだけの見込みのある数字を我々は設定しているというふうに考えながら事業を進めているところでございます。

○持留良一議員 これもいろいろ調査をしましても、さまざまな工夫がされています。例えば、類似都市的なところで沖ノ島が人口規模は約1万5,000人、そして財政規模はちょっと大きいんですよ。150億円という中身です。それでも、結果として26億円で建設をするというような中身です。やっぱりこれは将来的な負担の問題とか、さっき言った今後上がる問題、そしてコンパクトな市民の関係でそういうのをつくったということもありますので、やはり私はこういう視点に立った取組みを今後この問題についてはしていただきたいというふうに思います。

それから、新庁舎建設問題で最後の問題、工事の手の問題です。3番目の問題です。市長にお聞きしますけれども、市長はこの間おおむね多くの方に賛成していただいたという形で説明会等を受けてブログ等でも言われていますけれども、市長が、これは市民の総意であるというような形をどのような形で受け止めてそういう判断をされたのか、まずはお聞きしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 庁舎の基本計画の説明の手続きは、これまでご説明したとおりです。庁内検討委員会を17回やって外部委員会を踏まえてパブリックコメントを行って、その結果を基本計画を策定して、それぞれの地区で説明をしたと。いろんな意見を聞きながら、もちろん皆が賛成ということではありませんでした。

特に、中央地区においては、先ほどから出ているようなご不安の問題が出ていることです。ただ、南部、北部に関しては、ほとんどこうい

ったものを提案してくれとか基本的に古くなっているということにご理解をいただいて、新しい庁舎をつくるということに関しては、その反響においてはそういうことであります。

ただ、出席総数は300ということですから、それが1万5,000人の全部のご意見を網羅しているものかということの考え方でありますけれども、それに関してはこれまでも議会の皆様方にも適宜説明をし、あるいは手法等も通じてこういう計画でやっておりますと。ご意見をいただくこともありますけれども、その中で反対とか、どうのこうのというような多くのご意見をいただくということは今のところございませんでしたので、そこを踏まえておおむねご理解いただいたと。

ただ、先ほど申し上げました、中央地区の皆様方にとっては幾つかそういうご意見がありましたので、そのような認識ということでございます。

○持留良一議員 先ほどこの質問の中でも言いましたけれども、やっぱり市民の総意をどう図っていくのかというのは、これだけの取り組みでしたら、さっき言った与論とか天草市の内容も紹介させていただきました。また、この間、6月議会でも住民のアンケート、いわゆる意思を反映させるシステムが必要だということで提起もしてまいりました。というのは、やはりみんなで作るんだと、市民の参加で作るんだということがあったと思うんですよ。

であるならば、その意思をどんな形であらわしていくのかというのがあったと思うんですよ。自分たちの主体的な判断だけで、ああだった、こうだったということではなくて、結果として市民がこういう結果を出したと。そのことに対して私たちは何も言えないわけですよ、それは市民が選択したわけですから。そのところが私は、このテーマで言っている住民と民主主義の観点だろうと。それがあってこそ初めて

市政発展の土台というのが築かれていくと思うんですよ。それがなければ、やっぱり反発だとか批判だとか相反することだとか、そのことによって市政を混乱させるような問題も出てくると思うんですよ。

であるならば、そういう市民参加の方法と。結果として、それは総意であると、市長も堂々と言えると思うんですよ。市長も結局、ああじゃないか、こうじゃないか、その結果でこうだったんだからという。そうすると、第三者的には本当にそれが総意なのということになりかねないと思うんですよ。だから、そういう意味で、私はこういう観点に立った取組みが重要である。

だからこそ、さっき言った与論だとか天草市の紹介もさせていただいたんです。これが基本だろうと。これがなくて市政の発展はないと。市長も施政方針では、そのことを3つ言っているんじゃないか、現場の問題とか、いろいろ市民参加の問題と言われてはいますけれども、改めてこのことが問われているんだということ。市長はどのように、また再考、そういう取組みをやるという考えはないのか、再度お聞きをしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 市民の皆様の声の集約というのはいろんな手法があって、今回は先ほど担当課長が説明したような状況を踏まえて、これまでそういうことでヒアリングをやってきたわけでありまして、全部が同じ意見ということはないと思いますけれども、先ほど申し上げた現状も踏まえて新庁舎の問題を総合的に判断をしてこういう決断をしておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

○持留良一議員 そこはちょっといろいろ違和感があるというか、また実際に市民の皆様の中でも、その点は疑問があるんだということを述べておきたいというふうに思います。

あと時間がありませんので、平和事業の取組

みなんですけれども、さまざまな取組みがされていたというふうに私も評価をしているところです。

ただ、やはり中学校でも戦争経験者、この方呼んでされたということですが、大事なのは垂水でも空襲があったんだということを含めて、やはり大事な垂水の問題、平和の問題の起点になる、そのあたりが十分本当に把握されていたのかな、取組まれたのかと思いますが、改めて教育委員会のこの問題についての役割をお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（明石浩久） 先ほど申し上げましたように、平和に関する教育全般については計画的な実施がなされておりますが、特に垂水を取り立ててというようなところにつきましては、地域の方をお招きしてのお話の中には当然出ていないわけですが、そういったことで昔の戦時中の様子等をお聞きして学んでいるところでございます。

○持留良一議員 私は、薄れていくのは垂水空襲の日、8月5日だと思うんです。非常にここを起点にしながら戦前と戦後、垂水の大きな変化も生まれてきたというふうに思うんです。ぜひこのあたりの取組みをどうしていくのか。本来であれば今回問題提起があったんですけれども、今回できませんので、ぜひ今後もこの点については検討をできればと思いますので、また今後この問題については質していきたいというふうに思います。

防災の問題について、1点だけお聞きをします。

ハザードマップの見直しはされるということがありました。特に私は、先ほど言ったマイハザードマップ、これが非常に重要な今、本市の。自主防災組織はできましたけれども、それが機能するためにどうするのかという、基本的にはもう任せちゃっているんですよね。だから、そういう意味では、きちっとそのマイハザードマ

ップをみんなで作ろうということも含めて意識を高めていく、そのことが基本として、今度は意識から知識に変わっていくと。ここが重要なマイハザードマップをつくるポイントだと思いますので、ぜひこの取組みは引き続き取組んでいただきたいと思うんです。ぜひ実現をしていただきたいというふうに思います。

それと土木課の関係なんですけれども、今、私たちは内水面問題、冠水も含めてですけれども、いろいろ市民からも問い合わせがあります。だから、そういうために一定程度の対策として、やはり排水溝のあり方というのをどうしていくのかというのも当面の課題だと思うんです。中央地区の排水対策は、今のところ事業としては休止中。そうなってくると、当面どうするのかというのが市民の皆さんの間でも出てきますので、この面についてどうしていくのかということで私は今回問題提起もして、そういう新たな見直し、中央地区は特に課長の話だと戦後のそういう時期からずっとあるんだということ。そうすると、やっぱり現実に合わない実態もあるということで、この点について課長の考えをお聞かせください。

○土木課長（東 弘幸） 先ほど、現在の基準で設計はなされているということで回答いたしましたけれども、昔から中央地区は今の状態で側溝があるんですけれども、それを現基準に照らし合わせて一路線一路線計算をすると、実際、断面は合っているところ、不足しているところ、さまざまだと思います。

今後はなるべくそういったことを、どこが冠水するのか、実際わかっていますけれども、しっかりとどの部分までという調査も含めまして、今後検討していきたいと思っております。

○持留良一議員 今回、新庁舎問題も聞きながら災害問題も質してきましたけれども、私たちは今、私たちが踏み込んでいない新たな時代の変化の中、特に気象問題も含めて新たな変化の

中にあるんだと。そういう中で、私たち行政が市民の安全（「時間です」と呼ぶ者あり）を維持していくためにどうしていくか問われていることを指摘をして、終わります。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩いたします。

次は、15時35分から再開いたします。

午後3時26分休憩

午後3時35分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、感王寺耕造議員の質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、お疲れ様でございます。先ほどまで大勢の傍聴の方、マスコミもおられたんですが、私の番になりましたら誰もおられないということでちょっと寂しい思い、期待されていないのかなあと悲しい思いもしながら（発言する者あり）しかしながら、1時間、一生懸命頑張りますので、お付き合いのほどよろしく願いいたします。

まず、質問に入る前に、今回、北海道大地震で多くの方が犠牲になりました。犠牲になられた方のご冥福をお祈りするとともに、また被災された方々にもお見舞いを申し上げたいと思います。また、私どもの遠い鹿児島の方からですけれども、一刻も早い復興を祈って、それぞれできることでお手伝いできればと考えております。

そして、今回の北海道地震におきまして、私もいろいろなことを考えさせられました。といいますのが、先ほど来、新庁舎の建設問題で、いろいろな立場でいろんな同僚議員が質問なさっております。私が感じたことは、専門家の先生によると、プレートが大体17、8キロの位置にあるんだということで地震が起きたら、その

程度の地震が発生するだろうということでしたけれども、今回の震源はその2倍、大体35、6キロで起こったといわれております。よって、震度も7ということで大変な災害に遭ったということでございます。建設予定地が決定したわけですけれども、見ますと、現状の庁舎が建っているところでは、やはり軟弱な地盤だと思っております。

それで、先ほど同僚議員の持留議員が鋭い質問をなされました。芦屋の断層の問題です。また、地質調査の部分が必要になるのではないかという部分の指摘でございます。企画政策課長をはじめ、いろいろお話されるんですけども、今回も想定外の部分のプレートで起こったと。それでまた、当然、建屋の崩落も含め、液状化現象の部分で車も走らないと。建屋も当然、壊れたと。電気も止まったと。道路の部分も陥没してしまつたと。当然、上下水道も使えない、そういう多くの問題がございます。

企画政策課長は、想定内の部分はきちっとやっているんだと。そして、なおかつ国交省の部分に基づいてきちっとやっているとされているんですが、しかし私ども福島原発からずっと考えてみますと、専門家が想定内と言った部分のそれ以外の想定外の部分が起こっております。そういう部分についても、いま一つ立ち止まって精査していただきたいと思っております。

それとあともう一つ、考えた部分が、宮城のほうでも前年度、今年度と豪雨災害が起こっております。知事の見解がいろいろ載っておりますけれども、そこでおっしゃっているのは、コンクリートによる治水治山という部分は、もう限界に来ている気がする。短時間で想定外の雨量が出ると、もう限界なんじゃないかという部分です。それよりも避難を要請する部分、避難勧告を早目に出して避難していただく方法という部分を精査していかなければいけないというお言葉が書いてありました。

その中で、総務課長のお話の中にもありましたけれども、避難勧告を出しても避難していただけない方々もおられるということです。その原因がどうなのかという部分を国のほうも精査するという方向を打ち出しておりますので、鋭意その辺の部分も勉強していただきながら避難に結びつけるということが大事であると思います。

地震、津波地帯の東北地方では「津波てんでんこ」という言葉がございます。津波が起こる予想をされたら、祖父母、両親、子、孫、誰であろうと構わずに「1人で逃げなさい」という言葉です。これはやはり肝に銘じる部分があると思いますので、この部分についても総務課長を中心に避難を誘導する方向で、これから頑張っていたきたいと思います。

前置きが長くなりましたが、早速質問に入ります。

まず、土木課長に質問いたします。本年の9月の大阪北部地震でブロック塀が倒壊し、女兒が死亡されました。大変痛ましい事故であり、行政の不策に対して憤りを感じ得ません。夏休み中に行われた通学路の合同点検の調査結果についての指定内容の件数について、ブロック塀以外も含めて教えてください。

先ほどの森議員の質問とも重複がありますがけれども、もう一回、確認のためということで答弁願います。

次に、学校教育課長に伺います。小中学校のいじめ、問題行動、不登校の過去3年間の数字をお示しくください。

次に、市道・農道・市河川の除草作業について、土木課長に質問いたします。6月議会でも取り上げましたが、質問の脱落がありましたので、再度、答弁願います。

6月議会後、重機リースを使用し、環境整備班で除草作業を行っているようですが、作業効率、また費用対効果の検証はどうか。また

今後、重機購入の考えはないのか、答弁ください。

次に、農業施策について、農林課長に伺います。新規作物ミシマサイコの試験栽培が2年目を迎えます。取組状況と普及対策についてお示しくください。

次に、耕作者の経営移行調査について質問いたします。どの地域も農家の高齢化が進み、後継者確保もままならない状況です。今後ますます耕作放棄地が増えるのではと危惧しておるところです。これまで農家の経営移行調査は行われてきませんでした。今後の農業施策の基礎データとして、10年後を見据えた農家の意向調査が必要と考えますが、見解を伺います。

次に、空き家対策について、市民課長に伺います。対策協議会設立以降の取組状況と今後の対応は。また、全体調査、地権者への意向調査の考えはないのか、答弁ください。

以上で、1回目を終わります。

○土木課長（東 弘幸） ブロック塀対策につきまして、夏休みに行われたスクールゾーンの調査、結果でございますが、7月11日、18日、26日の3日間で8つの小学校校区を点検いたしました。その結果は、境校区が3カ所、牛根校区が2カ所、松ヶ崎校区3カ所、協和校区5カ所、垂水校区2カ所、水之上校区6カ所、柘原校区3カ所、新城校区4カ所の合計28カ所が指摘を受けております。

内訳としましては、児童への交通指導を徹底するが最も多く、そのほかでは歩道部分の除草対策や老朽空き家等がございますが、ブロック塀につきましては、協和校区と新城校区の2カ所について指摘がございました。

このブロック塀の対応につきましては、森議員のご質問でもお答えいたしましたとおり、建築基準法も関係しますことから、県地域振興局・建築係と連携を図りながら修繕、改善のお願いをすることとしております。

以上でございます。

○学校教育課長（明石浩久） 感王寺議員の小中学校のいじめ、問題行動、不登校の現状と対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、本市のいじめ問題につきましては、平成27年度が小学校なし・中学校3件、28年度が小学校36件・中学校3件、29年度が小学校2件・中学校5件となっております。

教育委員会といたしましては、各学校に対して、いじめは必ずあるとの認識に立ち、1件でも多くのいじめを発見し、1件でも多くのいじめを解決するよう指導を行っております。

あわせて、経過観察をしっかりと行い、いじめが繰り返されないよう、組織としてのきめ細やかな対応を求めているところでございます。

次に、問題行動等につきましては、平成27年度が小学校2件・中学校2件、28年度が小学校2件・中学校6件、29年度が小学校1件・中学校2件となっております。

各学校におきましては、こうした、してはならない触法行為等に対して保護者との連携を強めるとともに、内容によっては児童相談所や警察等の関係機関との連携を深めながら対応しているところでございます。

教育委員会といたしましても、問題行動の未然防止に向けて、日ごろの触れ合いを通した子供の理解に努め、望ましい人間関係を築くとともに、一人一人の子供が活躍できる場や機会を意図的につくることにより、人から認められる、人の役に立っているといった自己有用感を育むよう、管理職研修会や生徒指導主任等研修会の機会を捉えて指導、助言を行っているところでございます。

次に、不登校の状況につきましては、平成27年度が小学校1人・中学校7人、28年度が小学校1人・中学校9人、29年度が小学校5人・中学校10人となっております。

不登校の発生率としましては全国や県を下回

っておりますが、不登校や不登校傾向の児童生徒が在籍する学校におきましては、担任や養護教諭、スクールソーシャルワーカー等による家庭訪問や本人、保護者との相談活動を行い、信頼関係をつくりながら再登校に向けた働きかけを行っているところでございます。

また、本人を取り巻く環境や対人関係による悩みなどの背景により、欠席が長期化している児童生徒につきましては、家庭児童相談員などの福祉関係者を含めたケース会議等を開催し、多方面からの支援を試みているところでございます。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 重機を活用した除草作業の作業効率、費用対効果、また、重機購入の考えはないかについてお答えいたします。

7月より除草機械を借り上げまして、環境整備班により、中俣中央線、浜平柵原線、垂水南之郷1号線、柵原新城線、浜平大都線の5路線、合計7.2キロを2カ月間かけまして実施しております。

作業内容は、3人での作業を基本といたしまして、除草機械で除草した後、チップ状に飛び散った草をブロアーで寄せ集め、バックホーやショベル等でダンプに積み込みまして搬出いたしました。

今回の作業では、従来の肩かけ式草刈り機では作業が難しい、高いところから垂れ下がった竹や暖竹の伐採につきましても、かなりの範囲で作業ができており、肩かけ式草刈り機で作業するとなりますと、まだ人数を増やす必要がありますことから、除草機械での作業は、作業効率の面からも有効であったと判断しております。

また、今回の路線を委託で実施するとなりますと、約300万円かかりますが、除草機械リース料が運搬費を含めまして、65万円程度となっております。

先ほども申しましたが、従来の草刈り機では

作業が難しい、高い場所までの除草や伐採も対応でき、また基本的な環境整備班3人での作業でありましたので、かなりの効果があったものと考えております。

次に、重機購入についてでございますが、当面の間は、除草機械を借り上げて作業を行ってまいりたいと思っておりますが、その間、期間限定で借り上げるのか、年間を通して必要になるのか、費用面や現在の環境整備班の人員で対応ができるのかを含めまして、問題点も見えてくるのではと思っております。以上の点をまずは検証してまいりたいと思うところでございます。

以上でございます。

○農林課長（楠木雅己） 感王寺議員のご質問でございます。

ミシマサイコの取組状況と今後の対応は。また、他の新規作物、既存作物への取組みは、につきましてお答えいたします。

まず、ミシマサイコの取組みにつきましては、平成29年2月に柘原及び本城地区の圃場で、3戸の農家により13アールの作付が行われております。

その後、3農家に対し、数回の講習が行われるなど取組みが行われましたが、そのうちの柘原の圃場1農家が、29年12月に種を収穫し、本年4月に初めて3アール分の出荷がなされたところであり、根については、本年12月に収穫をし、出荷予定となっております。残念ながら、植え付け後の大雨の被害により、残りの10アール分につきましては発芽しなかったため、出荷ができなかったものでございます。

単収や単価に関しましては、取引先との契約上、この場ではお伝えすることができませんことをご了承ください。

ミシマサイコの今後の課題といたしましては、マルチの早期設置による梅雨対策の徹底や、栽培マニュアルの励行による技術の向上などがあ

りますが、今後、多くの農家に興味を示してもらい、生産者数を増やしていければと考えております。

現在は、栽培面積も少ないことから、多くの収益を上げることはできておりませんが、インゲンやキヌサヤにかわる作物ということではなく、補助的なものとして、降灰、台風、鳥獣被害に遭わない、安定した収入を得られる作物となればと考えております。

次に、他の新規作物の取組みでございますが、今年度より、パースニップという、見た目は白いニンジンのようなセリ科の根菜に取組んでおります。この作物は、生活習慣病やがんを予防する効果が高く、各種ビタミンやミネラルを豊富に含んでいると言われております。

また、灰の影響を受けず、栄養機能が高い作物でもあるなどのメリットがあることから、3戸の農家が29アールの農地で栽培いたしております。

現在、販売先につきましては、鹿児島県大隅加工技術研究センター等に相談しながら、販売先検討を行っている状況でございますが、特殊な野菜のため、販売先確保に苦慮している状況でございます。

また、市場で流通に乗らない規格外品につきましては、鹿児島6次産業化サポートセンターの協力により、加工品の開発を検討してまいりたいというふうに考えております。

最後に、既存作物への取組みについてでございますが、ことし6月に山形屋のレストランにおいて、垂水食材を使ったメニューによる「垂水の味だより」が好評であったことから、本市の産物の県内での販路拡大につながる契機となったため、今後も山形屋との展開を継続できたらと考えております。

また、ふるさと納税返礼品として、農産物の出品などにより、垂水市の農産物のPRや販路の拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、10年後を見据えた耕作者への意向調査につきましてお答えいたします。

現在、耕作者への意向調査につきましては、農業委員会で平成30年度から、農業委員、農地利用最適化推進委員にお願いし、賃貸借契約の切れる農地の所有者等へ対し、今後の農地について、自ら耕作するか、農地中間管理機構を利用するか、また、自ら賃借権設定を行うか等の内容で、訪問調査を実施いたしております。

また、農業委員、農地利用最適化推進委員から情報をいただき、遊休農地の所有者に対する利用意向調査を今年度も実施予定でございます。

過去には、平成20年度に新城地区の農業者へ経営上の問題点など、耕作者の抱えるさまざまな問題を内容とした意向調査を実施いたしております。

また、平成22年度には、水之上の5年後、10年度をどうすればよいかというテーマで、水之上地区公民館を主体として、座談会やアンケート調査を行っており、その成果として、平成23年7月の水之上三和営農組合設立に至った経緯もございます。

さらに、平成25年度に人・農地プランにおいて、農業経営の今後、規模拡大、後継者の有無等についての意向調査を実施いたしておりますが、いずれも耕作者が何を求めているかなどの踏み込んだ内容での意向調査は実施していないのが実情でございます。

高齢化や担い手不足が深刻化している中で、10年後を見据えて、地域の耕作者が何を求めているかの内容を含んだ意向調査は必要であると認識いたしております。今後、どのような時期にどのような方法で、どのような内容での意向調査をしていくかにつきまして検討をし、取組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○市民課長（鹿屋 勉） 空き家対策に係るご

質問にお答えいたします。

本市は、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成29年に垂水市空き家等対策協議会を設置し、同年11月には、本市が取組むべき空き家対策の方向性についての基本的な考えを示した、垂水市空き家等対策計画を策定いたしまして、諸問題に取り組んでいるところでございます。

市民課で相談を受けますが、老朽化等により、近隣住宅に悪影響を及ぼしそうな空き家や草木に関するものでございます。相談件数は、平成28年度28件、平成29年度26件、平成30年度は8月末現在で15件となっております。

これらにつきましては、連絡を受けてから、土木課、生活環境課及び市民課相談係によって現地の状況を確認し、家屋や敷地等の状況に応じて、土木課あるいは生活環境課から所有者等へ連絡をとり、対応を依頼しているところでございます。

しかしながら、所有者がお亡くなりになり、名義が変更されていない、納税管理人も既に死亡をしている、相続人等が市外に居住しており、家屋・敷地の状況を把握していないなどの理由により、対応に時間を要するケースが多くなっております。

なお、空き家の解体、撤去につきましては、所有者の負担軽減のため、補助金制度を設けてありますので、相談の内容が老朽化した建物に関するものである場合は、適切な管理の依頼とあわせて、空き家解体補助金の案内も行っております。

また、家屋の状態が良好で、移住・定住等により、地域活性化のために活用できそうな空き家等につきましては、企画政策課が窓口となり、空き家バンクへの登録、有効活用やリフォームに係る助成等の案内を行っているところでございます。

今後も、関係各課と連携、情報共有をし、ま

た、先進地の事例も参考にしながら、引き続き空き家対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 感王寺議員のご質問にお答えいたします。

空き家調査は、議員ご承知のとおり、平成24年11月に職員を中心に振興会長さん方のご協力をいただき、基礎調査を実施いたしました。その調査方法は、敷地外からの目視による外観調査で、建物の外から調査員がその主観で判断しております。

調査結果は、空き家総数が1,061戸で、そのうち廃屋が21戸でございました。調査結果につきましては、調査票と空き家の位置調査票と、空き家の位置を住宅地図に記入したものを土木課で保管しているところでございます。

全体調査や地権者への意向調査をすべきではないかのごことでございますが、前回の調査から約6年が経過し、空き家の件数や家屋の状態も変化しており、調査も敷地外からでございましたので、必ずしも精度の高い調査ではなかったものと考えております。

また、住居可能かどうかの判断は、専門的な知識も必要でございますので、委託による調査も考えられますことから、再度の全体調査や意向調査を含め、現在、市民課が主体となって進めております、空き家対策ワーキンググループの検討状況も踏まえつつ、関係課と協議してまいりますと考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 それでは、通告に従いまして、一問一答で行っていきたくと思います。

まず、ブロック塀、その他の問題ですが、夏休み一生懸命頑張ってくださいました。対策検討メンバーの教育委員会、学校教育課ですかね。また、学校、道路管理者、国交省も含みましたね、これ。国交省もまた含んで、また指導については、土木課も入っていただいたと。あ

と、警察署、市の安全安心係というメンバーでやっていただきました。

土木課長のほうで、きちっときれいにまとめていただいまして、いただいたんですが、この中で気づいた部分は、ブロック塀については、もう予算措置が既になされているということ、森議員のほうからもお伺いしておりますし。

ただ、思う部分が2点ほどありまして、ブロック塀関連については、1つ、これ委託料の部分で、小学校施設整備費の部分で、垂水小学校の石積み改修工事設計業務委託という部分が、大きい部分が出してあるんですけど、この分については、歴史のある町並みで、また林之城の方々が思い入れありまして、石碑も建てられていますね。

それで、やっぱりそういう方々のご意見、地域住民の方々のご意見も賜りながら、町並みに合った、歴史に合った設計にするべきだと思うんですけど、その辺についての部分はできているのかどうかという部分、まず1点だけ質問です。

あと、一応スクールゾーンについては、きちっとなっているんですが、ブロック塀については、2件でしたかね、2件だったと思うんですが、3件ですかね。協和で2件、新城で1件ですね。

予算措置講じられたこと、ただ、民間の部分もあるんですね。それでまた、スクールゾーン以外の部分もあるんですよ。小学校の子たちは活発ですんで、自転車で一生懸命遊びます。

そういった部分についても、公共のものについては、予算措置してやらなきゃいけないんだけど、スクールゾーン以外、またスクールゾーンも含めて、そういった民間所有地の部分どうするのか。きちっと建築基準上に満たない部分についてはどうするのかと。予算措置の部分で検討していきますということだったんですけども、これについては、財源としましては、国の

防災・安全交付金という部分もありますね。こういう部分を活用して、市単独の部分を上乗せしながらできないのか。

また、今、県のほうでも県議会がありますけれども、この分で、県議会でも一般会計の補正予算案の部分で、撤去、改修に1億7,000万ほど計上してあります。ちょっと中身については、まだお聞き及びしていませんけれども、この部分の精査しながら、やはり民間の部分であっても、ここの部分もきちっとしていかなきゃいけないと思うんですが、その点について、まず質問いたします。教育長でも、土木課長から。誰でもいいですよ、教育委員会。

○社会教育課長（野嶋正人） 垂水小学校の石積みの件についてお答えいたします。

石積みの今度の耐震に向けての整備に当たりますのは、感王寺議員おっしゃったように、私どもも思いは同じでございまして、近隣の方々や関係者の方々の意見をいろいろ聞きながら、町並みに合った、安全も配慮した形で進めたいと考えております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） まず、ブロック塀対策の撤去費用、市の独自の補助についての考えなんですけど、これにつきましては、森議員のご質問でも答弁いたしましたけど、危険なブロック塀の撤去または改修における助成につきましては、県内の自治体での制度化はまだないようでございます。

今後も、全国的には助成している自治体もございまして、今後、県内も増えるのではと思っております。危険なブロック塀の対応を促すための助成は有効な手段であると考えられますことから、他市町の動向を注視し、検討したいと思っております。

それと、防災・安全交付金なんですけど、本年6月25日付の国土交通省住宅局より、ブロック塀等の撤去に係る支援について、防災・安全交

付金の効果促進事業の対象とすることが可能であることをお知らせする旨の事務連絡がございました。

効果促進事業を取組む場合は、社会資本整備総合交付金事業の住宅建築物耐震改修事業を基幹事業として実施することが条件となっております。基幹事業と一体となった実施が必要となっております。

土木課では、平成29年度より、耐震診断の助成を市単独費で計上しております。木造住宅耐震診断、耐震改修工事の助成につきましては、広報紙や市のホームページ等で広く市民の皆様にも周知しているところでございます。

しかし、この1年間の耐震診断及び耐震工事の申請はゼロ件となっておりますので、補助事業を導入するためには、市民の皆様のニーズがあつて初めて補助事業の申請ができるのではと考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 防災・安全交付金について説明あつたんですけど、ニーズはつかめないとか、そういう部分を調査しないから、ニーズも何もへつたくれもないですよ。

まず、いろんなやっぱり土木課で調査できないのであれば、PTAもありますから、PTAのPの部分もありますから、一番の関心事ですんで、公民館を巻き込んで上げていきや把握できますから、人員も足りないでしょうが。

そういった部分、せっかくいい資料をつくつたんだから、これを学校の現場にもきちんとおろしていく。また、PTAのPの部分も巻き込んで、また各地区の公民館もみんなしてやっていくという方策が必要だと思つて、せっかくつくつた資料ですから、そういう部分に活用していただきたいと思つておりますんで、もう時間がないですから、これ、お願いにしておきます。

それと、あと、いろんな部分で、歩道が整備

されていないとか、いろいろありますよね。そして、そこに横断歩道つくってくれると言っても、なかなか難しいということで、国交省の方々も。

安全指導、注意喚起という部分が、全部で12個あるんですよね、ここの部分。交通安全対策という部分で、この辺の分は、教育長、教育長の部分の持ち分だと思いますから、子供たちにきちっと指導していく。

ちょうど夏休みのころ、安心安全探検隊という部分で、特に水の部分で、あれしますわな。川とかため池とか、赤旗立ってますわ。父兄、保護者と学校の先生、子供たち、そういった部分でも、こういった部分の交通安全に係る部分については、みんなで確認していくという部分が必要なんです、この部分もお願いしておきます。

あと、2点ほどですけども、この部分でも、空き家、倒壊の恐れのあるものという部分が、境の小学校区で1件、柘原も2件出ております。そういうことで、スクールゾーンにやっぱりこういう危険な家屋があるということは、この点については、あとでやりますから。一応あるということは、やっぱり何らかの対策を立てんにやいかんわけですね、市民課長は。これ、後でまた議論しますから。

あと一つ感じた部分が、標識設置の部分ですね。柘原1件ですね。あと、新城1件あります。新城の部分については、小学校の前のあれですね、安全ミラーの部分ですかね、この部分があります。柘原が、柘原でしたかね、協和、柘原ですね。柘原についても、信号機前の停止線が横断歩道に近いようだというので、これをカラー舗装し、注意を促すという、こういう対策をなされた。これはもう対策済みということですね。

標識とか、景観標識とか等については、スクールゾーンであったりとか、この部分については、各PTA、公民館でも、市長と連名で国

交省にお願いできますから、実例を挙げますと、新城こども園、それと新城小学校先まで追い越し可能区域でした。2年ほど前までかな。そこが、横断歩道のところで、小学校の目の前の横断歩道で起こったものですから、ここを追い越し禁止区域にしてくださいということを、PTA会長、あと市長のお名前も借りまして上げたんです。すぐやっていただけました。

やっぱりそういう知識も、各PTA、公民館にも知らしめなきゃいけないものですから、そういう分については、土木課長の担当ですから、こういう形の部分で、お子さんたちの安全を守れますよ、ご老人の安全を守れますよと方策になりますんで、この点についてお願いしときます。

一応ブロック塀対策等については、これで終わりにいたします。

あと、2番目の問題ですけども、小中学校のいじめの問題ですね。

あと、私は質問書には非行と書いたんですけども、問題行動と。問題行動といっても非行なんだよね。刑法犯にとれるようなものですわな、はっきり言ってね。言葉をやわらかくしているけどね。

ちょっと待ってくださいね。その数字がどこあったかな。ここですね。

まず、いじめの分ですけども、小中学校の分ですね。平成27年ゼロ件だったのが、28年度に急に36件になって、それで、29年2件になっているんですよね。中学校については、3件、3件、5件ということなんですが、これについて、小学校については減っていく方向ですね。

それで、私の記憶だと、26年に文科省通達の部分で、全都道府県でやりなさいという部分の通達をご命令が参りました。ただ、その部分で、都道府県の教育委員会の考え方で、例えば、小学校だったら、1、2年生そんなにまだ、保育園、幼稚園から上がったばかりで、小競り合

いというか、そういう部分のふざけ合いもあるんですけども、こういう部分は、本市教育委員会の部分は入れてんのかね。

そして、いじめ、それもいじめに入れてやっ
てんのかという部分を教えてください。そして、
36件、これ特異だと思んですけど、この数字
について、何か事情があったら教えてください。

あと、問題行動ですけども、28年度6件の部
分が2件に減っております。先生方の努力もあ
ったし、28年度が余りにもひどかったもんです
から、残念ながら学校のほうで指導できないと
いうことで、警察の力も借りた経緯があると思
っております。

今後、やはり学校の先生、また地域社会の部
分で、こういう問題行動についても意見してい
くという方向性が大事なんでしょうけども、今
後もそういったような教師への暴力、あと他者
への暴力、こういう部分が学校内で起こったら、
やはり警察の部分とタイアップしてやっていく
のか、その部分の確認だけしてください。とり
あえず、いじめと問題行動だけ。

○学校教育課長（明石浩久） いじめ問題につ
きまして、小学校の、先ほど議員の言われたと
おり、26年度は多くの数が上がってまいりまし
た。それを受けて、27年度は学校のほうで精査
をいたしまして、数が落ちついております。

また、28年度、小学校で36件ということとし
たけれども、細やかなアンケート調査等実施を
いたしまして、学校のほうから報告が上がって
きた数字でございます。

教育委員会といたしましては、学校のほうに
一つ一つ確認をしながら、その数を上げている
ところでございます。学校からいただいた数字
でございます。

それから、問題行動等につきましては、これ
はもう警察と連携を図ると。触法行為につい
ては、警察、関係機関等の連携を図るというこ
とを、学校のほうにも指導しているところでござ

います。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 いじめについては、件数に
ついてはわかりました。

ただ、やっぱり先生方は当然わかっていらっ
しゃいますけれども、その子供がいじめと感じ
たら、これはいじめなんですよね。どんな些細
なことでも、先生方、また、あと保健の先生と
か、また司書の先生とか、隣のおじちゃん、お
ばちゃんにも話し合うような、親同士も情報を
共有するということが大事だと思いますんで、
その部分をきちっと現場の先生方に通達して、
この部分対処していただきたいと思います。

子供がいじめによって学校に行けなくなる
ということは、これほど悲しいことはございま
せんので、この部分については鋭意努力してい
ただくようお願い申し上げます。

問題行動については、そういうようなきちっ
とした対応を行っていくという部分が、一つの
抑止力になるのかなという部分で考えもしない
でもないんですが、その辺の分も適切な指導を
した後で、どうしても致し方ないという部分で
の、触法行為までいったらだめとか、きちっと
指導してからやっていただきたいということをお
願いしたいと思います。

時間がありませんので、不登校にちょっと入
らせていただきますけども、今、小学校、中学
校とも、増えておりますね。小学校が27年度か
ら28、29、1、1、5。中学校が、7、9、10
ですね。

学校教育課長の答弁では、教育長の答弁かな、
誰やったかな、答弁でしたかね、全国、県と比
べても少ないんだということをおっしゃったん
ですけど、実際、中学校で10件ということは、
大体1学年100人前後ですわな。卒業生がそん
ぐらいだから。300人の部分で10人という部分
が、本当少ないのという部分があるんですよ。
それは、でも統計の部分でちゃんとおっしゃっ

ているんでしょうから。

ただ、やっぱり学校行けない子、どう対処するかという部分が、一つ問題になっております。という部分が2番目の問題ですけれども、教育機会確保法という部分ができました。2017年2月、完成施行しておりますね、これ。今までは、義務教育については、学校できちんと担保していくんだという部分が綿々と続いておりました。

しかしながら、これちょっと古いデータなんですけども、2015年のデータですが、不登校を理由に30日以上欠席した小中学生、全国で12万6,000人いたそうです。全体に占める割合は1.26%で、過去最高となったと。そのうち、出席日数が年10日以下の小中学生は、約1万3,000人、こだけいるということで、学校自体が結局教育の機会を担保できなかつた。信頼性を失ったということです。

また、社会的な多様性という部分もあると思います。子供の考え方、親の考え方、社会の仕組みという部分で変わってきたんだと思うんですね。

教育機会確保法という部分は、もう先生方ご承知ですけども、結局子供たちが学校に行けなくなったら、それは学習塾で代選するとか、フリースクールで代選するとか、また、極端な場合、ホームエデュケーション、家庭の分で教育していくって。そしてまた、公的な救済機関という部分もありますから、こういう部分でやっていくという部分がうたわれているわけですよ。

私、3年ほど前、教育委員会には余り一般質問したくないもんですから、いじめとか云々の不登校についても。したくないもんだから、ただ、毎年のように、要請しておきますね、去年言ったお金の問題ね。まあ、お金の問題、いいでしょ。

一応こういう法律ができたわけですよ。3年ほど前、どういう事件があったといいますと、中学校で不登校の子が、男の子、女の子、この

子たちが鹿屋の中央公民館で、月曜日から金曜日まで週3回ぐらい、校長先生のOBたちが面倒見ていらっしゃるんですよ。

ところが、中央中の女の子が行っていたんだけど、突然来なくなったと。どうしたのつって聞いてみたら、校長室か保健室登校かやっていたんでしょうね。そしたら、担任と学年主任が2人やってきて、女の子の腕つかまえて、あんたさって、もう2年もサボっているでしょって。ここで遊んでいるでしょって。もう学級に入りなさいよって、引っ張っていったんですよ。もうその子、トラウマになっちゃって、学校は当然行けない。せつかくそういう支援措置もやっているのに、やっていないということですね。

だから、行き過ぎた、学校に縛るといふことは、教育機会確保法の部分で禁止はされていないけども、受け皿を示しなさいということなんです。こういう部分を不登校の子供、保護者に対して明示しているのか、提示しているのか、その点について確認させてください。

○学校教育課長（明石浩久） 議員の言われるとおり、教育機会確保法は、学校復帰を前提にした従来の不登校対策を転換し、不登校の子供たちの休養の必要性を認めるとともに、不登校の子供に学校以外での多様な学びの場を提供することを目的に、平成28年に公布された法律でございます。

本市における状況、特に中学校の状況につきましては、登校はできても、教室に入れない生徒のために、保健室近くに相談室「スマイルルーム」を設置し、毎年2人から3人の子供が支援員等とともに学習を進めております。

中には、中学校時代をスマイルルームで過ごして高校に進学し、そして、卒業後、栄養士を目指して、現在、専門学校で学んでいる生徒もおります。

また、スマイルルームへの登校も難しいケースにつきましては、本人の状況やニーズ、保護

者の考え方等に応じて、学校やスクールソーシャルワーカーから、フリースクール等の紹介を行ってまいりました。

先ほど議員のほうからもありましたとおり、鹿屋市にありますフリースクール等に、実際に通室した中学生が2人おります。その期間につきましては、学校も出席扱いというふうにいたしました。

教育委員会といたしまして、教育機会確保法の基本方針について、改めて管理職研修会において周知の徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。あわせて、不登校児童生徒やその保護者への共感的理解に基づき、状況によっては、休養の必要性があることにも留意しながら、相談室等での個別指導を行ったり、フリースクール等の紹介を行ったりといった、それぞれの子供の実情に応じた支援の充実に努めるよう、引き続き指導を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 こんな世知辛い世の中ですから、大人も心が疲弊しているんですよ。子供は、より以上だと思えますよ。

できれば学校で全て面倒見ていただいて、義務教育過ごしていただきたいんですけども、やっぱり途中で休むということも必要です。こういうこと、学校の部分の存在という部分を広く知らしめていただきたいと思っています。

途中で休んでも、お子さんというやつは、いつか立ち直ります、私の経験でも。何か変なこと、一つきっかけになって立ち直っていくもんなんですよ。きちっと、義務教育ちょっと行けなかったけど、高校行ったり。あと、鹿屋市でも、鹿島学園さんとかありますね。高卒の資格も、そこで取った子も私も知っています。いろんな教育ルートがあるわけですから。

そういう部分で、先生たちには不登校問題についても、そういう形で取組んでいただきたい

と思っておりますので、よろしく申し上げます。

ちょっと教育委員会が長くなってしまったんですけども、次に入ります。

市道、農道、市河川の除草作業ということで質問したんですが、今、土木課長のほうでお話がありました。5路線やっていただいて、300万外注かかるところを、環境整備班でやっていただきましたが、人件費入っていないですけど、65万ということですね。

ある程度のやっぱり費用対効果があると思っておりますので、これからいろんな検証をやっていかれるんでしょうけども、期間で借りるのか、年間通して借りるのか。そして、作業効率の部分も、幅広く刈れるようになったということですね。アームが届きゃ、みんな切れるわけだからね、ある程度ね。

そういう中で、やっぱり業者への外注、森林組合等も。そういう部分についても、やはり作業効率、費用対効果の部分でいけば、業者さんの部分も、こういう方法を使ったほうが、僕はいいと思っているんですよ。

検証の結果、隣で農林課長もうなずいていらっしゃるんですけども、農林課長とも相談して、また財政課長の協力も得ながら。あら、「はい」って言わないな。(笑声) 協力も得ながら、予算措置いただいて、やっていただきたいと思っていますので、この部分は要望にかえさせていただきます。

あと2点ほどなんですけど、大型車両が通行するところがあるんですよ、はっきり言ってね。そうしますと、従来の方式だと、下のほうだけ1.2メートルとか1.5メートルだけ刈っていたのよね。極端な話をしますけども、新城地区の麓地区、あそこに碎石工場が3つあるんですよ。清新産業さん、新日本、中村産業さんですね。

そうすると、搬入に大型車両、ダンプで入ってくる。製品の部分の積込み、大型の2連、3連トレーラーで来るんですよ。そうすると、上

のほうが、もう木が生い茂っている、竹が生い茂っているもんですから、どうしても中央線のほうに寄っちゃうんですね。あそこで車の一般車両の転覆事故も3件ほど起こっております。

だから、この部分については、業者さんたちもボランティアとしてやりたいんだけど、でも、地権者が誰かわかりません。了解をとる方法もわかりませんという部分もありますから、市道、農道についても、それぞれ両課長が頑張っていたいて、大型車両が通る部分については地権者特定して、地権者の部分の合意をいただいて、伐採の合意をいただいて、それで市のほうも予算出すと。業者のほうはボランティアでやるという方法もありますから、この部分については強く要望しておきます。

結構通りの多いとこなもんですから、私の地域だけじゃなくて、ほかにもあると思いますんで、この辺についての考えをちょっと。これ、答え求めますが、やっぱり土木課長かな。土木課長ですね。

あと、もう一点目ですけども、あと、除草機械ですよ。県河川等も、なかなかこっちまで手が回らないみたいです。高山みたいな大きいところについては、国交省がリモコンの大型も中型もあるんですが、ああいう部分でやっているんですよ。

ただ、本市の県河川については、ほとんど何もやっていただいておりません。水辺ネットの部分で補助金いただけるようになったと。以前は、混合とかガソリン代だけだったんだけど、今はビバーとかチェーンソーとかオーケーという部分はあるんですが、ただ、もう刈払い機、払う人いないんですよ、高齢化で。

だから、輸入ものでも、これぐらいの自走式の防除機、防除機というか、自走で刈るやつがあるんですよ。ある程度の坂、60度ぐらいまでは、エアサスがついていますから、切れるはずですよ。その辺の部分についても、買っていた

だいて。

ただ、水之上の部分も、僕は思うんですよ、ずっと。あそこの河川についても、スクールゾーンがあつたり、結構、車の通りも多いんだけど、草が繁茂しているためにどうしようもないという部分があるんですよ。

こういった部分、そういったところについて、機材を検討していただいて、地区公民館であるとか、あと中山間の部分の直払いの部分であるとか、あと土地改良関係の水土里ネットの部分であるとか、市で2台ぐらい買ってもらって、それぞれ使い回していくと、そういう団体に貸し与えて。そういう対策も必要だと思うんですけども、その点についても土木課長、2点ほどよろしく。

○土木課長（東 弘幸） 大型車両の通行空間確保のための支障木の伐採につきましてお答えいたします。

支障木の伐採につきましては、土木課でも大変苦慮しておりますが、これまでも環境整備班で対応できる範囲で作業したこともございますが、そのほとんどが高所作業車やクレーンなどの重機が必要であり、経費が高額になるケースが多々あります。

また、道路敷内であれば、当然、土木課の対応となりますが、個人財産の支障木であれば、個人での対応をお願いすることとなります。

しかしながら、個人での対応となりますと、先ほど申しましたとおり、高所作業車やクレーンなどの重機の使用もございますので、現実的には対応が無理な場合もございます。その場合の支障木の伐採につきましては、所有者から同意を得て実施しているのが実情でございます。

今後とも、市内の幹線道路の点検に努めまして、支障木がある場合は、環境整備班や森林組合及び土木業者に委託するなど貸与してまいりたいと思います。

なお、地権者につきましては、当然、土木課

でも把握ができますので、協力していただけるのであれば、こちらから承諾をもらった上でお願いしようかと思っております。

続きまして、除草機械の貸与なんですけど、任意団体への除草機械の貸与の考えということでございますが、現在、土木課では、先ほど申されました河川堤防用の除草に貸与できる機械を所有しておりませんので、明確な回答ができませんが、ご了承いただきたいと思っております。

現在、本城川につきましては、水之上地区公民館が主体となりまして、堤防を幅広く除草していただいております。また、小谷川につきましても新城地区、河崎川は市木地区の皆様を取組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

除草機械の貸与につきましては、仮に購入した場合、我々行政側やボランティアで取組まれる皆様の負担の軽減につながるものではないかとの思いから、ご提案いただいたものとありがたく思っているところでございます。

しかしながら、作業中に人身事故等が発生することも考えられますことから、任意団体への貸与は慎重に考えていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 大型車両の問題については、真剣に取組んでください。これ以上事故が起これば、大変なことです。市道管理者は市なんですから、土木課長ですよ。お願いします。

あと、機械の機材の貸与については、人身事故という部分がありましたけど、そりゃわかりますよ。わかるんですけど、現場はもう仕事できる人いないんですよ。だったら、私たちがもう、自分の地域は自分たちで買いますから、補助金ぐらくださいよ、少しでもいいから。この分については、また追及していきますから、よろしくお願いします。

時間がありませんので、走ります。農業施策

についてですけども、ミシマサイコですね。この分がちょっと難しかったみたいで、中身についても、売り単価は、そういう部分が余り触れてくれるなということで、種を納入していただいたところ、また購入先、そういうことで、これ以上触れませんが。

また、白人参に取組んでおられるということですけど、私、危惧する部分は、費用対効果として農家がつくるかということなんです。単収がどれだけ上がるのかという部分も、やっぱり考えていかなきゃいけない。

それと、あと一つ、こういう白人参についても、漢方薬と同等のような形でも聞いておりますんで、そうすると、土壌が荒れていくという部分があります。朝鮮エンジンがそうですね。1回つくと、3、4年かかるんですよ。その後は、10年、20年つくれないんですよ。その辺の土壌審査の分もきちっとやっていただきたいと思っておりますんで、また時間があるとき聞かせてください。

あと、10年後と言いましたけど、もう2、3年後を見据えた耕作者への意向調査なんです。経営意向調査ね。これを早急に進めていただきたいということです。

農業委員会では、農地に関する、どう利用していくのか、貸すのか、自分でつくるのか、売るとか、そういう部分の調査だと思っております。それよりも、経営の意向をどうしていくのかって調査をすることによって、小規模農家への支援策という部分が具体的に見えてくる。

また、集落営農とか企業、任意団体への支援等、こういう部分での支援という部分も、自ずと見えてくるんですよ、農業施策の方向性が。やっぱり基礎的なデータですんで、この部分については、きちっとやっていただきたいと思っております。

最後になります。空き家対策です。

ワーキンググループもいろいろつくっていただきました。計画もつくっていただいた。あと、協議会の部分もきちっとつくっていただいて、やっつけているんですが、なかなか財源がないという部分で、ワーキンググループでは、いろんな意見が出てきているんですよ。本市の職員、優秀だなと思いました。

ただ、協議会の部分が、なかなかワーキンググループから、具体的な施策がボトムアップしないものですから、この部分があるものだから、きちっとワーキンググループでまとめてやらなきゃいけないと思うんですよ。もうそろそろ、こういう事業をやりますという部分でやらなきゃいけないと思っています。

そういう中で、実際、もう臨時職員雇っても、雇って特措法の部分で確認作業できるわけですから、中入って。この部分もやる必要があると思うんですが、その点についてどう考えるのかという部分が1点。

あと、有効活用する部分、できる部分については。例えば、お試し体験入居って、そういう拠点づくりも、私は必要だと思っているんですよ。今、我々んとこ、新城も、6、7件入っていただいたんですけども、実際、借りて、長期休暇にお試し体験したいって声も出ています。こういった部分の拠点づくりの考えはないのか。

また、未使用時の場合は、子育て支援とか、高齢者の方々の語らいの場、そういう部分で使っていくという方法もあるんですけども、この点について時間のある限り、お答えください。

また、こういう部分をサポートする任意団体の支援策等は考えられないのか、よろしく願いします。ごめんなさい、短くて結構ですよ。

○土木課長（東 弘幸） 全体調査におけます人員配置の問題ですが、今現在の人員でできるかどうか、ちょっとわかりません。これに特化した形での仕事になると思いますので、臨時職員と言われましたけど、場合によったら、再任

用の職員ということで検討していかなければならないと思っております。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） お試し入居体験施設等の拠点づくりということでのご質問にお答えをいたします。

本市におきましては、お試し入居体験施設といえる施設が実際ございましたけれども、老朽化に伴いまして、本来の目的である定住者の定住という部分が減少し、観光や一時帰省の利用者が増える中で、宿泊後にそういった方が1件ということで、老朽化の進行によりまして、我々としましても、仕方なく平成29年2月に事業廃止をしております。

このような経緯がありますことから……。

○議長（池山節夫） 時間です。

○企画政策課長（角野 毅） お試し体験施設単体としての施設としての維持というものになりますと、なかなか現在の状況では難しいのかなというふうに考えております。

○議長（池山節夫） 時間です。

○感王寺耕造議員 すみません、時間超過をいたしまして、失礼しました。答弁ありがとうございました。

○議長（池山節夫） 本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（池山節夫） 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、一般質問を続行します。

△散 会

○議長（池山節夫） 本日はこれにて散会します。

午後4時36分散会

平成 3 0 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 3 0 年 9 月 1 2 日

本会議第3号（9月12日）（水曜）

出席議員 13名

1番	村山芳秀	9番	池山節夫
2番	梅木勇	10番	北方貞明
3番	堀内貴志	11番	森正勝
4番	川越信男	12番	川尻達志
5番	感王寺耕造	13番	篠原静則
6番	堀添國尚	14番	川畑三郎
8番	持留良一		

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	楠木雅己
総務課長	森山博之	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	二川隆志
財政課長	和泉洋一	観光課長	
税務課長	港 裕幸	土木課長	東 弘幸
市民課長	鹿屋 勉	水道課長	園田昌幸
併任		会計課長	萩原竹和
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	紺屋昭男
保健課長	橋 圭一郎	学校教育課長	明石浩久
福祉課長	榎園雅司	社会教育課長	野嶋正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	松尾智信
		書記	瀬脇恵寿

平成30年9月12日午前9時30分開議

△開 議

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（池山節夫） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、10番、北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さん、おはようございます。それでは、早速質問に入らせていただきます。質問のほうも簡単にいたします。

まず、災害備蓄について。近年、全国至るところで豪雨、台風、地震等の災害が発生しております。本市でも一昨年、台風災害で甚大な被害に見舞われました。いつ、どこで発生するかわからない災害のため、本市での災害用備蓄量の現状についてはどのようになっているか、まずお聞かせください。

時限立法について。今回、我が垂水市が限定措置法の公共施設等適正管理推進事業債を活用して庁舎建設が計画されています。法律ではいろいろな中で、まず国が定めている時限立法についてお聞かせください。

新庁舎について。新庁舎建設予定地、旧フェリー駐車場跡地は、土地開発公社と民間との売買契約が締結されていましたが、本庁舎建設決定までの経緯をお聞かせください。

それから、通告外なんですけど、答えられたら答えていただきたいんですけども、きょうの

新聞で皆さん方も目を通されたと思うんですけども、ふるさと納税、高額返戻品のことについてお伺いしますけども、答えられる範囲でお願いいたします。

きのう、森議員の質問の中で、返戻金の30%が減額になった、納税が減額になったという答弁がありました。今、我が垂水では30%を超えているのがあるのか、今、何%ぐらいの返戻金をされていたか。（「通告外、答弁できません」と呼ぶ者あり）だから、今言うてます、答える範囲でと。地元生産品だけなのか。地元以外の商品をしているのか。答えられたら、副市長、答えていただけたらありがたいですが。

○総務課長（森山博之） おはようございます。北方議員ご質問の災害用備蓄品の現状についてお答えをいたします。

災害用備蓄品は、台風や豪雨災害等により、住宅被害や市民生活の基盤となる電気、ガス、水道などのライフラインが被災を受け、避難所生活を余儀なくされた方々に対し、必要な食料や飲料水等を提供する目的で備蓄しているものでございます。

これまで備蓄品は、市役所別館2階及び旧協和中学校などで備蓄しておりましたが、平成29年度第4次総合計画に基づく計画的な食料や資材の備蓄の推進を図ることを目的として、垂水中央運動公園敷地内に備蓄倉庫を建設いたしました。

現在の備蓄品は、牛根分遣所を含め、備蓄用保存パン576箱、補助食品180箱、ご飯類100グラムから250グラム入り2,080グラム、温泉水500ミリリットル1,000本のほか、マスクやウエットタオルなどの衛生資材に加え、折り畳み式マットや寝具等も備蓄しております。

以上でございます。

続きまして、時限立法の現状についてお答えをいたします。

ご承知のとおり、時限立法は一時的・臨時的

な政策または対策の期間によって定められた法律でございます。また、有効期間内に終了しなければ期間が延長されることはあるものの、原則として時間の到来により法の効力は失効することとなります。

平成になって制定され、期間内において既に失効となった法律についてお答えをいたします。

人権擁護施策推進法は、平成9年から5年の期間により施行され、期間内の平成14年に失効しております。

次に、45歳以上の中高齢の雇用情勢の悪化に対処すべく制定をされました雇用対策臨時特例法は、平成13年から5年の期間により施行され、期間内の平成17年に失効しております。

このほかにも、3年の期間で地方分権改革推進法や、2年の期間においてテロ対策特別措置法などが制定されております。

また、近年では、女性の職業生活における活躍の推進を目的に、女性活躍推進法が平成28年、10年の期間で制定されました。

一方で、平成12年、過疎地域自立支援促進特別措置法や、平成17年、市町村合併特例法がそれぞれ10年の期間で制定されましたが、延長され、現行法として施行されているものもございます。

以上でございます。

○企画政策課長（角野 毅） 北方議員の新庁舎建設予定地の民間企業との契約内容の経緯についてのご質問にお答えをいたします。

新庁舎建設予定地の民間企業との契約内容というご質問でございますが、土地開発公社が所有いたします新庁舎建設予定地は、過去、民間企業と土地売買契約が交わされておりましたが、現在、その契約は解除されておりますので、この契約解除までの経緯についてお答えをいたします。

はじめに、市の対応でございますが、垂水市新庁舎整備基本構想の決定後、3カ所の整備予

定地となりましたエリア内地権者に対しまして、整備候補地であることの説明を行いました。

その後、垂水市新庁舎建設基本計画が平成30年3月26日に決定いたしましたことから、7月9日付で建設予定地の土地所有者でございます土地開発公社に対しまして、新庁舎建設事業への協力依頼文書を送付したところでございます。

土地開発公社の対応でございますが、新庁舎建設予定地は民間企業と平成25年6月15日付で土地売買契約及び覚書を交わしておりましたけれども、市からの依頼を受け、民間企業に対しまして、土地売買契約及び覚書の解除に関する申し入れを行い、弁護士確認のもとで解除に関する手続きを進め、平成30年7月30日に土地開発公社理事会で当該議案の可決をいただき、同月31日付で民間企業と正式に売買契約合意解除契約及び覚書合意解除契約の締結を行ったと報告を受けております。

以上でございます。

○北方貞明議員 通告外でしたから答えていただけないというのは、別に構いません。たまたまきょう新聞にこういうのが記載されとったものですから、皆様方も興味があると思って質問したわけですが、そういうことです。

そして、備蓄について質問いたします。備蓄、これはわかりました。そして、備蓄、これはわかりましたというより、今現在、備蓄量は何人分といいますか、何日分といいますか、そういう単位で備蓄されておるのか。その点も一応確認してから次の質問に入ります。

○総務課長（森山博之） おおむね3日間を想定して、174名分に相当するものでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 174名の3日分ということで理解いたしました。

そして、これでは多分まだまだ足りないと思っておりますけれども、将来的に3日分はさておいて、何人分ぐらいの備蓄をされる計画

なのか、お願いします。

○総務課長（森山博之） それではすみません。答弁の前に、1回目で答弁をいたしました表現が一部誤っておりましたので、冒頭で済みません。おわびと訂正をさせていただきます。

備蓄品の中のご飯類100グラムから250グラム入りを私、2,080袋と回答すべきところ、2,080グラムと表現をいたしました。2,080袋の間違いでございます。お詫びして訂正を申し上げます。

それでは、今後の備蓄計画についてお答えをいたします。

台風や豪雨、地震などの大規模災害の発生直後は、物流・流通機能等が混乱することが懸念をされます。このため、被災地外からの支援物資が行き届かないことや被災地のニーズを的確に収集することが困難になることが、本年7月の西日本豪雨で痛切に感じたところでございます。

鹿児島県が平成25年3月に取りまとめました鹿児島県地震等災害被害予測調査によりますと、本市での最大被災ケースは、鹿児島湾直下地震において、冬場の夕方6時に発生した場合の避難者数は1,400人と想定される結果となっております。

また、中央防災会議が策定をいたしました防災基本計画では、災害発生当初の72時間、すなわち3日間は救命救助活動において、極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な行動に人的、物流資源を優先的に配布するものとされております。

これらのことを踏まえ、避難者数1,400人を基準として、食料並びに飲料水等について、おおむね3日分を目標として備蓄していく必要があるものと考えております。

加えまして、災害発生直後の混乱を最小限度にとどめるためには、市の備蓄だけではなく、市民の皆様や自主防災組織等が自助、共助を認

識していただき、平常時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことも重要であると考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、72時間、3日分の備蓄量、早急にそろえていただけるように、万全の体制をお願いいたします。

そして、備蓄をするには、備蓄商品が一応有効期限とか賞味期限とかいうふうにあるわけですが、その商品を廃棄するちゅうことは、とてもじゃないけど、食品ロスが発生して無駄なことであることは、皆さんもご存じのとおりと認識されると思っております。

そこで、賞味期限間近のローリングちゅうんですか、そういうのを有効に活用すると。そういうローリングの活用方法は、どのような考え方をされているか、お聞きしたい。

○総務課長（森山博之） 賞味期限切れ間近の食料についてお答えをいたします。

現在備蓄しております災害保存用食料品は、平成26年度から平成30年度に購入したものでございます。議員ご指摘の賞味期限切れ間近な食料品につきましては、平成30年7月14日に開催をされました松ヶ崎地区総合防災訓練におきまして、非常食用ご飯100グラム入り、150食を提供させていただきました。本食料品は、平成25年度に購入したもので、平成30年10月に賞味期限が切れるものでございました。

訓練は、松ヶ崎小学校の主催により、校庭及び松ヶ崎地区公民館で実施をされ、地域住民11名、児童12名、教諭6名、消防職員ほか総勢36名が参加をして行われたものでございます。

訓練では、桜島の爆発、大爆発により地震並びに津波の発生を想定した避難訓練や道路遮断により救援物資が届かない場合の炊き出し訓練及び自分たちでできる応急救護訓練に加え、非常食の試食などが行われました。

今後も学校はじめ各地区での防災訓練を推進

するとともに、賞味期限切れ間近な食料品や飲料水を有効に活用し、訓練内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 食品、有効利用していただいて、そのような有効利用するのが最も大事なことと思っております。今回、松ヶ崎にそういうふうを提供されたということで、我が本市では、そういうようなまだ計画は具体的にはないわけでしょうか。それだけ、1点だけ伺って次に。

○総務課長（森山博之） 今のところ、市が主催をいたします防災訓練等についての食料品の提供というのは、現在のところ考えておりません。

○北方貞明議員 わかりました。時限立法の続きに入らせていただきます。時限立法では、その目的に対して、そういう期限が設けられておるわけなんですけども、5年、10年、またそういう単位でいろんな法律がありますけども、中にはその期限内で終わるのもあります。中にはなかなかそれは延長、延長、再延長で長いものもありますのは現状と思っております。

特に我が鹿児島県においては、奄美大島の、通称、奄振、奄振と言われているこの法律なんかは、昭和29年から施行されて、延々と今まで続いとるわけですね。そこで、こういう長く続く法律もあるということを確認して、次の質問に入らせていただきますけども、今回、新庁舎建設は、時限立法ではなく、限定措置法のもと新庁舎建設が進められていると私は思っております。限定措置法、公共施設等適正管理推進事業債であるが、制定された背景をお聞かせください。

○総務課長（森山博之） 公共施設等適正管理推進事業債について、法制を担当しております所管としてお答えをいたします。

財政状況が厳しい地方公共団体にとって、過去に建設された公共施設等が今後更新時期を迎

えようとする中、保有する施設を計画的に維持管理並びに更新等を行うことで、財政負担の軽減と平準化を図ることが重要でございます。また、人口減少等に対応した施設配置の最適化についても、計画的に進める必要がございます。

こうした状況から、地方公共団体の公共施設等の適正管理を推進するため、平成26年度には施設の除却を対象とした特例債が創設をされ、平成27年度には施設の集約化並びに複合化事業を対象とした公共施設等最適化事業債が創設されました。

また、公共施設等適正管理等総合管理計画が策定をされ、今後、老朽化対策等の取組みが本格化していく見通しとなりましたことや、熊本地震被害状況から庁舎機能の確保等の必要性が高まっていることなどを踏まえ、国において平成29年度、新たに長寿命化、立地適正化、市町村役場機能緊急保全事業を加え、公共施設等適正管理推進事業債が創設されました。

なお、市町村役場機能緊急保全事業債につきましては、平成29年度から平成32年度までの4年間の限定措置となっております。

以上でございます。

○北方貞明議員 どうもありがとうございます。制定されたその理由等はわかりました。だから、今回、我が垂水市は、そういう法のもとで建設をしていくわけなんですけども、財政負担の軽減とか、そういう形で今回、市町村役場機能緊急保全事業で計画されるわけなんですけど、今、我が垂水市も、この建設に対して基金を積み立てておりますよね。その中でも、それもですけども、この処置を32年度まですれば、我が垂水市にどれぐらいの交付金が来るのか、その金額を教えてください。

○財政課長（和泉洋一） ただいまの北方議員のご質問でございますが、最後、交付金というような形でおっしゃったんですが、基金のことではございませんか。

○北方貞明議員 いやいや、すみません。基金はわかっていますから、いつ来るとはわかっているんですけど、建てるに対して、国からどれだけ補助が来るのか。

○財政課長（和泉洋一） この公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置につきましては、きのうの持留議員の一般質問でも答弁をいたしたんですが、事業、起債対象経費のうち75%充当分までにつきましては、後年度において30%の交付税措置が受けられるような仕組みとなっております。

以上でございます。

○北方貞明議員 そしたら30%の交付税措置はなされることでいいわけですね。わかりました。

今こうして交付税措置がされるわけなんですけども、今、我が垂水市では、新庁舎を建てるに向かって、約12億ぐらいの積立てがあるんじゃないかと思っておるんですけども、これ12億で交付金措置をいただかなかつたとするとすれば、あとどれぐらい自己資金を貯めたらできるのか、こういうのがわかれば教えていただきたいんですけど。

○財政課長（和泉洋一） 基金につきましては、北方議員がご質問でおっしゃったとおり、今12億2,000万程度の積立額でございます。残りについては地方債を充てるということで、今のところ計画しております、国からの交付金というようなものは、後年度に地方交付税の中で措置されるということでございますので、現行、財政計画として考えている部分につきましては、基金をまず充当すると。残りについては地方債を充てるというようなことで財政計画を考えているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 残りは地方債で充当するということがいいですね。わかりました。そういうことで充当して建てる。総額は37億で今計画はされているわけですね。違ったですかね。

○議長（池山節夫） 北方議員、この質問は3番目に入っていますね。

○北方貞明議員 いやいや、あれから関連して言うつもりですけど。

○議長（池山節夫） 2番目のほうでまだ関連して言っているんですか。

○北方貞明議員 関連で言うところですけど、よろしく願いいたします。

それで、新庁舎にかかわることを言うているが、2つほど議長、ダブるかもしれませんけども。

○議長（池山節夫） 何ですか。

○北方貞明議員 新庁舎に関して、これも質問しとるわけですから。

○議長（池山節夫） いいですよ。

○北方貞明議員 関連していますから、よろしく願いいたします。だから、新庁舎に関連しとるから、安全性も含めて質問するつもりでありますので、よろしく願いいたします。

私は、新庁舎は確かに建て替える時期に来てると僕も思っております。これは60年ぐらいですか。私が中学校2年のときでしたか、ここは建っておるといことも知っていますから、かなり老朽化が進んでいることもわかっています。建て替えるのには大いに賛成しております。

しかし、建てる場所ですよ。先ほど1回目の質問で言いましたように、場所は海岸ということで、大変、新庁舎に対して安全性が保てておるかということで、大変、私も心配しておるわけなんですけども、きのうも持留議員が言いましたように、芦屋でしたか、台風で5メートル以上の高波が発生したということでありました。

それで、高潮問題、液状化問題、建設地は、特に海に近いわけですから、そしてまたもともと海だったところを埋めているわけですよ。それで、今回北海道でも液状化で道路が隆起したり、また家が傾いたりしておりましたのは、皆様方もテレビ等でご覧になったと思うんです

けども、今あの場所はそういうのは予想されると私は思っております。

そういうことが起こった場合、果たして住民の人たちは、一時的でありまして、ああいうところに逃げられるのか。また、市の職員の方々がそこから出動できるのか。大変、私は心配しておるわけなんですけども、その辺のところは、市長、どのように思っておられるか、市長の言葉でお願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） きのうからいろいろ新庁舎のほうの話はありますが、今想定し得る状況の中では、最大限の対応しているということは、きのう説明させていただいたとおりです。現庁舎に関しては、想定にも対応できないということでありますので、建て替えの必要性。場所の問題の経緯については、きのうお話をしたとおりでございます。いろんな見方はありますけれども、そういう科学的、専門的な状況を判断しながら、場所の問題も想定をしながら対応しているということであります。

きのうもお話しありました、例えば南海トラフが来たらどうするんだと。物によっては湾内3メートルとありますけども、冷静にひもとくと、それは垂水のことでなくて、鹿児島市にぶち当たるときがそうだと。ここに来的时候には0.5メートル以内という想定がございます。

先ほど話がありました。以前もそのことを想定して、鹿児島県の総合防災訓練を垂水でやったときに、震度7という想定で、最大1.84メートルの津波の可能性があるということでありまして、それに対しても現行2.2メートルでありますけれども、当然、安全対策、地盤対策でありますとか、国の問題とか、いろんなものを想定しながら、きのう申しあげました設計、建築の段階において、より対応していくということです。

一つ例にとってお話をさせていただきますと、垂水中央病院が三十数年、あの場所に立地をし

ております。4階建てということで、ほかにも県営、市営等の住宅等もございますので、そこはどうかということもあります。

多分、県内で一番危ないといえば、埋立地であります、県庁がありますよね、15階建ての。あそこの近くには、それこそ活断層があると言われておりますので、そこも想定しながらいろんなものはしておりますので、近々、大阪、関空とか北海道の地震なんかがあって、当然、危惧をされるお気持ちというのは十分わかるわけですけれども、その辺のところもしっかりと対応してやっていくということでありますので、そのようなことをご理解いただければと思います。

○北方貞明議員 大丈夫だというのが市長の考えでしょうけども、今想定とか想定外とかいう言葉も、想定外ということはもうないんじゃないかなと僕自身は思っておるんですよ。どういふことが起こるかかわからないのが今の現状だと思っております。

今、県庁のことを言われましたから、県庁のところで触れてみますけども、平成5年の垂水も甚大な被害を受けました。9月の台風災害のときは、この港も流木で完全に埋まって、フェリーなんかも航行できないのは1週間、10日ほど続いたと思うんですけども、先ほども高潮でも触れましたけども、5メートルを超すと。

それで、そのときには垂水からの養殖のいかだが、あの堤防を越えて中に入ってしまったということも実際あったわけです。そして、ある家具屋の中には、海の生き物で魚、魚やら鯛やら、ああいうのは打ち上げられて、家具屋の中に入ってしまったというのも事実なんですよ。だから、そういうふうな物すごい高波が発生しとるわけです。

そういうことを思えば、先ほど、触れますけれども、今の場所はいかかなんかと思ひまして、反省ができるところがあれば反省していた

だきたいなという思いで、この質問は終わります。

新庁舎についてですけれども、7月31日に民間との契約、覚書が解除されたということですが、この契約されたとき、たしか1,000万、手付金というのをいただいたんじゃないかなと思います。その件はどのようにになっているか、お教えいただければ。

○企画政策課長（角野 毅） 個別の契約内容につきましては、相手方もいらっしゃいますので、金額等については、この場でご回答することは控えさせていただきます。

○北方貞明議員 それはもらったから、返したなら返したでいいんだけど、それを聞いたかったんですけど、どうなんですか。それも答えられませんか。

○企画政策課長（角野 毅） 相手方の確認もごきますので、この場で答えることは控えさせていただきます。（「打ち合わせしたの。全然かみ合わん」と呼ぶ者あり）打ち合わせしてないです。

○北方貞明議員 今、かみ合わないというのがありましたけれども、打ち合わせのとき僕は言いましたら、覚書の内容で答えられるのもあるということは聞きました。そういう形で今答えられないというのは、それで理解します。僕は打ち合わせのときはちゃんと言いました。だから、詳細なところは言えないということは聞きましたから、それはそれで回答でよろしいですよ。言えないと言われたんですから。できたら教えていただければと思って聞くだけのことです。

○企画政策課長（角野 毅） 打ち合わせの際に、契約内容、日付等につきましてはご報告できますが、金額等については議会の一般質問の席で公表することはできませんということでお話をしていたはずでございます。

○北方貞明議員 ただそれはしたことは、僕はしたよねということで確認を取っただけのこと

です。言えないということは、それでいいんですよ。それでいいんですよ。（発言する者あり）それを聞いたかった。

それから、次の質問に入ります。用地交渉では、今度は市が土地開発公社から用地を購入するわけですよね。それで、今後の流れとして、議会での議決案とか議決案件とか、時期はどのような日程、工程になっているか。もし購入面積、購入価格、坪単価がわかれば教えていただきたいんですが。

○企画政策課長（角野 毅） 用地にまず限ったところでお話をいたします。用地購入の流れと議決時期につきましてはのご質問ということで、用地購入に係る今後の流れと議決案件の時期ということでございますけれども、新庁舎建設予定地は全体で1万6,000平米ございます。そのうち庁舎建設用地としての敷地面積は、上限値の目安として1万平米といたしております。この庁舎建設予定地は、基本設計段階でどのような形で区割りするかが決まりますので、基本設計において購入すべきエリアを確定させて用地取得事務を始める予定でございます。

このようなことから、議決時期、議決案件と時期につきましては、まず用地取得費の予算化の段階として、平成32年3月議会で、平成32年度一般会計予算案、次に用地取得契約の段階として、平成32年度中に議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づきまして、土地の取得についての議案を議決案件として提案する予定でございます。

○北方貞明議員 年度を聞き間違ったかもしれませんが。32年3月に用地取得と言われましたね。32年だったかな。

○企画政策課長（角野 毅） 用地取得の契約の段階としては、32年度中に議会の議決に付したいと考えているところでございます。

○北方貞明議員 用地取得はわかりました。坪単価でもそういうのはまだわからんわけですか

ね。それも言いましたけど、いいですか。

○企画政策課長（角野 毅） 坪単価等につきましては、土地開発公社等で経費等の計算がございまして、その後、提示されるものと考えております。

○北方貞明議員 今、現段階では、どんだけの坪単価で購入するとか、そういうのはまだ決まっていなくてということですね。わかりました。

そしたら、その議決案件は32年のあれでわかりました。そして、これが順調に進んでいけば、建設へ入るわけなんですけども、今度は建設、始まっていて、今後建屋が完成、または移転までの議会へ付する議案は、どのようなのがあるのか。それで時期はどのようになっているか。

○企画政策課長（角野 毅） 完成までの議決案件の時期等についてでございますけれども、完成までの議決案件の時期については、現時点では、完成までの間、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づきまして、予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約でございます庁舎建設工事や、2,000万円以上の動産の買入れでございます備品取得を想定しているところでございまして、時期につきましては、先ほど用地取得と同じく予算化の段階として、平成32年3月議会で、平成32年度一般会計予算案として、次に契約の段階としては、平成32年度中にそれぞれの契約事案を議決案件として提案する予定でございます。また、そのほか庁舎移転にあわせて、垂水市市役所の位置を定める条例等の改正等も想定しているところでございます。

○北方貞明議員 最後になるとは思いますが、いろんな手順を踏んで議案が通って、建設のほうに向かっていくわけなんですけども、僕は一つだけ、疑問を思うのが、庁舎移転です。順当にいけば庁舎移転のところが最終的な議案だと私は思っているんですけども、予算とかそういう案件は多数決で決まれば、そのように物は進ん

でいくと思います。

ただし、私は庁舎移転の議決というのは、ちょっとハードルは高いと思うんですが、その辺は市長、どのように考えておられますか。

○市長（尾脇雅弥） それはそのルールに従ってやるということですので、そのルールに従って判断をしていくということでございます。

○北方貞明議員 先ほど言いましたように、いろんな議決案件は、過半数をすれば議決して前へ進むわけなんですけども、この庁舎移転というのは、事務所を変えるというのは、多数決、議決というんですかね。何かそういうのはハードルが高いはずですよ。これは僕は順序を間違っているような気がするんですよ。たしか3分の2の賛成がなくては、ああいうところに事務所には移転できないと思うんですが、それを決めてからの建設なら、市民が納得して建設することになるんですけども、建ってからこういう議決してくれというのは、ちょっとおかしいような気がしますので、それを聞きよんですよ。（発言する者あり）何がですか。（発言する者あり）

○議長（池山節夫） 今のは答弁が要りますか。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○北方貞明議員 ちょっと待ってください。今から言いますから、それを調べてから。（発言する者あり）

○議長（池山節夫） 静粛に。答弁が要りますか。（発言する者あり）静粛に。答弁が要りますか。（発言する者あり）

○北方貞明議員 多数決決議というのがあるんですけども、それを答えていただきたい。

○議長（池山節夫） 答弁できますか。

○企画政策課長（角野 毅） 庁舎建設に関しましては、既に今議会のほうには予算案として、設計予算という形で議案として提出をして、可決をいただいております。

今後、さまざまな手順を踏んでいって、最終的に庁舎の移転ということでございます。その段階で議会の方々が3分の2の賛成がいただけないということがあると、それはまたこれまでの予算措置についてのいろいろな考え方も整合性が出てまいりますので、我々としては粛々と手順を踏んで、建築までの流れを踏んでいくという手順を進めていきたいと考えております。

○北方貞明議員 私が言いたいのは、後ろからやじもあるんですけど、（「やじじゃないよ」と呼ぶ者あり）3分の2ちゅうのはあるんです。（発言する者あり）

○議長（池山節夫） 私語はやめてください。

○北方貞明議員 庁舎を移転するには3分の2の議決が要するというのをわかっておられますかということを知りたいんです。

○企画政策課長（角野 毅） 制度として認識をしております。ですので、今現時点で我々がその段階で3分の2の議決がとれるのかとれないのかということ想定しながら事務を進めることはございません。粛々とそれまでの踏むべき段階を踏んで事業展開を進めていくということでございます。

○北方貞明議員 だから、後から問題が発生しないためには、その議決が必要じゃないですかということを知りたいんです。

○議長（池山節夫） 答弁が要りますか、今。（発言する者あり）どなたですか。

○企画政策課長（角野 毅） 今の北方議員のお話は想定のお話でございますので、そのときに3分の2の議決があるのかなのか、前時点でとったら後では何もないのか、想定の中のお話でございますので、そのことは我々としては現時点でお答えをすることではないと思えます。

○北方貞明議員 予算ずっと通っていきますよ。それはそれでいいんです。だから、その土壇場になって、3分の2が通らないかんでしょうけ

ども、つくったからみんな賛成する、そういう雰囲気的なことが起こらないか、それを心配しとるから聞いてるんですけども、私の考えとしては、それを早目に、手順としてはそっちのが先じゃないかと。3分の2を得て、議会も市民もみんなが、そこは建ててよかぞというたお墨つきがついたほうがいいんじゃないかということで質問しとるわけです。それで答えがあったら。（発言する者あり）

○議長（池山節夫） もう一件、今答弁が要りますか。もう一回質問してもらっていいですか、今のこと。どういうことですか。

○北方貞明議員 館が建ってから、そういうハードルの高いのは残しとけば、後々、難儀しやせんのかということを知りたいんです。だから、手順としてはそっちが先じゃなかろうかと。

○議長（池山節夫） その答弁は、担当課長でいいですか。

○北方貞明議員 それを考え方を聞きたいわけ。

○議長（池山節夫） 担当課長に。

○北方貞明議員 市長に。

○議長（池山節夫） 市長ですか。

○北方貞明議員 市長に聞かないと。市長が決定することなので。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど説明しましたような手順に従って、ルールに従ってやっておりますので、そのように、当然のこととして、決められた部分に従ってやるということを実行しているということでございます。

○北方貞明議員 そしたら、市長はどのような手順でやってください。私のほうとちょっとかみ合わなかったんですけども。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池山節夫） ここで暫時休憩します。次は10時30分から再開いたします。

午前10時19分休憩

午前10時30分開議

○議長（池山節夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、篠原静則議員の質問を許可します。

〔篠原静則議員登壇〕

○篠原静則議員 皆さん、お疲れさまでございます。雨が多くて、農家の皆さんは作物の管理に大変苦勞をなさっているようですけれども、頑張っていたきたいと思います。

日本列島は、地震、台風災害、また地震災害と、何とも言えない、言葉もないような気持ちでございますけれども、被災された皆さん方に心からお見舞いを申し上げます。

また、道の駅、南の拠点、庁舎問題と、きのうから議論がされていますけれども、巷の噂じゃないですけれども、南の拠点におきましては、秋に一部オープンということでございますけれども、何で一緒にオープンできないのかなというお話もあります。

それと、この南の拠点、現場に仕事いろいろ発注されていらっしゃるようですが、さて、地元の方々が現場で何人ほど働いていらっしゃるのか、経済効果はどうかというお話もお聞きしております。

また、庁舎問題にいたしましても、ちょっと焦りとも思えるような感じで進めていらっしゃるのかなというお話もございます。

それはそれといたしまして、明るいニュースもございました。それは、テニスの大坂なおみ選手の優勝でございます。優勝はもちろんうれしいことでありますけれども、それよりも、久しぶりに日本人らしい女性とお会いしたような気持ちになりました。彼女の振る舞い、インタビューのコメント、謙虚さ、まさに大和撫子という気持ちがいたしました。今後の活躍を期待いたします。あした、日本に帰って

いらっしゃるそうですけれども、皆さん議会中で、お会いにいけないのが残念であります。

そういうことで、質問に移らせていただきます。

第2回定例会の中でお尋ねした問題でございますけれども、その後お答えがいただいておりますので、再度質問いたします。

財産の誤った表示登記について、今後の対策として、鹿児島県等の関係機関、全てを交えて協議する必要があると考えております。また、他市町村の状況等について、早急に調査し、どのような対応策があるのか研究してまいりたいと答弁をされております。その後どうなったのかお答えをお願いいたします。

2番目に、農地中間管理事業について、これも第2回定例会でお尋ねした問題でございますけれども、29年度、集積協力金の単価が引き下げられているが、引き下げられた差額の補填はできないかという質問に対して、今後、集積状況を見据えながら、また、国県等の動向を注視しながら検討してまいりたいと答弁をされております。その後どうなったかお答えをお願いいたします。

次に、きれいなまちづくりについてでございますが、ポイ捨て条例が施行されて、市としてどのような取組みをされているのか。これについては、きのう、堀内議員の質問に対して、生活環境課の課長さんが答弁なされておまして、理解をしていたつもりでございますが、総務課長がぜひ答弁をしたいということですので、よろしく願いをいたします。

また、職員の皆様におかれましては、市民の模範となるような取組みをされていると思っておりますけれども、どういう取組みをされているのか教えていただきたいと思っております。

それと、きれいなまちづくりの中で、これも第2回定例会でお尋ねした分でございますけれども、きれいなまちづくりといっても、インフ

ラ整備が垂水は大変遅れているというような考え方でお尋ねをいたします。

錦江町の例の堤防の穴ぼこ、ロープが張ってありますけれども、5カ所ぐらいあるそうでございますが、これについてはどうなったのかと。計画ですね。

それから、警察署からとんとこ館に行く市道4号線、この刈り込みも第2回定例会でお願いしたやに覚えておりますが、それはどうなったのかと。

それと、一番大事な大隅の玄関とかねがね言われております臨港道路、国道の信号から新港に行く道路の整備、これはどうなったのかとお尋ねいたします。

それと、あと次に、学校敷地内の樹木の管理についてをお尋ねいたします。

先日、柘原小学校に行ったところ、校庭の大きなセンダンとか、アコウの木とか、その他の木がぱっきりと切られておりました。そのため、校庭から陰がなくなってしまい、この猛暑の中、児童などの活動に影響が出てしまうのではないかと心配をしております。木の枝を切るために当たって、学校側との打ち合わせを十分行われたとは思っておりますけれども、どうであったのかお尋ねをいたします。

次に、小学校の更衣室の状況についてをお尋ねいたします。

プライバシーを重視する今の状況に合わせて、学校の水着や体育服に着替えるための更衣室。特に女子児童に更衣室は整備されているものと思っておりましたが、私が聞いたところ、整備はされておらない学校があるということがございます。

男子が着替えた後の教室や空き教室で着替えを行っていると思われていますが、教室の窓はガラスで、外から丸見えでございます。プライバシーが守られているとは言いがたいのではないだろうかと思っております。異性を意識したり、

羞恥心を増してくるなど多感な時期であります。教育的、人権的な配慮に欠けているのではないかとおられます。ということについてお答えをお願いいたします。

それから、以前は、柘原小学校においては、山手側に更衣室等があったと記憶しておりますが、現在はその建物はなくなって、空き教室を使っていると聞いておりますが、改善の方法があったら教えていただきたいと思っております。

次に、職員の健康管理についてをお尋ねいたします。

最近、係長を含む4、5名の職員が、精神的に疲れて休んでいらっしやると聞いておりますが、仕事やプライベートの原因さまざまと思っておりますけれども、総務課ではどの程度把握しているのか。プライバシーへの配慮もあるでしょうから、話せる範囲で現状と原因を教えていただきたいと思っております。

これで1回目の質問を終わります。

○農林課長（楠木雅己） 篠原議員のご質問でございます。

財産の誤った表示登記についてのその後の状況についてお答えいたします。

去る6月議会におきまして篠原議員よりご質問のございました、圃場整備事業での財産の誤った表示登記解消への取組みのその後の状況についてでございますが、7月18日、県の土地改良事業団体連合会の職員が本市へ来庁され、垂水市土地改良区とともに今後の取り扱いについて協議の場を持ったところでございます。

その席で連合会からは、連合会でできることや、県や垂水市でできること、また法務局との協議も必要な事例もあるなど、すぐにできないケースもあると思うが、少しでも前進するように努力したいとの回答をいただいたところでございます。

当日は、問題のある7件について、それぞれ個別に協議を行い、検証した結果、3件につき

ましては、県及び土地改良事業連合会で登記の修正が行われるのではないかとのお返事をいただき、現在作業を進めていただいているところでございます。残りの4件につきましては、登記の修正が非常に困難な事例でございますが、法務局の助言や関係機関の協力を得ながら対応を検討してまいりたいと考えております。

財産の誤った登記は、売買ができないばかりでなく、固定資産税の課税対象となり、所有者が不利益を被りますことから、今後、県営・団体営事業等で圃場整備を行う際は、関係機関一丸となって適切な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

続きまして、農地中間管理事業についてのその後の状況についてお答えいたします。

6月議会におきまして議員がご質問されました農地中間管理事業で、主に経営転換協力金の平成30年度単価が平成29年度単価に比較し大幅に引き下げられたことにつきまして、市で補填する考えはないかとの質問のその後の状況についてでございますが、大隅地域の他市町の状況を調査いたしました。県の提示しております単価を上回る補填を行っている自治体はございませんでした。

また、国・県の動向につきましても、現在のところ、当初提示された単価の上方修正はないようでございます。

なお、平成30年度の当初単価での事業への影響につきましても、現在のところ、件数的には大きな影響はないようでございます。

以上のことから、現在の県が提示している平成30年度当初単価を市で補填するということは考えていないところでございます。

今後も、農地中間管理事業の趣旨を説明し、ご理解をいただき、農地の集積・集約に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（森山博之） 篠原議員ご質問のきれいなまちづくりについてお答えをいたします。

まず、土木課所管の取組みでございますが、昨日、感王寺議員の答弁と一部重複をいたしますが、ご了承願いたいと存じます。

中俣中央線及び浜平柘原線、垂水南1号線、柘原新城線、浜平大都線の5路線、約7.2キロにつきまして、除草機械をリースし、実施をしたとのことでございます。

また、宮脇公園一帯につきましては、平成30年7月30日から8月10日までのうち10日間におきまして除草作業を実施をいたしており、また、その他の公園につきましても、造園業者による委託や環境整備班での除草を実施したとのことでございます。

土木課におきまして除草に取り組んではいらぬものの、夏場の雑草は成長が早く、対応に苦慮しているのが現状のようでございます。

次に、生活環境課所管の主な取組みでございますが、平成30年3月に、先ほど議員からもございましたとおり、垂水市ポイ捨て等防止条例を制定し、同年7月1日から施行しているところでございます。

本条例の周知期間であります5月には、趣旨や制度等を記載したチラシを全戸へ配布し、また、環境月間であります6月には、広報たるみずにおいて、環境問題やごみの分別、資源化等について記事を掲載し、本市の環境保全に向けた取組みを行ったとのことでございます。

また、これまで市民の皆様から強い要望でありました流木等の処理につきましては、今年度実施いたします。海岸漂着物地域対策推進事業の事務手続が完了いたしましたので、9月から事業を開始する予定であるとのことでございます。

そのほかにも、ごみ分別に関する出前講座の実施や不法投棄や野焼き、猫等の適正飼育等の指導など、さまざまな面において、本市の環境

美化に向けた取組みを行っております。

次に、職員におきましては、おおむね年2回、垂水新港周辺や、たるみずふれあいフェスタ会場周辺の除草作業を勤務終了後に実施いたしております。

また、職員個々は、所属しております振興会での奉仕作業や、今年度は天候不良により中止となりましたが、錦江湾クリーンアップ作戦等による作業なども行っております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） きれいなまちづくりにつきまして、土木課としましての取組みにつきまして回答いたします。

6月議会でも同様のご質問をいただきましたが、その内容は、ポイ捨て等防止条例が施行されるが、道路沿いが雑草に覆われていてはポイ捨ては減らない。まずは雑草対策をすべきではとのご指摘を受け、幹線道路や集落に通ずる重要路線、また、人家が密集している路線などを中心に、除草作業の委託路線や回数を増やすなどの検討をし、除草機械の重機を借り上げ、環境整備班でも実施し、きれいなまちづくりに努めてまいりますと回答しております。

6月議会以降の取組みといたしましては、感王寺議員や、先ほど総務課長の答弁と重複いたしますが、中俣中央線、浜平柗原線、垂水南1号線、柗原新城線、浜平大都線の5路線、約7.2キロにつきまして、除草機械を借り上げ実施いたしました。人力での作業が困難な高い箇所まで伐採できましたので、かなり効果があったものと考えております。

また、宮脇公園につきましても、お盆前に除草作業を実施いたしましたが、また伸びてきておりますので、現在、環境整備班と実施時期につきまして検討中でございます。

その他の公園につきましても、造園業者や環境整備班で除草に努めておりますが、夏場は雑草の伸びが早いため、大変苦慮しているところ

でございます。

また、お尋ねの垂水4号線でございますが、植栽帯の低木につきまして、かなり高くなっておりましたので、除草の除去も含めまして、低く刈り込むよう造園業者に指示をしたところでございます。秋からは高木の剪定を予定しておりますので、その際、低木の除草も対応することとしておりますので、少しでもきれいなまちづくりを実施できるよう努力してまいります。

次に、県管理の施設でございますが、6月議会で議員より要望いただきましたので、垂水大橋から潮彩町交差点までと、国道から垂水新港までの臨港道路の除草を要望いたしました。その後、垂水大橋から交差点までは除草をされたようでございますが、国道から新港までのソテツの伐採が未実施でございましたので、先日、振興局へ実施の要望を行ったところでございます。

議員ご指摘のとおり、本市の玄関口であり、重要な路線でもございますので、引き続き要望してまいります。

また、海岸の堤防の陥没につきましては、陥没が発見されました際、危険ぐいを環境整備班で設置しました。その後、大隅地域振興局の担当を現地に案内し、現地で直接要望いたしましたが、なかなか対応していただいただけませんでしたので、その後も要望しております。

県の回答といたしましては、なかなか予算がつかないとのことでした。本年度も要望いたしましたので、早期に対応していただきますよう、引き続き要望してまいります。

以上でございます。

○教育総務課長（紺屋昭男） 篠原議員のご質問でございます。

小学校の環境整備についての敷地内の樹木の管理についてお答えいたします。

まず、各小中学校の環境整備につきましては、かねてから保護者や地域の皆様のご協力をいた

だき、児童生徒の学びの場にふさわしい環境が保たれておりますことを深く感謝申し上げます。

ことしの夏は、特に全国各地で猛暑となり、運動中、熱中症で搬送されるなどの事故がニュースなどで数多く取り上げられておりました。学校における樹木は、緑陰読書での活用、運動後の木陰での休息、木々の緑が心の安定を与えてくれるなど、教育的な意義は大きいものがございます。

2学期に入り、小学校では運動会練習が始まり、樹木剪定等により木陰が少なくなった学校もございますが、涼しい時間帯での運動会練習、こまめな水分補給等の子供たちへの指導、テントを設営するなど、各学校とも熱中症等の対策を行っているところでございます。

続きまして、更衣室の状況についてお答えいたします。

まずは、小学校プール施設内の更衣室につきましては、柘原小学校を除く7校は設置されております。柘原小学校につきましては、平成24年度に老朽化が進み、破損の程度が大きく危険であるとのことで撤去されております。

また、垂水小学校におきましては、老朽化が進み、使用できる状況ではございません。

学習の効率化や子供の安全、プライバシー等を勘案しますと、プールに附属する施設として当然あるべきであり、使用できる状況でなければならぬと考えます。

この2校につきましては、現在、保健室や教室等を使用して、プライバシー等には十分配慮しながら更衣をしており、子供たちからは特に不自由は感じていないようでございますが、今後も学校として十分教育的配慮をしながら、体育授業や水泳学習等を行うように指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（森山博之） 篠原議員のご質問の病気休暇中の職員についてお答えをいたします。

職員個々の病気休暇の要因につきましては、先ほど議員からもご指摘がありましたとおり、プライバシー保護の観点から、答弁を差し控えさせていただく旨をご了承いただければと思います。

現在、身体的体調不良による病気休暇中の職員1名、メンタル的体調不良を訴えて病気休暇中の職員は4名でございます。

○篠原静則議員 それでは、順を追って1番からお尋ねをいたします。

財産の誤った表示登記については、課長の答弁をいただきました。7月18日、県の土改連の皆さんと協議されたということで、少しでも前進するんじゃないかと考えております。これぜひ解決に向けて努力していただきたいと思っております。

それから、農地中間管理事業につきましては、国・県、大隅においても、そんなになんというふうなことでありますので、はっきりと補填はしませんということですね。

そういうことで、前回の市長の答弁においても、国・県の補助率も見きわめながら、メリット、デメリットを含めて状況を正確に認識した上で、どうするか対応をしていきたいという答弁をいただいておりますけれども、農家に対してデメリットは全くございませんので、ぜひ前向きに考えていただきたかったわけですが、補填はしないということでございますので、農家の方から質問があったら、補填はしないと伝えていきたいと考えております。

それから、きれいなまちづくりについてでございますけれども、総務課長からご答弁をいただきました。環境班の土木の方々の除草作業、それから年2回の職員の皆さん方のボランティアで頑張っているというところをお聞きいたしました。

そこはそれでいいといたしまして、市長をはじめ市長部局の皆さんにお尋ねいたしますので、

誰でもいいですからご答弁をよろしくお願いたします。

これは、市民からの指摘。きれいなまちつくりしましょうかと、ポイ捨てを無くしましょうかと言われると、これ市民からの指摘ですので、お答えをいただきたいと思います。

市役所東裏ATM隣の粗大ごみが、プランターとか、金属のパイプとか、その他いろいろございます。これは、置いてあるのか、捨ててあるのか、よろしくお願います。

それと、市役所の喫煙室、壊れた椅子とか、ライターとか、余り散らかっていると。これについても、置いてあるのか、捨ててあるのか、お答えを願います。

それと、教育委員会に、教育長でも誰でもいいですのでお答え、これ市役所の皆さんはわかっていらっしゃると思って私は質問しておりますので。市民館の外階段の下、自転車、また、今まで使った標語の、あれ看板というんですか、それが置いてあります。あれは、捨ててあるのか、置いてあるのか、教えていただきたいと思えます。

これで2回目の質問を終わります。

○財政課長（和泉洋一） 市役所内でのごみステーションでの粗大ごみ等につきましては、適正に今管理をしているつもりではございますが、そういう部分がありますれば、また中身を、よく状況を把握いたしまして、処分するものは処分するというような形で対応いたしたいと思えます。

以上でございます。

○社会教育課長（野嶋正人） ご質問がありました、市民館の階段下の自転車と看板ですけども、自転車については、誠に申しわけありません、また時期を見て処分をしたいと思えます。

看板については、実はあの持ち主が垂水地区公民館の立てた看板でございまして、今年の台風のとくに倒れた物を私どもが回収して、地区

公民館には今後どうするのかというのは一応お願ひしているところですが、まだちょっと動きがないようですので、また再度相談をしたいと思えます。

以上です。

○篠原静則議員 この3点について答弁がございましたけれども、そういう状況で市民にお願ひとか、指導はできないんじゃないかろうかと思っておりますので。私も、見てみつきいやんせと言われたので、行ってみたんですよ。すばらしい標語というんですか、一番上に載ったのを見てみましたら、「泣き顔を笑顔にさせる思いやり」と。あのままじゃ、本人さんとか、親御さんが見られたら、笑顔になりませんよ。ぜひ、2、3日も置いてあるんじゃない、市長、もう長い時間、そこも置いてあるらしいです。これ私も市民からの指摘でわざわざ見に行ってきたので、これ私が今質問していますけど、ぜひ改善するところは改善していただきたいと思えます。

これはこれで終わりますが、それと、土木のほうですけども、市道4号線は整備の方向で前向きに進めていくということで、よろしくお願ひします。

この錦江町堤防の穴ぼこ、これについても、堤防が壊れることはないかもしれませんが、県のほうに十分お願ひしていただきたいと思えます。

今回、いろいろ私も振興局やら行ってきましたけれども、県庁やら。課長が言われた臨港道路についても、今ごろ連絡手段はいろいろ文化的な方法があるようでございますけれど、電話、ファクス、ぜひ市長、副市長、足を運んでお願ひに行ってください。東京にはよく陳情に行かれても、県庁とか、振興局、少ないようですね。少ないよというか、ゼロの状態に近いような気がいたしました、今回。

だから、ぜひ県庁、それから大隅振興局、先

ほど課長から答弁がございましたけれども、市役所から電話で承っておりますという管理の方でした。岩川さんやったかな。だから、ほかのこともお願いしましたけれども、ぜひ足を運んでいただきたいと思っております。

ということで、私、今回、県管理の施設調べてみましたけれども、まだ時間があるようですので報告させていただきます。土木課の方はもうわかっていらっしゃると思いますけれども、県道垂水南之郷線、県道垂水大崎線、県道国師境線、それから河川といたしまして、本城川、井川、河崎川、中俣川、松崎川、小谷川、それから地方港湾といたしまして、新港、それから旧垂水港、それから、それについている臨港道路が2本、それから県の管理の漁港が、海潟漁港、牛根麓漁港、牛根境漁港が管理になっているようでございます。

合わせて16カ所ぐらいでありましたけれども、それにプラス、海岸線の離岸堤とか、護岸とかありますんで、この辺の整備、右岸整備、ぜひ、市長、さっき言いましたとおり、県庁とか、大隅振興局において、河川の問題も、特に草が生えてるところが多いというような苦情もありますので、そこら辺をぜひ解消していただきたいと思っております。お願いをしておきます。

それから、また要望ばかりですけれども、要望をするということは、また質問があるかもわかりませんということですので、よろしくお願ひします。

要望ですけど、文化会館のまた10月7日は式典がございます。町をきれいにするための一環といたしまして、駐車線、ぜひお客さんが安心して駐車できるように、あれも、この前、福祉大会のとき思ったんですけども、あれも、今からでも10月7日までは間に合うんじゃないですかね、業者さえ手配できれば。駐車線もちろんと引いていただきたいと思っております。

市長は、市長車で送迎されるから、ああいう

駐車線は目につかんかもわかりませんが、ぜひああいうのも改善していただきたいと思っております。

それと、市道、農道の中央線とか、外側線、これ引くだけで町がきれいになりますよね。その辺もお願いをいたします。

それから、冠水通行注意という看板が5カ所ぐらい立っているやに聞いておりますが、いつまでこの冠水注意をするのかというようなお話ですが、計画を立てて改善の方向を探っていたいただきたいと思っております。

冠水注意、中洲通り、あそこは3本も立っておりますよ。だから、仮にいろんな文化会館で式典があるとき、大雨が来て通行不能になったら、これ大変だと思うんですね。これは議題になっていきますけれども、ぜひこの冠水注意の看板を早目にとるような努力をしていただきたいと思っております。これは要望として終わります。

それでは、次の学校敷地内の樹木の管理についてをお尋ねいたします。

市内8小学校、1中学校、かなりの樹木数になると思いますが、数年前までは放置されたこともあったとお聞きしております。近年は、枝の伐採、剪定を行っていているということで、喜んでいらっしゃる学校もありますが、これ輪番制で計画がなされているのかお尋ねいたします。

○教育総務課長（紺屋昭男） 篠原議員の2回目のご質問でございます。

輪番制等につきましてご説明申し上げます。

学校敷地内の樹木につきましては、木が余りにも繁茂することでフェンスを圧迫したり、枝が落ちて子供たちがけがをするなど、危険となることが想定されます。また、落ち葉によって、近隣の住宅にお住まいの方々にご迷惑をおかけすることもございます。

そこで、学校から樹木伐採の要望も多いことから、教育委員会といたしましても、現地確認

をして現状を把握し、今年度から3年に1回の割合で3校ずつ業者に委託して、計画的に樹木を伐採しているところでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。そういう意味で、学校もさっぱりして、きれいにはなるわけですが、お願いですけれども、学校は、どの学校においても学校開放ということで、地域の皆さんに開放していらっしゃるわけですが、子供たちはもちろん、高齢者の皆さんが、よくグラウンドゴルフの試合とか、練習をされております。そういうのも配慮をしていただきたいと。

けさ方、小学校のとこを裏道から通ったんですけど、木の生命力ちゅうんか、もう新しい芽を吹いてはいますけれども、ぜひいろいろ検討しながら剪定もしていただきたいなと思います。

それと、きのうも出ておりましたけれども、学校敷地内の環境整備はもちろんでありますけれども、今後は、地域の皆様方の協力をお願いしながら、学校周辺または通学路整備にも力を入れていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、小学校更衣室の状況についてをお尋ねいたします。

市長、終原小学校だけがないんだそうですね。びっくりしましたわ。終原から市長を出さんにゃいかんな。ということでありますが、終原小学校だけがないということで、学校とか、保護者から、そういう苦情とか、お願いは寄せられていないかお尋ねをいたします。

○教育総務課長（紺屋昭男） 学校からの更衣室の新設等につきましては、先般、学校等にも確認いたしましたところ、保護者からの要望は特にないようでございます。

また、学校といたしましては、予算面などが可能であれば、設置の方向をご検討していただきたいというようなことはございました。

以上です。

○篠原静則議員 要望や苦情はないということでもございました。私にはありました。ということですので。そういうことで、そういう情報が入ってきたから質問をするわけですから、よろしく願いいたします。

こういう状況で、教育長、ありますけれども、更衣室がないと、終原小学校は。教育長も世間を、世の中を回ってこられて、教育課の専門家として、教育長として、どういうお考えか。先ほど総務課長が答弁されましたけれども、終原小学校の未整備、今後どう考えられるのかお答えをいただきたいと思います。

○教育長（坂元裕人） 教育委員会といたしましては、平成31年度に垂水市学校施設長寿命化計画を策定し、このことを受けて、修繕・補修については平準化を図りながら、平成32年度から優先順位を考慮した上で年次的に行う予定でございます。

終原小学校の更衣室新設につきましては、学校の要望等も十分伺いながら、関係課と今後協議してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○篠原静則議員 ぜひ、終原小だけがないということは差別されているようですので、教育的にも悪いと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、職員の健康管理についてを2回目をお尋ねいたします。

1つの係で2人休んでいるところもあるとお聞きしておりますが、職場での仕事状況の把握やコミュニケーションは取れているのか、パワハラが行われていないのか、また、現在休みが出ていない課にも、たまたま休んでいないだけで、予備軍もいるんじゃないかろうかという指摘もございますけれども、これについてお答えを願います。

○総務課長（森山博之） 篠原議員のご質問に

お答えをいたします。

職員のハラスメントの防止等に関する取組みにつきましては、厚生労働省から示されております。事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して、雇用管理上講ずべき措置についての指針及び事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して、雇用管理上講ずべき措置についての指針が平成29年1月1日に改正施行されたことに伴いまして、本市におきましても平成30年3月ハラスメント防止ガイドラインを作成し、課長会で周知をしたところでございます。

ハラスメントによって個人の尊厳を不当に傷つけられ、労働意欲の低下をもたらすなど、労働環境が害されてまいります。このことを職員全員が自覚をするとともに、職員個々の人権を尊重し、ハラスメントの防止及び解決に向けて組織全体で取り組む必要があると考えております。

また、ご指摘のありました職場でのコミュニケーションにつきましては、職員更生会事業により、平成29年度には職員全体でのミニバレー大会の実施や、平成30年度は各課で実施するレクリエーションやボランティア等の活動に対し助成金を交付し、円滑なコミュニケーションが図られるような取組みも行っているところでございます。

しかしながら、こうした取組みを行っているにもかかわらず、メンタル的体調不良により、病気休暇中の職員がいるのが現状でございます。その要因につきましては、職員個々の理由によるもので、個人のプライバシー保護の観点から、大変申しわけございませんが、答弁は差し控えていただきたいと思います。

今後もよりよい職場環境を保つためには、職員間での円滑なコミュニケーションを図ることが大切であることを全職員で共有し、そのような機会や場の構築に努めてまいります。

ハラスメントは個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲の低下及び労働環境を害することを自覚するとともに、職員の人権を尊重した指導に努めることが重要でございます。このことをいま一度指導的立場にある職員に対し、自覚を促す取組みを推進し、常に健康で意欲を持って働ける職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○篠原静則議員 今、総務課長より答弁がございましたけれども、やっぱり緊張感を持ってお仕事をなさるのもいいことだと思いますけれども、たまにはゆっくり飲みニケーションとかいろいろなさって、楽しい明るい職場にしていたらと思いますので、総務課長を中心に、ぜひ職場を明るく楽しく、緊張感を持って仕事ができるような場にしていきたいと考えております。

こういう状況が続いて、最悪な事態が起こることがないように心配をしているわけですが、総務課でストレスチェックなどもしているやに聞いておりますけれども、精神的なフォローも大事だと思いますけれども、課長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○総務課長（森山博之） 篠原議員のご質問にお答えをいたします。

職員の健康管理につきましては、これまでの血液検査や心電図検査をはじめとする健康診断だけではなく、パソコン業務に従事する職員に対し、眼科健診や職員メンタルヘルス対策事業として、ストレスチェックなど、職員の心身に関する健康チェックを実施いたしております。

特に平成29年度からは、ストレスチェックにつきまして、全職員を対象に実施しており、診断結果を所属ごとに集計し、その傾向や特徴などの分析を行い、所属長が把握できるような取組みを開始したところでございます。このように所属長が職員の状況を把握することにより、

職場環境の改善につながるものと期待をいたしているところがございます。

加えまして、総務課が相談窓口となり、さまざまな相談に対応しているほか、メンタルヘルスに関しては本人のプライバシー保護に配慮し、委託先にも相談窓口を開設し、電話等による相談ができるような体制を整えております。

今後さまざまな問題に対し1人で抱えるのではなく、職場内で気軽に相談できる環境が構築できるよう取り組んでいかなければならないと考えております。

以上でございます。

○篠原静則議員 ぜひリーダーシップをとって、職場の環境を大事にさせていただきたいと思いません。

それと、総務課長、もう一点お聞きしますけれども、耳にするとところによりますと、職場でちょっと風通しが悪いというようなところもあるのではなからうかとお聞きしておりますけれども、課長のほうで把握できておれば、ここでは言えませんよね。よろしく願います。

○総務課長（森山博之） 議員のご質問にお答えをいたします。

風通しの悪いという定義につきましては、いろんな意見が上層部まで伝わらない、あるいは共有ができていないということで想定をして答弁をさせていただきますが、私のところに直接そういった話は届いておりませんが、確かに言うように、業務を円滑に遂行していく上では、さまざまな業務の情報につきましては、職員全体が共有をすることによって円滑な職務が遂行できるものと考えておりますので、そのようなことがないよう十分注意をし、執務の執行に努めてまいりたいと考えております。

○篠原静則議員 ぜひ頑張ってくださいと思います。

副市長にちょっとお聞きしますけれども、風通しの悪いとかいいとかは別といたしまして、

ちょっと風通しで意味合いは違うと思いますけれども、ある市民の素朴な質問をお聞きしましたのでお尋ねをいたします。

と言いますのが、その方のお話によりますと、前水迫市長のときは、市長室が開放的であったと。いつもドアも開いておったと。答えられますよね。それが、近頃市長室の前を通りますと、いつも会議中と出張の表札しかないんですかという素朴な質問なんですけれども。

事実そうであればそれでいいんですけれども、副市長はわかっておれば。「そんな会議があるんですかね」とお尋ねをされましたので、「それはそんなに出張はあるんですかね」と。ぜひ答えられたら。

○副市長（長濱重光） どの職場でも、とにかくその職員がよい環境のもとで、意欲を持って仕事に従事するということが、強い環境をつくるということは、非常にこれはもう重要であるというふうに考えております。

そういう中で、今ご質問がございました。私、水迫前市長さんのもとでは仕事をしたことはございませんけれども、私が知る限りにおきましては、まず秘書広報のところにご案内のとおりドアがございます。そして、市長室の入口にもドアがございます。そんな中で、市長はプライベートなこととか、また内密ないろんな電話折衝とかございます。

そしてまた、ご相談を受けられたとき、そしてまた来庁された方々がドアを閉め切って、当然その協議をし、意見交換をし、そういう場合は当然閉め切ってされておりますけれども、私が知る限りでは、市長室の入口は、それ以外は開放されているというふうに認識をいたしております。

それから、確かに市長室の入口の左側にプレートがございますけれども、その中には会議中、庁外出張、いろんなものがございますが、そこは市長のほうで臨機応変に、その場に応じ

て表札をしているのが現状でございます。そのことによって、非常に出張が多いというような印象はあるかもしれませんが、必ずしもそうではないというふうに考えております。

当然市長のお立場も必要なときは出張もございますし、そしてまた執務室において仕事をすることのほうが割合的には多いわけでございますので、私自身はそのような認識でいるところでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 これでは私の質問を終わります。

○議長（池山節夫） 次に、1番村山芳秀議員の質問を許可します。

〔村山芳秀議員登壇〕

○村山芳秀議員 本日最後の登壇となりました。最後というのは初めてでございます。よろしく願いいたします。

昨日から同僚議員の皆様からありますように、ことしの夏の猛暑、西日本豪雨から大阪の地震、今回の台風、地震でお亡くなりになられた方々、被災された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

今議会中に発生した関西を中心とした台風21号被害、今も余震が続く北海道の地震については、まさに災害がいつ起こるかわからない。台風では関空、神戸市などの高潮、地震では札幌の液状化現象と、今論戦が繰り広げられております新庁舎予定地、直撃すれば悪夢を想像させるような災害であります。

地球温暖化が原因なのか確定はできませんが、台風21号に続いて発生した台風22号は、猛烈な勢いで発達をしまして、予報も900ミリヘクトパスカルと、もはやアメリカ並みの巨大ハリケーンの様相も呈しているようでございます。

それでは、通告に従ってご質問申し上げますので、明快なご回答をお願いいたします。

まずはじめは、自治体広聴制度のあり方、取組みについてでございます。

広報、広聴は文字どおり市役所の政策を進める上で、最も大事な要素と言えましょう。広聴という言葉ですが、ご承知のとおり、市役所や公的機関が広く市民やその対象者に聞くことです。広報に比べて、広聴という言葉自体が地味な印象を受けますが、そもそも行政が新たな施策を展開しようとするときとか、何か問題があったときとか、行政と市民が信頼関係を構築していくためには、非常に重要になってくるわけです。

尾脇市政になって、市報たるみずやささまざまな政策の広報活動に加え、他の計画づくりなど、広聴活動にも一生懸命されておりますが、いかにせん道の駅たるみずはまびらと、今回の市庁舎建設計画、何で広く市民から意見聴取をされなかったのかと。その一つが市民アンケートでございます。

浜平の道の駅は、あと2、3カ月で開設の運びとなりますが、これまでの経過を考えると、この広聴活動について、施策の進め方について疑問を持たざるを得ません。一番しなければならなかったこの二つの事業について、されておられません。

今回の新庁舎建設計画についても、外部、内部の検討委員会の広報的なものはあっても、地域住民がどう考えているか、何を望んでいるか、そういったデータが一部のパブコメであったり、説明会での意見聴取などしかありません。

しかしながら、基本構想段階での意識調査や、市民アンケートの実施がないため、基本構想の資料自体にも疑問点が出てきます。

例えば、7万6,000人を想定している湾奥の始良市の場合、窓口の必要駐車台数が1日に29台としているのに、1万4,374人の垂水市の必要来庁台数のほうが1日33台と、垂水の計画のほうが多いんです。

これは、始良市は市民アンケートから車で庁舎に来る人の割合や、本庁、支所への割合を加

味しております。また、両方とも算出方法については同じですが、垂水の場合は2倍の、始良の場合は通常の積算根拠を使っております。

これは一つの例ですが、規模の根拠となる職員数なども企画政策課から配付された資料を見ても、他市町に比べると極端に多い状況です。内容についても、もっと吟味をする必要がございます。

昨日、市長が持留議員の質問に、旧フェリー乗り場は災害はないと言い切られましたが、台風は毎年日本列島にやってきます。新庁舎建設計画の庁舎位置、建設規模に関して、特に市街地を形成している人口が半分以上いらっしゃる垂水地区の反対意見が根強いものがあります。

「海岸に逃げる人はいないもんね。あそこが冠水するのは周知の事実だ」とか、さまざまな声をいただいております。

旧垂水港付近の新庁舎建設基本整備計画については、反対署名も始まっております。なぜ新庁舎建設基本整備計画では市民アンケートを実施しなかったか、改めて伺います。

次に、広聴活動の一環である振興会要望の取扱いでございます。

年1回6月議会終了後に各地区公民館で開催されているわけですが、以前は春と秋に開催され、それぞれ要望事項に対する回答を半年に1回、各振興会に回答をされておりました。

現在は、10月にとりまとめた要望事項について、6月下旬ごろ回答するのみでございます。また、牛根地区では20の振興会がございますが、各振興会ごとでは、なじまない地区全体の要望事項をとりまとめ、昨年からですが、毎年8月下旬に行うようにしております。

昨年8月24日に行った要望活動の回答が、年度をまたいで約10カ月後の6月27日にありました。それも行政連絡会の終了後に回答書を配付されただけでございました。まずは年2回の各振興会長さんからの聞く機会があった行政連絡

会そのものが1回となった理由について伺います。

墓地行政について伺います。

地方分権一括法により、平成24年から墓地埋葬法上の許認可権が県知事から市長へ移譲されました。6年が経過をしております。

このことにつきましては、これまで余り取り上げられなかった質問事項ですので、先ほどの集落要望とも重なる部分があるんですが、5年後、10年後、地域が置かれている状況をわかっていたいただきたいために、あえて取り上げました。

私どもの集落においても、ここ1年ほど、共同墓地の改葬や、不安を訴えられるひとり暮らしのお年寄りの方々からのお声を耳にします。集落であるいはその管理組合で共同の納骨堂をつくっていただき、安心して老後を迎えたいというお年寄りの言葉でございます。地域で支える地域福祉的な要素もありますが、住み慣れたところで安心して住める。これはお年寄りにとっては何よりです。こうした不安を解消する。

また身寄りのない方も今後も増える傾向にございます。昨年10月に牛根地区全体の65歳以上の高齢者の割合が50%を超え、いわゆる地区全体が限界集落となっております。墓守がない、よそには行きたくない。共同墓地の管理はどうなるのと。集落の課題はつきません。

まずは市営墓地や集落の共同墓地、また個人墓地等の現状と課題について、教えていただきたいと思っております。

これで、1回目の質問を終わります。

○企画政策課長（角野 毅） 村山議員の、なぜアンケートを実施しなかったのかのご質問にお答えをいたします。

なぜアンケートを実施しなかったのかのご質問でございますが、市民意見の集約につきましてはさまざまな手法があり、市民に問う内容によって適切な手法の選定を行うことが、効果的な意見集約につながると考えております。

こうした中で、今回の庁舎整備位置を盛り込んだ新庁舎建設基本計画を決定するに当たっては、どう基本計画に盛り込むべき内容である庁舎の規模設定、庁舎の機能、整備位置決定の考え方や、3候補地の評価結果を市民の皆様によくご理解していただいた上で、安全性、利便性、経済性など、さまざまな観点から総合的に判断していただくことが最も重要であると考えたところでございます。そのため、アンケート方式ではなく、各種計画案に対して、事前に広く意見を求める手続でございます。パブリックコメントを実施したところでございます。

○市民課長（鹿屋 勉） 村山議員の行政連絡会会議が年1回となった理由は何かのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、以前は、行政連絡会議は年2回開催しておりました。いつから年1回の開催になったのか、またその理由につきましては、明確な資料が残っておりませんが、行政改革により職員数を削減せざるを得なかった中で、関係各課職員の業務量の調整を図る必要があったことが考えられます。

また、加えて各地区の振興会長の皆さんから、会議出席に対する負担軽減を求める声があったとも当時の職員から聞いているところでございます。

以上でございます。

○生活環境課長（高田 総） 村山議員の墓地行政についての質問において、市営墓地や集落の共同墓地、個人墓地等の現状と課題についてお答えいたします。

まず市内に3カ所ある市営墓地の現状でございますが、近年、納骨堂等への改葬を行う方が増加し、新たに墓地を求めようとする方はほとんどいっしょらないのが現状でございます。

また、お骨自体は改葬により移されたものの、墓石を残したまま使われなくなった墓地や、継

承届け出等がなされず、管理者が不明となっている墓地など無管理状態の墓地が増加しており、何らかの対策が必要な時期に来ていると考えているところでございます。

しかしながら、管理人不明や管理人と連絡がとれない事例も多く、現状においては有効な対策がなく、大変苦慮しているところでございます。

また、課題といたしましては、管理者等の調査に時間を要すると考えられることから、早急な対応ができないことが挙げられます。

次に、市内に約234カ所ある集落の共同墓地、また個人墓地等につきましては、詳細な状況を把握していないのが現状でございます。集落墓地等につきましては、市営墓地と同様に、納骨堂等への改葬が増え、無管理状態の墓地が増加している状況ではないかと考えております。

以上でございます。

○村山芳秀議員 それでは、一問一答方式でお願いいたします。

パブコメ等を実施し、そういうあらゆる別な機会でしたから、市民アンケートはしなかったというふうな理由でございました。私、建設計画の基本構想、基本計画を精査するたびに、この一部のパブコメ等の意見を除いて、本当に市民の意向がどこにも反映されていないのではというように感じるわけです。

市民アンケートというのは、計画案や構想案をまとめるそのときに、事務局の本当に基礎資料ということになります。ここに庁舎建設委員会の鯉坂委員長がサインをされた垂水市庁舎整備基本構想案に対する提言というのがありますけど、昨年のこの動きを見てもみますと、6月16日に新庁舎の基本構想案をまとめるために、第1回目の新庁舎建設検討会を立ち上げられた。

そのわずか2カ月後にですけど、8月25日、2カ月でこの提言をまとめていっしょいたします。1回目の説明を受けて、2回目の会議では提言

をまとめていらっしゃいます。わずか2カ月余りです。

この中で重要なことは、庁舎位置の選定については、選定評価に必要な情報の整理と提供を行い、市民の意見を反映させた上で最適な評価に努めるとございます。また、規模につきましても、必要な機能は確保しつつ、財政規模や将来人口を踏まえて、適正規模となるよう算定を行うこととするというふうでございます。

庁舎位置については、市民の意見を反映させた上で、市長はきのうの答弁で、おおむね市民の賛成をいただいたと答弁されました。意見を反映させているのでしょうか、市長、もう一度伺います。

○市長（尾脇雅弥） 住民アンケートを集約する方法として、さっき言った住民意見を集約する方法としてアンケートを、あるいはパブコメという方法があるというのは、ご理解いただけると思うんです。

我々は諸々を考えて、パブリックコメント、その他説明会等でも実際にどう思うかというアンケートもいただきました。その上で、反対意見というのは、さっきも申し上げました2日間中央地区であった方々の意見というのはありましたけれども、おおむねそういう意味では期待をしているんです。いいものをつくってくれという意見のほうが多かったと理解をしております。

○村山芳秀議員 ここで思い出されるのが、南中跡地の利用の物産施設に関するマーケティング調査ということを過去にやっております。尾脇市長が就任をされる3カ月前、平成22年の10月なんです。このときは、中央地区及び柘原・新城地区の1,500人という住民を対象に、あとは垂水フェリーの利用者949人と対象に実施をしております。

地区住民の回答率は4割程度だったのですが、買い物行動の実態、併設してほしいサービス機

能、当時としては介護、医療、健康増進、レストラン、そういうのが垂水南中跡の希望をされておりました。

当時の商工観光課長の答弁でも、アンケート調査結果も参考にしながら事業計画を進めたいとされて、23年度当初予算に事業実施のための設計調査委託料、当時1,000万円程度だったと思うんですが、それを計上されております。

そして、この7年前の23年度当初予算に、この設計委託料は計上されましたけど、財宝さんに売却を決めたのは議員の皆様もご承知のとおりです。当時は、尾脇市長も、南中学校跡地については地域住民の皆さんのご期待に答えられるよう土地利用を進めたい。総合的に考慮したいという回答が議事録に載っております。

やはり、こういうアンケート調査結果というのは、住民の意向がはっきりと示されるわけなんです。先ほど言いましたように、今度できる道の駅たるみずはまびらについても、そうした調査結果がないだけでなく、交通量調査とかバスやエージェンツへの聞き取り調査とか、これがされているのか。されておれば、そういう資料があると思うんですけど、もちろんさまざまな係数を使って、来場者数などの予測は立てておられます。

道の駅たるみずでは、当時、三菱総合研究所に委託して、当然、アンケート調査も予定地を3つ挙げまして、観光バス等の割合とかそういうので現在の位置に決まっております。売上げなんかにしても、1年1カ月前から立ち上げた出荷者協議会の出荷データと、そういうものを作物ごとに積み上げて積算をしておりました。

この広聴活動というのがいかに大事か、その実態把握にやっぱり努めなければならないと思います。道の駅たるみずはまびらのほうでも説明会とか、役所側で行う広報というのは、ずっとやってこられております。

マリン施設についても同様のことが言えると思うんです。1億円以上かけて交流人口を生み出し、3年後には自立したスポーツ経営を目指すとあります。海洋観光として、新たな産業分野を創出したいと。その方面に期待どおり展開ができるのか、市場調査はされたのか、住民の意識、アンケートはされたのか。

今、猿ヶ場のほうでキャニオニングをやっていますけど、やっぱりそういう民間の協力を、ああやってこういう受入れに、やっぱり伸びしろを感じます。

市長、最近の個別調査をちょっと調べ直して、市民満足度調査とか、昨年6月に実施しました総合計画の中学生アンケート、介護保険、環境基本計画、地域福祉計画、いずれもこれからの垂水の将来をつくっていくのに必要な市民の皆さんの意見聴取、広聴活動、各課やっていらっしゃいます。ときには民生委員さんを通じたり、振興会長さんを通じたり、学校であったりとか、本当に企画政策課が得意とする部分なんですよね。

市長、昨年度策定した第5次総合計画、このまちづくりの視点、市民主体、自ら考え、ともに行動をするというのがございます。市民がまちづくりに主体的に参画し、行政は市民がまちづくりについて自ら考え、行動できるような姿勢を推進するとございます。

今からでも遅くないと思います。旧垂水港付近の新庁舎基本計画、市民の声が反映されていないということで、どうですか。凍結なり撤回する気持ちはないですか。

○市長（尾脇雅弥） 市民意見の集約というのは、いろんな方法があると思うんです。ですので、きのうからお答えしているように、しっかりと手順を踏んでやっているということでありますので、その結果として、そのデータをもとにしっかりと次なる計画というのを対応しているということであります。

○村山芳秀議員 手順を踏んでやっていらっしゃるということなんですが、どうでしょうかね。市長が自信を持ってあそこを進められるのであれば、大潮のときの満潮時とか、やっぱり現場でこうしますから安全ですよという説明をされたらいいと思います。ちょっと論点からは外れるかもしれませんが。（発言する者あり）

委員会出席なんかもそうだと思いますよ。市民を代表する議員の皆さんの広聴活動としては、意見交換の場ですし、積極的に発言されたらいいと思います。なぜ市民アンケートを実施しないのか。アンケート結果が、どの年代層が年間どれぐらいの割合で市役所に来ているとか、どのような用事が一番多いとか、交通手段は何なのか、車なのか、徒歩なのか、バスなのか。

もうこれで、基礎資料によれば1万4,374人、新城・牛根の人は支所を訪れる回数とか、全くそういう意見もありませんし、自由意見というものもないわけですよ。高齢者が4割を超えております。17年後は50%を超えると。この積算資料によれば、1日に窓口外で367台の車が1日來るという予想になっています。ここに始良市の市民アンケートがございます。市民3,000人からちょうど1年前の平成29年9月1日から9月29日、ちょうど1年前です。

その速報を10月6日には出して検討委員会に提出して、この資料でいろいろな市民の意向というのを把握して、その検討の範囲の中でもんでおります。3,000人の中から1,129、回収率が37.6%、それと行政連絡員とありますけど。まあ振興会長さん方ですね、垂水でいう。この方々全員に、237人にアンケートをして175人、回収率が73.8%と。

職業や年代、それから1年間にどれぐらい庁舎を訪れるかと、交通手段、それから機能面や施設面でどういうのを不自由を感じている、それから新庁舎建設に臨んではどういうことを望むかとか。さあ、やはりすごくいい資料になる

と思いますよ。こういう市民アンケートというのは。

—昨年……。

○議長（池山節夫） 村山議員、質問をどうぞ。

○村山芳秀議員 沖縄県の豊見城市に庁舎建設の視察をしたとき、この基本構想、基本計画を1冊いただきました。この中のさまざまな庁舎位置の関係でも11カ所を挙げて、市民の方々からいろいろなご意見をいただいております。こういう手続をしなくていいと思われませんか。市長、どうですか。

○市長（尾脇雅弥） もう先ほどからお話をしているような考え方です。詳細に関してはちょっと担当課長のほうで答弁いたします。

○企画政策課長（角野 毅） 今、村山議員からのご質問でございますが、内容的にはなぜアンケートを実施しなかったのかということであると思いますので、先ほど答弁いたしましたけれども、市民の意見の集約については、さまざまな手法があると。

そして、市民に問う内容によって、適切な手法選定を行うことが効果的な意見集約につながるものであるという、そういう考えのもとで、我々としては実施方針というのを定めたわけでございます。

なおこのアンケートを行わない実施方針につきましては、本年の3月16日の全員協議会で、議員の皆様に対しまして、実施方法については全てこのような方式で行うということをお話しております。

なお、その際には、議員の皆様からはそれについての反対の議論でありますとか、ご意見というものは伺っていないところでございます。ただ我々としましても、どの方法が最もよい方法であるのか、その方法については議員の皆様には必ず投げかける必要性、このような問題でございますので、議会の度に全員協議会を開いて、そこに係る大きな問題についてはお話をし、

議員の皆様にも意見として投げかけているところでございますので、そのような中で、（発言する者あり）我々としては事業推進を行わせていただいたと考えております。

ですので、我々は企画政策課として最も得意な分野というようなお話がございましたけれども、我々としてはこのような市民の意見を集約するという方法について、どのような方法がいいのかというのを十分考えさせていただきながら、今回の庁舎建設の基本計画の推進には、この方法を選ばせていただくということでございます。

○村山芳秀議員 市民の方々が、それで納得されるかどうかということですよ。先週の9月3日の新聞にも、この台風ということで、地球に生きる、ございました。温暖化で海面・水面上昇、猛烈な雨や風に異常な高波や高潮が沿岸部を襲う。温暖化は将来、日本にもスーパー台風をもたらすそうです。

米軍が風速59メートル以上に相当する強い台風クラスをスーパー台風と呼ぶそうですが、事実、今、台風22号も来ております。まず、庁舎位置の場所で、今後、60年、70年、建てる中で、あの位置が将来はわかりませんよ、この地球温暖化の進み具合とか。

いろいろな対策は練られるとは思いますが、そういう中で、市民の声がどういう声なのか、もっと市長が前に出て、自分があそこは大丈夫なんだと思うのであれば、どんどんそういう説明をしていけばいい。

やっぱりそういう行動をとられて、やられるというふうに思うんですけど、どうですか。

○市長（尾脇雅弥） そのような場が住民説明会の場でありましたので、そのときにはそのような形でお答えをしております。

○村山芳秀議員 広聴というのは、主に市民の意見を行政が下す決定に反映するわけです。広聴というのは、行政が下した決定を広く市民に

伝えると。その中で、あんなに企画政策課がいろんな計画づくりの中で、あるいは各課が計画づくりの中で、市民の声を拾ってやっているのに、この道の駅たるみずはまびらと新庁舎建設、非常に多額な税金を使ってやろうとしている。これに対する広聴活動というのが、為政者として本当にそのスタイルでいいのかどうか。

私も中央病院ができるまで、それこそリコール問題まで発展しまして、その当時、傷害事件まで発生したような状況がございました。いろいろな広聴活動というのは、最も市民が主役となれる、やはり市民の声を反映させる政策でございます。

もっと広聴活動に、この2つの事案については、もう道の駅に関しましては、もうできませんけどね。いろいろな反対運動まで、署名までして、今後、住民投票あるいはそのリコールとか、まだそういうのは考えられませんが、どういふふうになるか、それはわからないものですが、やはり広聴活動の重要性というのを、首長として認識していただきたいと思います。

次に、振興会長の要望の1回の件です。

2回が1回になったということで、地域住民の代表から聞く機会が少なくなったということなんです。特に地域の人口も急激に減って、地域づくり、今企画のほうで進めていらっしゃるんですけど、人材不足とかそういうことで、協働で地域をつくっていかうというときに、やはりその住民の声を吸い上げるという、2回が1回になったと、これは前からということですので、後退しているというふうにとられても仕方がないと思います。

昨年からは牛根地区の振興連で、大隈工事事務所、それから県の大隈地域振興局、地域課題について要望を出して、回答を得ております。ことしも1週間前にお送りしまして、国・県とも最新の状況でご回答をいただきました。工事の進捗状況をはじめとしまして、できるところ、

できないところ、ご回答をいただいております。

昨年は、国土交通省では、副所長以下、ことしは課長さん以下、道路管理課長さん以下、5名で対応をしていただきました。県は、昨年、河川港湾課長、それから担当の方、ことしは係長さんなど、海岸、県道、河川、それぞれの担当者が来られて、私ども4人と対応をしていただきました。

市のほうでは、担当の市民課長の対応のみとなって、副市長さんなんかにも対応をお願いしたんですけど、昨年同様に要望書を受け取って、その場の回答はなかった状況です。

課長さんにお伺いします。今後、どういう形で私どもの要望を取り扱っていただけるか、お答えをお願いします。

○市民課長（鹿屋 勉） 村山議員の質問でございます。

振興会、行政連絡会の要望のご質問だったと思いますけれども、以前は2回だったと。それが1年に1回になっている。そのことで回答が遅れているということも先ほどございました。

まずは現在の振興会要望の取扱いについてご説明させていただきます。現在、9月に各振興会長に対して、市への要望書の提出をお願いする文書を出しております。

要望の内容につきましては、来年度に向けて、市の要望事項がある振興会に提出をお願いするものでございまして、要望の内容が予算措置を必要とする場合を想定しまして、提出の締め切りを新年度予算の編成に間に合うように、10月の中旬としているところでございます。

振興会から寄せられた要望につきましては、内容ごとに各担当課へ振り分け、内容の調査・確認を実施し、市民の生活に及ぼす重要性、対応の可能性を検討した上で優先順位を決定し、予算要求、市議会での審議、議決等を経て、新年度事業として実施することになっております。

このように要望の実施につきましては、予算

措置を伴い、議会の皆様の承認を必要としますので、振興会の回答の時期としましては、年度を超えた対応となることをご理解いただきたいと思ひます。

なお各振興会長に送付する文書には、要望書の提出期限が過ぎた後でも、緊急を要する事項とは随時相談していただくよう記載しているところがございます。実際そのような相談を各地区の振興会から、数多くいただいているところでございます。

先ほど、村山議員からも出ましたように、広聴ということにはいろいろな方法があるということをおっしゃいました。企画政策課長からもそういった答弁がございましたように、例えば市の重要な計画策定や条例の策定等につきましては、パブリックコメントの実施、また各種政策への評価をしていただくための市民満足度調査なども実施しているところでございます。

加えて各課が実施する説明会等におきましても、市民の方からご意見、ご要望をお伺いして、業務等に反映できるようにしておりますので、その点をご理解いただきたいということ、重ね重ね申し上げます。

以上でございます。

○村山芳秀議員 要望に換えますけど、回答というのは、もう本当に早いほうが、できるできない、そういう部分を含め、いただければ住民の方々に下ろすとき、こんな形で早く回答があったよということが言えますので、やはりそこを振興会長さん、大変地域の皆さんからいろいろなご要望、お答えを聞いてやっていらっしゃいますので、速やかにそういう返答をするという形をとっていただければと思います。

あと墓地行政、改めてこういう、今の状況がございます。今、234カ所の共同墓地があると。市営墓地につきましても、以前、以前と申しますと昭和、垂水が合併する前ですけど、その頃その集落が寄贈をして、市営墓地になったとこ

ろもございます。

いろいろ墓守の問題とか、個人の問題として片づけるというような状況にも、だんだんできていない。地域においてはそういう部分がございます。本当、最近改葬が増えて、それから自分の、ひとり暮らしの人が特に不安をやっぱり訴えられる方がおられます。

そういう墓地環境もそうなんですけど、集落環境整備という点から言って、共同墓地の納骨堂建設なんか、今3分の1補助でやっているわけなんですけど、これを集落水道並みの、今、災害につきましても3分の1で補助という形なんです。集落水道並みの災害は3分の2、それからそういう墓地の整理、それから納骨堂、そういう整備をしていく部分を、管理組合なり、そういう振興会等に補助率の引き上げ、ここら辺をしていただいて、環境整備に努めていただきたいと思いますと思うんですが、どうでしょうか。

○生活環境課長（高田 総） 村山議員のご質問でございます。

共同墓地の納骨堂建設や災害復旧などの補助率の引き上げについてお答えいたします。

現在、共同墓地の納骨堂建設や災害復旧に対する事業につきましても、昭和51年に制定された垂水市共同墓地環境整備及び災害復旧事業に対する補助金交付要綱に基づいて補助金を交付しているところでございます。

この補助金は、墓地の環境整備や災害復旧を目的として創設された補助金でございますが、近年におきましても、先ほど申し上げましたように、寺社等が所有する納骨堂等への改葬が多くなっていることが原因となっているのか、ここ数年の実績は平成24年度に環境整備を目的として3件、平成28年度に台風災害の復旧を目的として1件となっております、その後は相談もない状況でございます。

今後の取組みといたしましては、市営墓地や共同墓地の抱える課題の対策と、並びに補助率

の引き上げ、先ほど集落水道並みにとのことですが、他自治体の状況等を調査・研究し、関係課と協議を行ってまいりたいと考えております。

○村山芳秀議員 ぜひ集落の戸数も少なくなっています。いろいろ環境がそういう形で、集落の担い手というか、もう年をとっておられます。金銭的にもなかなか苦しい状況もございますので、前向きに検討していただければと思います。

最後に、先ほどちょっと触れましたけど、豊見城の新庁舎建設基本構想、基本計画、これは先ほど11カ所、候補を選び出したと。これは市民の皆さんの声やら、いろいろ入って、その選び方がやはり防災センターという市の庁舎の特殊性を鑑み、それから消防庁舎、やっぱり機能性を含めて候補地の優先順位、そういう決定のフォローという形で候補地を選び出して、絞り込んで、最終的に決めております。

まず豊見城の場合は、市の庁舎のみを5カ所と市の庁舎と消防庁舎を併設したところを6カ所と。垂水市は今後、50年、60年、70年、防災拠点としてやっていくために、現在は消防庁舎を除く形で市の庁舎建設計画が進められておりますけど、この点について、市長、いかがでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 消防の現状をもう少しご理解いただきたいと思いますけれども、広域合併の話がまだ結論が出ておりませんので、まずはそこが1点ございます。同時に現庁舎と比べますと、大分建設年数もまだ余裕がございますので、将来的な課題としては、今後検討をしていくということでございます。

○村山芳秀議員 このあたりも、やはりその市民アンケートというのは、非常にやはり大事な要素なんですね。

○議長（池山節夫） 村山議員、もう一回、この1番の質問はもう既に終わられたんです。

○村山芳秀議員 はい。わかりました。

では、そこを踏まえて要望をしたいというの

が、消防庁舎と一体となったような垂水の置かれている現状、それから東西南北、東西38キロの海岸線を考えれば、いろいろな考え方が出てくるでしょうけど、やはり消防と一体となったような建設、それを十分に踏まえて、今後の建設計画のあり方というのを市長に要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（池山節夫） 自席へお帰りください。

本日の日程は以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（池山節夫） 明13日から9月20日まで、議事の都合により休会とします。次の本会議は9月21午前10時から開きます。

△散会

○議長（池山節夫） 本日はこれにて散会します。

午後0時19分散会

平成 3 0 年 第 3 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 3 0 年 9 月 2 1 日

本会議第4号（9月21日）（金曜）

出席議員 13名

1番	村山芳秀	9番	池山節夫
2番	梅木勇	10番	北方貞明
3番	堀内貴志	11番	森正勝
4番	川越信男	12番	川尻達志
5番	感王寺耕造	13番	篠原静則
6番	堀添國尚	14番	川畑三郎
8番	持留良一		

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	生活環境課長	高田 総
副市長	長濱重光	農林課長	楠木雅己
総務課長	森山博之	併任	
併任		農業委員会	
監査事務局長		事務局長	
企画政策課長	角野 毅	水産商工	二川隆志
財政課長	和泉洋一	観光課長	
税務課長	港 裕幸	土木課長	東 弘幸
市民課長	鹿屋 勉	水道課長	園田昌幸
併任		会計課長	萩原竹和
選挙管理		消防長	後迫浩一郎
委員会		教育長	坂元裕人
事務局長		教育総務課長	紺屋昭男
保健課長	橋 圭一郎	学校教育課長	明石浩久
福祉課長	榎園雅司	社会教育課長	野嶋正人

議会事務局出席者

事務局長	田之上 康	書記	松尾智信
		書記	瀬脇恵寿

平成30年9月21日午前10時開議

△開 議

○議長（池山節夫） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△諸般の報告

○議長（池山節夫） 日程第1、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成29年度健全化判断比率及び平成29年度資金不足比率に関する報告がありましたのでお目通し願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第57号・議案第58号、議案第63号
～議案第68号、陳情第11号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第2、議案第57号、日程第3、議案第58号及び日程第4、議案第63号から日程第9、議案第68号までの議案8件、日程第10、陳情第11号の陳情1件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第57号 垂水市マリンスポーツ施設条例案

議案第58号 垂水市税条例等の一部を改正する条例案

議案第63号 平成30年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案

議案第64号 平成30年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第65号 平成30年度垂水市老人保健施設

特別会計補正予算（第1号）案

議案第66号 平成30年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

案

議案第67号 平成30年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第68号 平成30年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案

陳情第11号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書採択についての陳情

○議長（池山節夫） ここで、各常任委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長堀添國尚議員。

[産業厚生委員長堀添國尚議員登壇]

○産業厚生委員長（堀添國尚） おはようございます。委員長報告をいたします。

去る8月31日の本会議において、産業厚生委員会付託となりました各案件について、9月13日に委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第63号平成30年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案中の水産商工観光課の所管費目については、水産業新商品開発専門人材雇用支援事業の減額補正について質問があり、昨年度の実績額に合わせた減額であるとの答弁がありました。

また、6次産業化支援事業補助金について、具体的にどんな商品に取り組んでいるのかとの質問があり、専門家を招聘しワーキンググループで、揚げパスタやかんぱちのカマのフレークなどを協議しているとの答弁がありました。水産振興支援事業に関連し、いい事業なのでフィッシュガールの継続に力を入れてもらいたいとの意見もありました。

次に、福祉課の所管費目については、放課後児童健全育成事業費の委託状況についての質問

があり、今回の補正は、さざなみ、水之上、第2垂水の3カ所に係るものであるとの答弁がありました。

次に、保健課の所管費目について説明があり、特段質疑はありませんでした。

次の生活環境課の所管費目についても、特段質疑はありませんでした。

次に、農業委員会の所管費目について説明があり、その他で農地などの相続未登記問題についての要望がありました。

次に、農林課の所管費目について説明がありました。荒廃農地再生事業補助金について、農家の取り組み方への質問に対し、平成28年度が44,660円、29年度が593,490円、今年度も80万円を超えており、再生事業への関心が深いとの答弁がありました。そのほかにも、市の木である牛根松を1本でも多く守ってほしいとの要望や、降灰対策事業の条件緩和や市の補助率上乘せなどについても活発な意見が交わされました。

次に、土木課の所管費目について説明があり、道路維持費の委託料3,650万円の補正について質問があり、垂水9号線、ロータリーから錦江町に抜ける道路で歩道幅員が1.5メートルしかないため、その改良や錦江町の冠水問題を改善するための基本設計に係るものであるとの答弁がありました。また、草刈機、除草剤使用に関してさまざまな意見や要望が出ました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号平成30年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案については、特段質疑もなく、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号平成30年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案については、対象者の増減について質問があり、平成29年度は3件の加入があり、くみ取りから

の移行が1件、新築が2件であるとの答弁がありました。これに対し、5年後、10年後を見据えて費用対効果のことも考えながらやっていたきたいとの意見も出ました。

本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号平成30年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案については、滞納繰越分が何人ぐらいかとの質問があり、17名、18件分で、納付済額が19,916円、残りが31,357円、納付遅れや納付漏れが主な理由であるとの答弁がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

最後に、議案第68号平成30年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案については、今回の北海道のような震度7クラスの地震が起こったとき、心配されることは特段ないかとの質問があり、老朽管の取替えの際に耐震性のある配管に取替えをしているが、震度6強を目指しており、普及率が20%でまだまだ更新が終わっていないため、震度7の場合、心配するところがある状態であるとの答弁がありました。

審議の後、本案の採決を行ったところ、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（池山節夫） 次に、総務文教委員長持留良一議員。

[総務文教委員長持留良一議員登壇]

○総務文教委員長（持留良一） おはようございます。

それでは、総務文教委員会審査結果についての報告をいたします。

去る8月31日の本会議において、総務文教委員会に付託となりました各案件について、9月14日に委員会を開き審査をいたしましたので、その審査過程における質疑と結果を報告いたします。

最初の審査は、議案第57号垂水市マリンスポーツ施設条例案について審査しました。この審査については、指定管理手続等との若干の混同もありましたが、審査の主眼は、条例案が公の施設としての名称や位置、施設の管理運営などの内容について問題ないか、そして何よりも新しい条例案であることから、何の目的のために制定されるものであるかを明確にする必要がありました。目的については、マリンスポーツ体験や交流の場を提供し、地域の活性化や市民の健康増進を図ることを目的とするというものでした。それでは、主な論点について報告いたします。

第1は、責任のあり方について、市長と指定管理者との関係がただされました。回答は、基本的に条例案では市長が行うことになっているが、指定管理者が行う場合は、指定管理者が定めるものを実施していいとうたっているのと同じ効力を発揮するという条例案であるという説明がありました。

2点目は、学校教育との関係で使用料の免除についての質疑があり、十分考慮できる部分だと思っていると回答が示されました。

以上のような審査経過をたどり、委員会においての採決の結果、原案どおり可決されました。

次に、議案第58号垂水市税条例等の一部を改正する条例案について審査しました。その審査の経過と結果について報告いたします。この条例案の主題は、働き方の多様性を考え、それを応援する観点から個人所得課税の見直しや税務手続の電子化の推進、さらにはたばこ税の見直しを行うものが中心であると説明がされました。質疑では、シングルマザーの取り扱いについて、福祉の面で救済できないか対策を求める意見がありました。回答は、いろんな分野において常に意識を持って検討していくことが課題だと認識が示され、担当課とも協議、検討していきたいと方向が示されました。また、市税への影響

についての質疑では、机上での平成29年度実績に合わせてのたばこ税増税額は、年間500万円程度との増収になるということも報告がありました。

以上のような審査経過をたどり、委員会において採決の結果、原案どおり可決されました。

次に、議案第63号平成30年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案中の所管費目及び歳入全款について審査しました。主なものについて審査の経過について報告をいたします。最初は、総務課所管費目で市制60周年事業に関係し、表彰部分に係る経費について、この内容では理解が困難であり選定過程と基準の詳細な内容の説明を求める意見がありました。また、他市町村との比較も判断する上で大事であるとの意見があり、動向について説明を求めたいという意見がありました。回答は、当初予算では50周年における表彰者数ということで260名を当初予算計上していたが、補正予算案では、各所からの推薦者数の合計300名ほどの方が表彰と考え、補正予算案を計上したとの回答がありました。結果、委員から提案された内容では判断できないと意見があり、改めて資料等の提出や関係課の出席も求めて審査することを決めました。

次は、教育総務課所管の補正予算案に関して、特に、垂水小学校校庭南側の石積みの崩落等の解消を図るための設計業務委託料について、工事内容や方法について、地域住民や歴史関係者の協議が必要ではないかと意見があり、設計については、景観を残しながら補強できるように考えていくという回答がありました。また、小学校の修繕料のあり方について、予算措置における要求方法についての問題はないかと意見があり、予算を確保しながら随時修繕はしている、早急な対応が必要な場合は、補正予算で対応しているという回答が示されました。

学校教育課では、学校給食費の再任用職員の社会保険料について、食の安心・安全性という

観点から、現状の体制で担保されるのかという質疑があり、教育長からは、組合との協議もあるので時間をいただいて、今後、この点については協議をしていきたいという回答がありました。

また、財政課より地方債、歳入全款についての説明がありましたが、質疑はありませんでした。

歳入、地方債、全款の審査後、改めて総務課の再審査を行いました。ここで、他市町村の動向や企画政策課より選定基準等についての説明が行われ、質疑を行いました。説明では、総務課と企画政策課との時間的なズレがあり、また、実質的には複数での表彰者数があることから、実数としては188名程度になるという回答がありました。さらに、選定基準については、基準自体の見直しを行うべきかについては十分な協議が必要ではないかという回答が示されました。

ここで、各所管関係の審査が終わり、所管費目及び歳入全款について、異議はないかと諮ったところ、全員異議なしということになり、議案第63号平成30年度一般会計補正予算（第3号）案中の所管費目及び地方債、歳入全款については、原案のとおり可決となりました。

次に、議案第64号平成30年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案についての説明を受け審査しましたが、意見はなく、原案のとおり可決いたしました。

次に、陳情第11号日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書採択についての陳情についての審査を行いましたので、その審査の過程における質疑と結果を報告いたします。

最初の論点は、文案中の「朝鮮半島の完全な非核化と朝鮮戦争の終結を宣言し、休戦協定を平和協定に転換するという歴史的合意がなされました」という点で、終結宣言をしたのかという指摘でした。また、趣旨はわかるが、日本周辺は核の脅威にさらされていることから、アメ

リカの核の傘に守られている日本の立場を考えると、まだその時期になっていないのではないかという意見がありました。別の意見としては、陳情は、世界情勢の中にあつて核兵器禁止条約の調印・批准をしていないことに対する陳情・意見書であることから、政府がどのように考えようと私どもには関係ないのではないかという意見もありました。終結宣言の件に関しては、多くの意見が今後の方針であり、今後の取り扱いかんで終結宣言があり得るという方向性を示したものであるという意見もありました。

それぞれの委員から意見も出していただき、諮ったところ、異議ありの声があり、採決は挙手で行いました。その結果、賛成多数で、陳情第11号日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書採択についての陳情は、採択となりました。意見書については採択となり、意見書も原案どおり、提出することになりました。

以上、総務文教委員会所管の審査報告を終わります。

○議長（池山節夫） ただいまの報告に対して、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

議案第57号、議案第58号及び議案第63号から議案第68号までの議案8件については、各委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号、議案第58号及び議案第63号から議案第68号までの議案8件については、各委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、陳情をお諮りいたします。

陳情第11号を委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、陳情第11号は採択とすることに決定いたしました。

△議案第69号～議案第77号一括上程

○議長（池山節夫） 日程第11、議案第69号から日程第19、議案第77号までの議案9件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第69号 平成29年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成29年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成29年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成29年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成29年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第74号 平成29年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成29年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成29年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第77号 平成29年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（池山節夫） お諮りいたします。

各決算については、5人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、各決算については、5人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、川尻達志議員、北方貞明議員、持留良一議員、感王寺耕造議員、梅木勇議員、以上5人を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5人を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

△意見書案第9号

次に、日程第20、意見書案第9号を議題といたします。

案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

意見書案第9号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書（案）

○議長（池山節夫） お諮りします。

ただいまの意見書案については、提出者の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

意見書案第9号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本定例会に付議されました案件は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池山節夫） 異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定いたしました。

△閉 会

○議長（池山節夫） これをもちまして、平成30年第3回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前10時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員